

知的障害者の権利を
みんなで護る社会を
めざして

Panda-

Protection & Advocacy Japan

ぱんだJ

FEBRUARY
2009
No.6

特集

地域の魂 相談支援に生きる

中核センター・ルポ、座談会

特集

もしものとき、
子どもに何を残せますか？

信託編

●インタビュー 長沢峰己さん

●佐吉物語

●巻頭インタビュー

梅岡勇人さん

都心で働く

障害者を雇用したら会社が明るくなった



●市民後見人養成講座！
●障害専門弁護士を育てる

ふしぎなもので、冬の寒さの中でなければ育たないものがある。
たとえば、やさしさだったりする。

100年に1度といわれる世界大不況のブリザードの中で、
小さな命を抱きしめてみる。

「とても幸せを感じています」

企業で長年働き、退職してから初めて障害者支援の世界に
飛び込んだ人が言った。

北の国から南の島まで、障害のある人はくらしている。

何もかもが都市に集まり、

この国はいったいどうなってしまうのだろう。

あそこにもここにもある、あれもこれもある、だから楽しいのに。

伊豆大島、早春の裏砂漠で考えた。

知的障害者は丸の内のオフィスが似合っている。

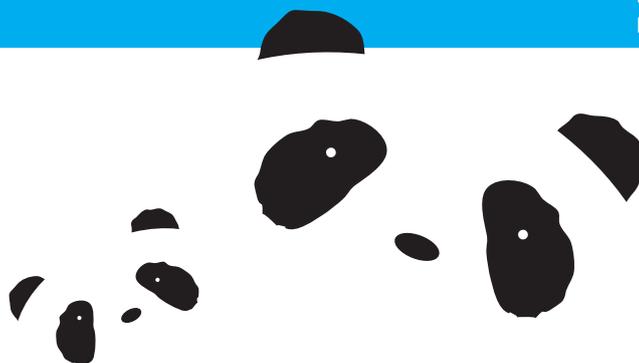
知的障害者は銀座のストリートが似合っている。

この国の価値観をさかさまにしよう。

地球を反対側に回してみよう。

きっと、やさしい春が見えてくる。

そんなP a n d Aになりました。



編集後記

アメニティ・フォーラムに参加しました。琵琶湖を一望する豪華なホテル、昼夜途切れることのない熱気。噂に聞いたとおりでした。前日仕事で寝不足だったため、朝までコースの仲間に入れなかったこと、広々とした素敵な部屋だったにも関わらずほとんど滞在する時間がなかったことがちょっと残念。来年は頑張るぞ！（あっちゃん）

普段は霞ヶ関と永田町の半径1キロの世界が私の取材エリア。伊豆大島で福祉の現場は一筋縄でいかないことをあらためて実感し、アメニティ・フォーラムではいろいろな人の話を聞き、「やっぱり現場に近い取材がしたいなあ」と思った2月でした。（とおる）今号の「ばんだスペシャル in 伊豆大島」で野沢さんの講演に同行させていただきました。三原山、裏砂漠、美しい海岸線、旨いさや。東京・竹芝桟橋からジェット船でわずか2時間でこんなに素敵に意外な島があるとは驚きでした。この島で暮らす方々にはもっとリアルな思いがあるのも想像に難くないのでありますが、…また行きたい（遊びで）！（そねぼー）

「市民後見人養成講座！」(p48～)の第1期養成講座が3月20日から東京大学で始まります。およそ9カ月125時間の長丁場のはじまり、第1日目の第2時間目、受講生がまだまだ緊張している時間帯に、PandA-Jの元氣スタッフが登場します。「被後見人との語り」。被後見人の米田さん、被保佐人の別府さん（PandA-Jの1号、2号で紹介）が後見人候補者たちにガツンと「ばんだ元気」を伝えてくれるはず。米田さん、別府さんの東大デビューです。詳細は次号で。（受講生のまゆ1号）

編集長より素敵なペンネームを授かりました。…が本当に使用するかは考え中です。きっと封印すると思います。今回のアート取材は、その歴史と思いに触れ、心が温かくなった一日でした。お忙しい中をありがとうございました。今後の展覧会も楽しみにしています！（まゆ2号）それは、飯島あいはいらまゆ。（のんちゃん）

次号予告

巻頭インタビュー

俺たちの時代—これからを担う若手支援者を紹介しよう！

○特集1 司法は障害者を救えるか

- 浦安事件が問いかけるもの
- 知的障害者の性被害を司法は救えるか
- 裁判員制度と障害者

○特集2 「もしものときにわが子に何を残せるか—共済編」

- 共済とは何か
- 佐吉の共済物語
- 全知共済の榎本さんインタビュー

- だれにも聞けない成年後見 ○親のための虐待防止マニュアル ○世界の動き
- 判例百選 ○きょうだいのホンネ ○そう思うのは私だけ ○映画の中の障害者
- 親図鑑 ○アートな生活 ○この国の福祉はどこへ…

成年後見・権利擁護の情報誌



バックナンバー No.1~5

PandA-Jのホームページを見てね！

「PandA-J」(ばんだ・じえい)は本屋さんでは売っていません。障害者福祉の世界でかつてない権利擁護情報誌を目指して作りました。

バックナンバー Contents

- No.1 特集 俺の後見人を紹介するぜ！
特集 障害者の権利はいま
- No.2 特集 性被害を許さない！
特集 私、後見人になりました。
- No.3 特集 徹底検証 札幌「三丁目食堂」事件
特集 必殺・後見人、プロの仕事します！
- No.4 特集 わが子を誰に託すか
特集 虐待防止法案
- No.5 特集 障害者とマスコミ
特集 もしものとき、子どもに何を残せますか？

バックナンバー 増刷版受付中！



A4変形 本文64P

その他 ●成年後見研修のためのDVD ●親のための成年後見ハンドブック



申込みをされる方は、PandA-JのHPに申込み方法及び費用が載っていますのでご覧ください。ファックスまたはMailにて名前、送付先、電話番号、Mailアドレス、希望の冊子タイトル及び冊数を明記してください。申込みされた商品と振替票をお送りいたします。
*送付には時間がかかる場合があります。あらかじめご了承ください。

申込み先 PandA-J 編集部 <http://www.panda-j.com>

〒187-8570 東京都小平市小川町 1-830 白梅学園大学 堀江まゆみ研究室 気付
Mail : info-panda-j@shiraume.ac.jp FAX : 042-344-1889

権利擁護・成年後見情報誌 PandA-J

発行日 平成 21 年 2 月 28 日
編集長 野沢和弘
編集委員 堀江まゆみ 大石剛一郎 杉浦ひとみ 関哉直人
太田敦子 市川 亨 相原真弓 遠藤哲也
カメラマン 曾根原 昇
デザイン 富樫茂美 河合一志 寺田右子 小林恵美
タクトデザイン事務所

編集部・問い合わせ先

〒187-8570 東京都小平市小川町 1-830
白梅学園大学 堀江まゆみ研究室 気付 PandA-J 編集部
FAX 042-344-1889
Mail info-panda-j@shiraume.ac.jp
URL <http://www.panda-j.com>

この冊子は、平成 20 年度厚生労働省障害保健福祉推進事業（障害者自立支援調査研究プロジェクト）『虐待防止マニュアルの作成およびソーシャルマーケティング視点を導入した「わかりやすい権利擁護および障害福祉情報」の開発と普及に関する研究—虐待防止法の制定および自立支援法の見直し過程におけるモデル的实践を通して—』によって作成しました。

事業実施機関 NPO法人 PandA-J
代表 野沢和弘
副代表 大石剛一郎 堀江まゆみ
理事 関哉直人
監事 杉浦ひとみ
事務所 〒185-0014 東京都国分寺市東恋が窪 3-20-9-709
Mail info-panda-j@shiraume.ac.jp

©PandA-J 本誌の無断転載・複製はお断りいたします。
*乱丁・落丁はお取り替えいたします。

2009年2月発行 発行人・編集長 野沢和弘 発行所 PandaA-J 編集局 (FAX 042-344-1889)

平成 20 年度厚生労働省障害保健福祉推進事業 (障害者自立支援調査研究プロジェクト) 『虐待防止でユニバーサル作成およびユニバーサルマーケティング視点を導入した「わかりやすい権利擁護および障害福祉情報」の開発と普及に関する研究―虐待防止法の制定および自立支援法の見直し過程におけるモデル的実践を通して―』



PandaA-J Gallery

社会福祉法人 みぬま福祉会 工房集 工房「集」展 より

春の足音が聞こえてくる。
「福祉とアートと人の新しい出会い・展開を作ります」
今年はどんな花が咲くのか、楽しみでわくわくする。

特集 **地域の魂
相談支援に生きる** ……9

「中核センター・ルポ」 太田敦子
「相談支援という仕事」 池口紀夫／朝比奈ミカ
渋谷 茂／金城和子

特集 **もしものとき、
子どもに何を残せますか？**

信託編 ……23
インタビュー 長沢峰己さん 市川亨 ……26
佐吉物語 ……28

巻頭インタビュー

梅岡勇人さん ……2

都心で働く

——障害者を雇用したら
会社が明るくなった

聞き手◎野沢和弘



写真提供「工房集」

- 親のための虐待防止マニュアル③ ……35
障害専門弁護士を育てる 遠藤哲也 ……38
だれにも聞けない成年後見の疑問に答えます ……40
知的障害者の判例百選⑥ ……42
コラム そう思うのは私だけ？ある行政マンのひとりごと⑥ ……45
又村あおい
コラム 親凶鑑⑥ 地方議員編 野沢和弘 ……46
市民後見人養成講座！ 宮内康二 ……48
アメニティ・グラフ ……50
世界の動き⑥
韓国の障害者福祉 李美貞 ……52
きょうだいのホンネ⑥ 山口勇人 ……54
エッセイ 映画の中の障害者 佐藤進 ……56
ルポ・アートな生活
社会福祉法人 みぬま福祉会 **工房[集]** 相原真弓／撮影・曾根原昇 ……58
この国の福祉はどこへ… 野沢和弘 ……62
ぱんだスペシャル in 伊豆大島 ……64
編集後記



巻頭インタビュー

東京駅のすぐ近くに立つ超近代的ビルの中で知的障害者などが30人以上も働いているのを知っていますか？ 監査法人トーマツは2006年に障害者が働く特例子会社「トーマツチャレンジド株式会社」を作り、この八重洲オフィスをはじめ丸の内オフィス、芝浦オフィス、市川オフィス、大阪事務所で計58人を雇用しています（09年1月現在）。なんとこの3年の間にこれだけの障害者を雇ったのです。

企業の会計監査などを業務とするトーマツは多数の公認会計士が所属する日本屈指の監査法人です。頭脳集団の中ではたして知的障害者たちがどうやって働いているのか、なぜ障害者雇用をこんなに進めてきたのか。このプロジェクトの中心人物である梅岡勇人さん（人事部）にインタビューしました。

聞き手◎野沢和弘

都心で働く 障害者を雇用したら会社が明るくなった

梅岡 勇人
さん



——全員で何人の障害者が働いていますか？

梅岡 58人ですね。オフィスは八重洲丸の内、芝浦、市川、大阪にあり、大阪は58名のうちの4人です。知的の人は37人です。精神や身体の人もいます。

——最初に障害者雇用を始めたのは？

梅岡 もともと細々とやっていました。本格的にやろうとしたのは2006年に入ってからですね。

——社内で異論はなかったですか？

梅岡 異論というよりは心配の声が大きかったですね。知的障害者といえば、大きな声を出して走っているような場面を思い浮かべる人も多かったのですが、オフィスでそういう状況やパニックを起こしたときにどうするのかなどを心配する人も多かったと思います。また社内には監査に関する重要書類なども多いので、オフィスで働くということについて漠然と不安を感じる人もいました。

——知的障害者について詳しい人はいましたか？

梅岡 いえ。当時はハローワークからの指導もだんだん厳しくなってきました。今、今のチャレンジドの社長の川上は監査法人トーマツの人事の責任者もしているのですが、その川上が

2006年に「障害者雇用を人事として真剣に取り組もう」と言い出したのがきっかけです。ハローワークの担当官に誘われて特例子会社を見学に行き、そこで初めて知的障害の人が働いているのを実際に見て、自分の持っていたイメージと違っていたのでかなりショックを受けました。

——どんな作業を？

梅岡 名刺を作ったり、パソコンの解体、メール業務とか。これだったらうちの会社でもたしかにできるんじゃないかと。帰ってきてすぐに報告したら川上も見に行きたいということになり、一緒に2社か3社見学に行きました。我々と変わらないデスクワークをしている人もいました。

——実際に働いている障害者を見たことで、雇用できると思ったわけですね。

梅岡 そうですね。川上とある特例子会社に見学に行った帰りに2人でつり革につかまりながら「あれならうちでもできる。やろう」と。常用雇用者数が増える傾向は今後2〜3年は変わらない。今のままで雇用率を達成するのはかなり難しいだろう。ただ、知的障害者の雇用を工夫していけば、少な

くとも毎年コンスタントに雇用できる仕組みができるんじゃないかと。そこから川上と私がチャレンジドの設立にむけてスタートしましたから、知的障害者の就労という点では素人しかいなかったです。ただ、支援機関などの多くの専門家のサポートをいただくことができていましたので、不安はありませんでした。1月と2月に特例子会社に見学に行つて、3月には作ることを決めて、4月には社名や資本金を決めて、7月に会社登記を完了させて、8月には1期生が入ってきました。

——そのスピード感、信じられないですよ(笑)。いつもそんなに速いんですか。

梅岡 まあ、そうだと思いますね。

——なんでそんなに速いのですか？

梅岡 現場のためにより良いものとするという事で取り組むことに対しては、社内で反対されることは少ないです。むしろいたずらに時間を延ばすことで、現場の様態が変われば、またそれに合わせた対応を考えなければならず、せっかくの良い提案も導入ができません、ということの方が問題だと考えていると思います。トーマツに入つて8年くらいになりますが、何か提案して反対された経験はいまだあまり記憶に



ないですね。

——うらやましいですね(笑)。

梅岡 「こういう風にした」ということに対しては、「いいんじゃないか」といわれた記憶が多いです。だけど、その後は完全に任せられる状態になりますから1から10まで自分で進めなければなりません(笑)。でも、自分としてはやりやすいですよ。

——社風ですかね。

梅岡 そうですね。

——前例はあるのか、やったことあるのかということでも足踏みしている企業は多いです。



梅岡 常に前を向いているんだと思います。

——普通1年とか半年くらいはなんとか準備室をつくってやりますよね。当時の業務はどんなものだったのですか。

梅岡 外部に委託している仕事を切り替えてもらって、それが職域開発には手っ取り早かったですから。パントリーとメール室ですね。その仕事を全部チャレンジドに回してもらいました。

——最初に採用したのは何人？

梅岡 4人です。10月に次の採用があり、12月がその次で…。1期生の採用が決まると2期生の実習が始まっているというような状況で、応募はスムーズにありましたね。

——社内の反応はどうだったですか？

梅岡 今でこそチャレンジドも社内では知らない人はいませんが、その当時は知る人ぞ知る存在でした。告知もしましたけれど、興味を持つ人も少なかったと思いますので、ひっそりと始まったというのが実情だったですね。

——困ったこと、苦労したことありますか？

梅岡 そんなにないですね。パニックだとか心配されていましたが、そういうことが起きたことはありません。むしろ、社内からリクエストが来る業務量

に対して、限られた人員しかいませなし、スポットの業務にどうやって対応していくかを考えるのが大変でしたね。人員に対する仕事量のバランスがまだわからなかったんですが、設立時からの指導スタッフが指導スタッフとしての業務ができるようになったのはこの1年半くらい。そのころはメール室で障害者と一緒に配達に回ったりしていましたから。

——スポットとはどんな？

梅岡 パンフレットの発送とか封人とかですね。あとは資料のコピーや配布物の整理など。

——パソコンの業務もあるんですか？

梅岡 はい。その業務もパソコンを扱っている部署が、それまではスタッフが片手間で作業の合間にやっていたのですが、台数が増えてきて片手間ではできなくなり、外部に委託することを検討していたんです。委託先に体制を検討してもらったところ3人がやってきて常駐するようになる。そうすると3人の専門家の常駐派遣を受けることになりました。チャレンジドの障害者もパソコン部門から部品のシール貼りとか細かい仕事はしていたんです。その働きぶりなどを評価されてパソコンの初

期化設定についても対応できないかということになり、じゃあチャレンジさせてくださいと。そこで実習を数週間かけて行ったのですが、全く問題なく対応することができチャレンジドへの委託が決定しました。最近では当初予定していた業務範囲を拡大することも検討中です。

——パソコンの業務は知的レベルの高い人じゃないと難しくないですか？

梅岡 手順がきちんと決まっていますので、それほど問題にはならないと思います。我々はパソコンがカタカタと動いているのがいつ終わるのかと気になるじゃないですか。それを待つのが彼らは苦じゃないのですね。楽しんでいられるようにも思います。何でもできる障害者もいますし、とがった特性を持つている人もいます。知的レベルではなく個人の障害特性に合わせた業務にアサインすることで障害者であつても健常者以上の力を発揮するケースがあります。業務に合わせて仕事をしていくうちに、とがった部分も柔軟になつていく例が多いですね。

——メンバー自身が変わつていく？

梅岡 頼もしいですね。重度の知的障害者が働いている市川オフィスでも1期生と2期生ではだいぶ違いますよね。



たかが6カ月ですけどね、こんなに違うものなのかと思えますね。

——社会人という自覚でしょうか。一般社員への影響はどうですか？

梅岡 彼らの一生懸命働く姿勢に感銘を受けたという声は当初から聞きます。その姿を見て、こういう仕事をしたいできないかという話もありますし。だいぶメンバーが増えてきて、社内隅々まで認知が高まったのか、昨年暮れはプレゼントがすごくて。社内いろいろな部署から。びつくりするくらい(笑)。出張に行くとお土産を買ってきてくれたり。ある部署の秘書の方からは「私たちに買ってきてくれたのには」と言われたこともあります(笑)。こんなに大きなお菓子の詰め合わせとか。毎年、最終日は締めをするのですが、これまではコンビニでお菓

子やジュースを買ってきて締めをしたのが、昨年はプレゼントのお菓子がいっぱいあるのでそれでやりました。

——昨年のクリスマスパーティーにも参加させてもらったのですが、CEOの佐藤良二さんが大きな声で「おはようございます」と挨拶されるのが、嬉しかったと感激して話していたのが印象的でした。

梅岡 チャレンジドを立ち上げたときから、佐藤はチャレンジドの応援をしてくれていました。クリスマスパーティーは昨年で3回目ですが、佐藤は1回目に来てとても楽しんでくれたんです。「毎年この会は続けていこう」ところが2年目は出張で海外にいて出られなかった。とても残念がつて、昨年は早くから楽しみにしてくれていました(笑)。

——とてもいい雰囲気でしたね。

梅岡 びつくりしました。当初100名程度と考えていたのですが、社内から参加希望者が多くて。最終的には130名を超える人が参加してくれて、十分なおもてなしもできなかったんですが、皆さん「良い会だった」「来年も来れるようにチャレンジドに仕事を頼むようにします」と言ってくれました。来年はもっと広い会場にしないんだめそうです。

——知らない人から見ると、こんな東京駅のまん前のオフィスにこんなに大勢の障害者が働いているなんて、びつくりします。社外の人に驚かれませんか？

梅岡 そうですね。何をやっているんですかと聞かれますね。業態上は珍しいというのがありますし。知らない人は通勤ができるんですかと聞かれますよ。

——今後も障害者の採用は進めていくんですか？

梅岡 社内でブームになつていまして(笑)。昨年NHKが全国中継のニュースの中でトーマツチャレンジドのことを取り上げてくれました。その映像がトーマツの大きな年次ミーティングで流されたのです。昨年は宮崎で開催



されたのですが、海外からのゲストなども含めて700名近くが集まる大きなイベントでした。そのときはすごかったです。夜に懇親会があったのですが、川上も私もみんなからお叱りを受けるんです。「なんでもっとアピールしないんだ」と。ミーティングだけでなく、社内外から私のところにもすごいメールがたくさん来ました。トーマツをお辞めになったOBからも来ました。

——どんな内容ですか？

梅岡 「何のためにこの仕事やっているんだろうと迷うこともあったのだけれど、とても励みになりました、これからはがんばります」というメールがきました。特に若い人からの反響が大きかったように思います。忙しい毎日を通して自分を見失うようなこともあるなかで、自分たちが働いている会社がこのような取り組みをしているということが若い人にとっては仕事の意義を少しでも気付くきっかけになったようです。

——なるほど。

梅岡 昨年の年次ミーティングがきっかけになって、トーマツの各地の事務

所のうち、福岡、名古屋、京都、神戸がこの春に障害者雇用に向けて動き出しています。業務内容は東京に似ていて、メールやパントリーをいくつか組み合わせてやる予定です。

——多肉植物をやりたいたいなんて話はないですか？

梅岡 宮崎のミーティングのときにテーブルに飾りましてね。東京から送り出して。その後、東京に戻してもらうのもなんなので福岡に送ったのです。「利用してください」と。そうしたら社内のいたるところに飾ってありましたね。今後の展開のなかでは地区事務

所での多肉植物の展開も出てくるかもしれないですね。

——うれしいですね

梅岡 私にとっても思わぬ反響でした。もともとチャレンジは大阪支店を設立することは立ち上げ時の目標にはなっていました。他の事務所がここまで早いタイミングで設立を検討することになるとは全く思っていませんでした。

——これまでの知的障害者の働く場というのは小さな町工場とかクリーニング屋さんとか、言葉悪いですが3K職場も多かった。こうした知的レベルの高い人たちが仕事している大企業

のオフィスなんて考えられもしなかった。しかし、知的障害者とは親和性があるのじゃないかと思うようになりました。公認会計士にとって知的障害者はあんまり縁のない人たちですよ。ね、そういう人たちが受け入れが早くて余裕がある。どんな面でもいい影響があるのでしよう。

梅岡 やはり、とかく何に對しても手を抜かないじゃないですか。トーマツはプロフェッショナルファームとして個々人

を尊重するという文化が根付いています。仕事に對してのプロフェッショナルを尊重するという部分では、障害の有無は関係ないのだと思います。その点では彼らは自分に与えられた仕事に對しての意識は非常に高いものがありますし、周りの期待にも十分応えらるレベルのものを残していると思います。その点でトーマツにおいて知的障害者が受け入れられたというのは当然の結果のようにも思います。

——一般社員のモチベーションにつながつていきますよね。

梅岡 ある人が言っていたのですが、「本当に一生懸命に働いて、いままでコーヒースペースが整頓されていなくても、あんまり気にならなかったけれど、彼らが来るようになって本当に丁寧になる。ほんの少しのことなんだけどその場の印象も変わるし、本当に気分よくリフレッシュできる」。まったく縁がなければなかったのかもしれませんが、彼らがそうしてくれると、彼らの能力の高さも感じるし、そういう意味で良い刺激を受ける。

——今後はどんな風になっていくのですかね。

梅岡 私の手に負えないくらい大きくなってきてしまつて(笑)。ちっ





市川オフィスのメンバー

ちやな個人商店だったのが大企業、全国各地にできてきて、どうなっていくのかなと思います。今まではなんとなく、こういう方向に進んでいこう、こういうことをやって少しずつ人を増やしていこうと考えてきましたが、今年に入ってから組織が意思を持って広がっていくような感じですね。最近私の手を離れているなあという感じがします。このくらいの人数になると、名前を覚えるのも一苦労です。ほかの社からの見学も増えてきました。

——トーマツ全体では社員はどのくらいいるのですか。

梅岡 監査法人単体では約5500人。東京が約3500人。拠点が全国に40カ所。大きいのが大阪、名古屋、福岡です。

——働いている障害者はお給料もたくさんもらっているのですが、障害者だけが良くては持続できない。一般従業員にとつてもいい、社会にとつてもいい。そうじゃなければ持続できないと思っています。もっと多くの人に知ってほしい。期待しています。

梅岡 働いている彼ら（障害者）が変えたんだと思います。失敗すれば大きなダメージだったと思います。彼らの仕事に対する姿勢が社内を変えて、トーマツに所属している人たちは知的障害者に対するイメージを大きく変えたと思います。市川のメンバーは重い人が多いですが、クリスマスパーティーのときに市川のメンバーを見て、「重度といつても、オフィスで働ける可能性もあるんじゃない」という人がいましたからね。「働くということを訓練する場として市川があって、オフィスで働くことも考えた方がいいんじゃない」という人もいました。——どうもありがとうございました。

インタビューを終えて

梅岡 さんと初めて会ったのは2007年のアメ

ニティフォーラム（滋賀県大津市）でした。「障害者雇用についてまた話しましょう」と約束して別れました。その1年後に再会した際、私たちはワインをかなり飲み、私が千葉県市川市でやっているNPO法人千葉での就労移行支援事業や農業の話で盛り上がり

ました。「ぜひトーマツチャレンジドでも重度の障害者を雇いたい」と梅岡さんは語りました。それからの梅岡さんは速かった。3カ月後には重度の知的障害者など計7人を雇

用して「トーマツチャレンジド市川オフィス」がスタート

しました。南房総の園芸療法の研究者や農家とも提携して、観賞用多肉植物の栽培や加工を障害者が行い、東京駅前にある八重洲オフィスの緑化事業を行っています。

実は市川オフィスの1期生にはうちの息子君（22歳）もいます。言葉がまったく話せず障害程度区分は6という最重度の自閉症者ですが、嫌がっていたひげそりも毎日やるようになりました。社会人の自覚でしょうか。



野沢和弘

毎日新聞夕刊編集部長が本業。千葉県が全国で初めて障害者差別をなくす条例をつくったときは、条例原案を作成した研究会の座長だった。知的障害の長男（22歳）と次男、妻の4人暮らし。

特集

地域の魂 相談支援に生きる

これからの障害者の地域生活を支えていくのにはなくてはならないのが相談支援事業です。相談を何件こなしたか…といった数値での評価がなじまないこともあって、公的な制度として不安定な状況に置かれがちですが、本当に大切な制度なんです。その一つ、千葉県の中核地域生活支援センターについて紹介します。

千葉県中核地域生活支援センター

中核地域 生活支援センターとは

いつでも、誰でも

千葉県にある中核地域生活支援センターは、略して中核センターは、障害者や高齢者、それに子どもの問題や、夫婦間の暴力など生活に関わる幅広い相談に応える頼もしい存在だ。24時間365日対応し、しかも決してたらい回しにしないのが身上。千葉県が平成16年にスタートさせた事業で、全国でも初めての試みという。県内を13のエリアに分け、それぞれ1か所ずつ設置されている。運営している

のは、社会福祉法人やNPOなどの民間団体で、事業のスタートにあたって県が公募し、様々な条件をクリアして選ばれた。年間2500万円の委託費で運営している。

主な仕事は、簡単に言えば、困っている人や権利を侵害されている人を見つける出し、相談に乗って、支援に結びつけること。もちろん中核センターが自分で全てをこなすわけではない。民生委員や児童委員、それに学校や病院、福祉事務所など地域の様々な機関と連携して情報を集めて困っている人たちを掘り起こす。そしてその人が抱える問題を整理してどんなサポートが必要かを分析。その上で、地域の機関が果たせる役割を考えて組み合わせる。学校や医療機関、行政機関、警察など、もともとある地域の資源をいかに活用して困っている

人を救うか、コーディネーターとしての役割が大きい。

ワンストップサービス

例えば、知的障害の子どもと認知症の親の世話に行き詰まったシングルマザーの女性が失業し、明日の食事にも困って市役所に相談に訪れたとしよう。ほとんどの場合、障害者福祉と高齢者福祉、それに生活保護を担当する福祉事務所と行政の3か所の窓口に行かなければならない。おまけに家にあるお米が底をついていたとしても、その日が金曜の夜ならば、役所の窓口が開く月曜日まで待たなくてはならない。中核センターならば、たとえ土日でも女性のSOSを受け取れる。1本の電話だけで自宅を訪ねることもある。子どもや親の様子をチェックして、こ

の家庭が必要とするサポートを考えてくれる。実際、当面のお米を提供することもあったそうだ。緊急時に助けてくれる人がいることが、子どもや高齢者の虐待の未然防止にもつながる。

中核センターの制度の特徴の一つは、その仕事が悪く評価されるということ。それぞれのセンターの仕事の取り組み状況や掲げた理念の達成状況など、目標とする計画に従ってきちんと進められているか、定期的に専門家たちの目によって評価される。中核センターとしてふさわしくないと判断されると、運営団体から外されて入れ替えが行われる。

制度のはざままで支援の手が届かず、孤立している人たちは多い。中核センターが昨年12月までに扱った相談の数は、合わせて27万5254件に上る。

中核センタールポ

今やこの国にすっかり定着した「格差社会」。不況がさらに追い打ちをかけ、「負け組」は自己責任としてすべての結果を引き受けなければならぬ風潮が広がっている。こうした社会では、必ず取り残されるのは、障害者や介護を必要とするお年寄り、貧困家庭など生活に何らかの社会的支援を必要とする人たちだ。実際、社会から「取り残される」とはどういうことか。おそらく、これを最も間近に見ているのが千葉県の中核地域生活支援センターだろう。いくつもの支援センターを取材し抱えているケースについて聞くと、支援の重要性はもちろんのこと、家庭を取り巻く問題の複雑さ、それを解決に結びつける困難さが浮かび上がってきた。

長生ひなた

この事業のために
NPOを設立

千葉県茂原市にあるJR新茂原駅のほど近く。駅のホームからも目に入る平屋の建物。「長生ひなた」の事務所だ。



担当するエリアは県中部に位置する長生郡で、人口は合わせて約15万人、地方都市である茂原市を中心に山間部も含んでいる。

「長生ひなた」のユニークな点は、運営しているNPO法人「長生・夷隅地域のくらしを支える会」がこの中核地域生活支援センターをするために設立されたところにある。きっかけは平成15年11月、この地域で初めて開かれた千葉県のタウンミーティング。障害のある当事者や家族、それに福祉や医療の関係者などが参加したタウンミーティングの場で、同じ問題意識を持つ地域の人たちが出会い、ネットワークを立ち上げた。その後ほどなくして千葉県が中核地域生活支援センターの事業を新たにスタート。メンバーたちは「従来の仕組みでは足りなかったことを自分たちがやっていた」と事業者に応募することで一致し、NPO法人の設立に至ったという。地域の住民たちが自分たちの力で新たな事業に乗り出したと言ってもいい。

温かみのある二戸建の事務所は、福祉に関心のある知り合いの不動産業者が、センターの主旨に賛同して場所を貸してくれた上、新たに建ててくれた。畳の部屋のほかバリアフリーの風呂やトイレを完備した建物は、所長の沢茂さんたちが設計士と相談しながらレイアウトをした。建坪20坪の建物が、時

独り暮らしの精神障害者が心を開くまで

【事例その①】

看護師からのSOSで…

精神障害のある40代男性のケース。この男性は当初、両親と3人で暮らしていたが、父親が死亡すると母親に暴力をふるうようになった。このため妹が母親を引き取り、男性は独り暮らしを始めることになった。

「長生ひなた」が男性と関わることになったきっかけは、訪問看護の看護師から「何とか手伝ってほしい」と助けを求められたこと。実は男性は心臓病なども患っており、独り暮らしを始めて間もなく倒れて入院。退院する際、病院は男性の生活に不安があると判断し、週3回の訪問看護をするよう行政を通して設定したのだった。男性はまだ障害者手帳を取得しておらず、この訪問看護が男性の人生で受けた初めての社会支援だった。

とにかく男性は1人では何もしない。生活保護を受けていたが、買い物にも行かず、ご飯も食べず、風呂にも入らない。週3回の訪問看護だけではとても暮らしは成り立たなかった。

看護師や行政担当者たちの関わりの中、かたくなで誰にも心を開かない男性に対し「長生ひなた」のスタッフは弁当を届けたり部屋の掃除を手伝ったりして生活支援に取りかかった。主治医と相談をしながら障害者手帳を取得して福祉サービスを受けられる環境を整えた。家にこもらないように通所施設を探し、スタッフが毎日車で送迎した。

「寂しい…」心の声に寄り添って

しかし、男性は社会経験の少なさ

からわがままな面も多く見られ、規則正しく施設に通う生活がなかなか送れない。結局、施設に通所したのは半年だった。しかし、その頃にはスタッフに心を開き始め、しきりに「寂しい」と口にするようになった。スタッフの誘いで「長生ひなた」の事務所に泊まることもあったという。

寂しさゆえか、ちょっとした事件を引き起こす。1日に何度も119番に電話をかけるのだ。多いときは日に30回も。最初は病院に搬送されるが大した問題もなく、「長生ひなた」に電話を寄越し、スタッフに迎えに来させる。心臓病の持病があるため全く心配がないとは言えない。そこで、消防が119番通報を受けると長生ひなたに連絡し、とりあえずスタッフが様子を見に行く。そんなことが1年も続いたという。

最初の支援から3年あまり。男性はスタッフたちに対して信頼を寄せられるようになった。独り暮らしの寂しさを繰り返しながらグループホームに入居することになった。彼の暮らしを支える人垣が高くなった。



には会議室になり、時には情報の集約地になり、またある時には事情あつて家に帰れない人を「時的的に泊めたりと、「何でもあり」の中核地域生活支援センターの仕事のあり方に寄り添ってそこにある。

渋沢所長、飛び回る

私は渋沢さんとは1年ほど前、ある取材で初めて会った。アポイントメントをとるため連絡をとろうとすると、事務所でつかまるとはまずない。携帯電話にかけるとたいはいは車を運転中で後からかけ直してくれる。つまりいつも走り回っているらしい。

長生ひなたは午前9時から午後6時までは土日祭日も含めてスタッフが常駐。夜間は常勤スタッフが交代で電話対応している。そのほかにも渋沢さんの携帯電話番号やメールアドレスをパンフレットなど



長生ひなたのメンバー

で公開しているという。

夜間の対応は負担にならないかと聞くと「夜間に新規に相談してくる人はほとんどいませんから」と答えるが、それでも最初は毎夜電話をかけてくる、生活に課題を持つている人たちはいた。しかし時間をかけ、生活上の課題をときほぐしていくことで、夜間の電話等の相談を生活課題の解決への協働に転化していった方も多くあると聞く。

がじゅまる 都市部の問題を抱えて

東京に隣接し、都心へ通勤する千葉都民が多い市川市。ここをエリアとするの



が「がじゅまる」だ。センター長の朝比奈ミカさんもまず事務所ではつかまらないう。小柄な体のどにそんなパワーがあるのかと思うが、相談者のところや関係する行政機関、それにエリア外の勉強会などに文字どおりかけずり回っている。私が取材で最初に会ったときも、電子レンジ（だったと思う）などの家財道具を車に積み込んで「もらったの。DV（ドメスティックバイオレンス）から逃れて新たに生活を始める人たちに使ってもらえる」とうれしそうに話していた。

支援の限界も感じた子だくさん家族

児童委員の「気づき」で支援へ

相談者と関わっていく中で、自分たちの力の限界を感じたこともあるという。30代の夫と20代の妊娠中の妻それに小学生から乳児まで4人の子どもがいた家族のケース。「小学生の子どもがちゃんと食べていないのではないかと心配した児童委員が当事者の妻をつれて「長生ひなた」に相談に訪れたのが、この家族と関わるきっかけだった。

妻は身重で、子育てや抱えている借金についての不安を口にしていた。スタッフが自宅を訪ねた印象は、部屋が住めないほど汚いわけでもなく、虐待の注意信号が見られるわけでもなく、いわば「グレーゾーン」。「決定的な問題がない場合」というのは行政機関などの介入ができないのです」と渋沢さんは話す。気がかりなこともあった。両親なりに子どもたちに愛情を注いでいるのだが、人数も多く時折面倒になることもあるらしい。スタッフが訪れると子どもたちがくっついて離れない。愛情に飢えているのではないかと思わせるしぐさだった。「長生ひなた」では行政の子ども担当や通学先の先生と連絡をとりながら家族の生活をサポートしていくことになった。

出会って2年、生活の立て直し果たせず…

この家族が抱える大きな課題の一つはお金の問題だった。借金がある上に父親の給料でうまくやり繰りできない。収入を考えずに娯楽に使ってしまいがちな家賃が払えなくなることもままあった。

た。スタッフはむだ遣いをやめて生活費に回すように働きかけた。妻の出産を手伝ったり、おかずを作って自宅を訪れたり、2日に1回は顔を出した時期もあった。夫婦はスタッフに感謝もしてくれたが生活を改善することはできなかった。お金の問題を解決することと暮らしを見直すことが分らなかった。債務を整理するために紹介した司法書士の仕事の俎上に乗ることもできなかった。例えば借金を整理するための手続き1つとっても決まった書類を用意したりすることができなかつたから。

さらに悪いことに夫が失業し、経済的に困窮する一方なのにパチンコ屋通いをするようになった。結局、夫婦間の関係もうまくいかなくなって離婚母親が子ども5人をつれて郷里の北海道に帰ることにになり、早朝の羽田空港で渋沢さんはおよそ2年間の支援を行ってきた家族を見送った。

渋沢さんはこの家族の支援について「あのまま放っておかれたら子どもをネグレクトするなどの虐待につながっていた恐れはあった」と話す。しかしその一方で、自身が家族に完全には入り込めなかつたというやるせなさや、支援方法が正しかったのかどうかという迷いが未だにあるという。センターが家族の生活全てをサポートすることはできないかもしれない。生活を立て直してもらえないよう働きかけても、結局は本人のやる気を待つしかないこともある。母子は北海道に帰った。渋沢さんは今の福祉と自身のあり方への限界を感じているという。

地域性という点でみると「がじゅまる」に寄せられる相談は、千葉県南部などの地方とは違った面がある。他の地域が障害者や高齢者に関する相談が多いのに対し、ここでは若者の引きこもりや路上生活者、それに貧困や多重債務などといった相談が目立つ。

スタートした当初は、市川市の広報誌などにも相談機関として紹介されたが、実際に持ち込まれる相談は行政や学校、病院など関係機関からのものが多いという。たいていは病気や障害、それに貧困などがからみあった、いわゆる「多重困難家庭」のケースや、あちこちに相談をしてもらちが開かない複雑なケースばかり。一見、行政など既存の相談機関から面倒なことばかり押しつけられているようにも見えなくもない。そうした役回りについて朝比奈さんは「様々な困難を抱える人を救えるよう、既存の社会資源を充実させていくことがまず大事だと思う。中核センターはその上で、アンテナをはってそのシステムからこぼれる人を押し戻す役割を果たしていきたい」と肯定的にとらえている。



知的障害のある累犯者を支援

路上生活者の支援団体からの紹介で…

路上生活者の多い都市部ならではのケースを紹介する。30代だったAさんを「がじゅまる」に紹介したのは路上生活者の支援団体だった。Aさんは窃盗の罪で服役を繰り返し出所したばかり。住所不定の無職だったが断られ、路上生活者を支援する団体に助けを求めにきた。支援団体はAさんの様子を見て軽度の知的障害があるのではないかと疑い、「がじゅまる」につないだのだ。

「がじゅまる」のスタッフは時間をかけてAさんからこれまでの生活を聞き出した。すると父親も服役を繰り返し返し、母親が生活保護を受けながら自分と弟3人を育てたこと、中学卒業後、自衛隊や土木現場で働いていたこと、小学校から特別支援学級で学んでいたことなどが分かってきた。

支援策としてまず取りかかったのは住民票の取得と生活保護の申請。それに療育手帳をとること。何より生活の基盤を整えることが第一だとし、市の生活保護課と障害福祉課に働きかけ、路上生活者の自立支援住宅へ入居の手続きを進めた。

一方、療育手帳の取得に向け、Aさんの生育歴を調べようと隣町に住む母親を訪ねた。家を訪れると、中から酔っぱらいの男が出てきて「何しに来たんだ」と追い払われることに。男は母親の内縁の夫だった。母親は障害のあるAさんを押しつけられるのではないかとおびえていた

という。母親もまた、経済的に苦しい生活を送っていた。その後、母親から電話を受け、がじゅまるはこの2人の生活も支援していくことになった。

力を合わせて支えた 独り人暮らし

Aさんはその後、自立支援住宅を出てアパートで独り暮らしを始めた。保証人はホームレス支援団体の代表が引き受けてくれた。しかし、Aさんは日中の時間を持てあまし、人の自転車を乗り回したり、さい銭泥棒をしたり、迷惑行為を繰り返してしまつた。そこで、社会的なルールを身につけさせるため、知的障害者通所施設に実習生として通うことになった。

その頃のAさんの支援の形を見てみよう。①ホームレス支援団体が金銭管理、②市の福祉事務所が生活保護費支給、③通所更生施設が日中の活動の場を提供し社会性を習得させる、④2つのヘルパー事業所が家事や余暇の支援、⑤中核センターがケアマネジメント、緊急時の対応。中核センターである「がじゅまる」がつなぎ手となってネットワークが作られ、Aさんの自立に向け、それぞれの機関が役割を分担した。

しかし、Aさんの態度は多少は改善がみられることもあるものの、反社会的な行為は収まらない。自転車を盗む、交通ルールを守らない、どこでもたばこを吸う。どんなに支援者たちが生活のルールを分かりやすく示しても約束を守らない、守れない。

い。支援者たちははしだいに疲弊していった。Aさんもまた、多くの人たちの目を感じながら生活していくことに息が詰まっているようにも見えた。

「しゃば」で過ごした 最長の2年間

結局、Aさんは自転車を盗んだうえ民家に侵入し、駐車してあった車から現金数十円を盗んだところを現行犯逮捕された。余罪もあったことから常習累犯窃盗罪で起訴。1審の懲役3年の判決を不服として控訴。さらに上告したが最終的に刑は確定した。「がじゅまる」の支援はひとまず終わることになった。

「警察につかまることを何とも思っていない人に社会のルールを伝えるのは難しい」と支援にあたった朝比奈さんは話す。お盆の時期、Aさんの記憶を頼りに生まれた町を一緒に訪ねたという。たまたま親せきに住んでいて小さい頃の話が聞くことができた。父親は窃盗で服役を繰り返しており、Aさんに盗みを教え指示したのは両親だった。また、木にくくりつけられて殴られるなどの虐待も日常的に受けていたという。劣悪な環境の中で、障害があっても支援を受けられないまま生きてきた40年近く。朝比奈さんは「人の情を知らず育ってきた人を、私たちがそんなに簡単に変えることはできない」と話す。それでも「がじゅまる」に関わった2年間という期間は、大人になったAさんが刑務所の外で過ごした期間としては最長だという。



座談会

仕事 相談支援という

ひろろう・つなぐ・まもる

いつでも、何でも、困った時に相談できる人がいること。

それが障害者の自立を支える大事なこと。

数値で評価できないから、ありがたみを認めてもらえないことも多いが、
 どれだけ必要な仕事をしているのか、もっと知ってほしい。

千葉県中核地域生活支援センターを紹介しよう。

地域で生活する障害者を支える魂がそこにある。

相談支援事業に注目しよう！

野沢 地域で障害者が生きていくため

に何が必要か、中核センターの活動を
 通じて感じていることを話してください。

池口 この数年の福祉を見てみると、シ
 ステムからこぼれる問題がいっぱいあって、
 それをやってくれるので中核地域生活支
 援センターの存在はとても助かると思わ
 れている。制度があっても資源があつて
 も、それが機能しないことが非常に多い
 ので、きちんと拾ってつないでいくとい
 うことが大事なんです。

従来の福祉サービスは利用者が申請
 することによって初めて受けられるので
 すが、そういうサービスや制度があるか
 を理解できない人がたくさんいる。「通
 訳」が入らないと全然知らない、聞いて
 もまったく分かってない、申請ができな
 い、だからサービスに行き着かない、交
 通手段がない、気力がわかない、何をい
 たい申請すればいいのか混乱してまった
 く分からない、閉じこもってしまつて自
 分がどうしたいのか、どうしたらいいの
 か整理がつかないしモチベーションもわか

ない……。

そういう福祉制度やサービスに届かな
 い人たちの生活をどうやって守ってい
 くのか。そういう人に寄り添って、日常生
 活と一緒に歩くというところからやらな
 いといけないと思うのです。単に広報す
 ればいい、調査すればいい、ヒアリングす
 ればいいというレベルでは、漏れてしま
 う人たちがたくさんいる。本当に困ってい
 ればいるほどそういう状態に追い込まれ
 ているのです。

学校や施設の中で虐待されている人の
 問題を嫌というほど私は見てきました。
 そういう子どもたちをきちんと救済し
 てこなかった社会に反省と落胆を持つて
 いたので、いくら立派な福祉理念を語つ
 ても、どういう立派な福祉制度ができ
 たとしても、何もできない福祉業界と
 いうのは、私はやっぱり違うのじゃない
 かと思います。人の苦しみに共感して
 それを背負っていかなければならないの
 です。

やはり、権利擁護をしないとウンだと



朝比奈ミカ

1965年東京生まれ。公害のひどかった環境から小学校4年で千葉県長生郡に転校。高校までを過ごし、卒業と同時に上京して立教大学文学部卒業。東京都社会福祉協議会に就職し、高齢者の就職相談、広報紙の作成、介護保険や支援費制度に関わる調査研究、研修企画業務などを担当。2004年3月に退職、同年10月から現職。



池口紀夫

1964年高校生の生活カウンセラー、1967年盲児施設において生活のケアをする。1969年教護院（現在の児童自立支援施設）において「情緒障害児」「非行少年」の生活と教育の指導に当たる。1997年幼児通園施設の施設長となる。2004年知的障害者授産施設の施設長となる。2005年中核地域生活支援センター夷隅ひなた所長、特定非営利活動法人「千葉子どもサポートネット」理事長、「千葉県子ども人権条例を実現する会」副代表、特定非営利活動法人長生夷隅地域のくらしを支える会理事長。

いう思いがしていた。人間が苦しくて壊れていつているのに、そこに手を伸ばさないう状況に対してなんとかしたい、しなきゃいけないと思っていたのです。また、一人一人のニーズに合わせた生活支援、オーダーメイドをきちんとやっていかないとダメなと思うと、この中核センターの事業に入ったことですね。

金城 もし中核センターがなかったらこの人たちどうなっていただろうなあという大変なケースがあります。おそらく市も近所の人も民生委員も知っていたの

に、誰もどうしていいかわからずに手をつけられない。手をつけたら最後、どうなるか分からなくなる。(隙間)を埋めるために民生委員や知り合いのみんなまで相談して、私たち中核センターが車に乗せて病院に行ったり、市役所に行ったり、お金がないときにはご飯を持って行ったり、お風呂に行つて体を洗ったり……。そのように具体的に動くことで、既存の支援機関の人たちが分かってくれたと思うのです。「ああ、中核センターはここまでやるんだ」と。だからなのか、

★何をやるのか
子ども、障害者、高齢者等誰もが、ありのままにその人らしく、地域で暮らすことができる地域社会を実現するために、民間サイドの福祉サービスの拠点として2005年から千葉県内の14福祉圏域（現在は13圏域）に1カ所ずつ開設した。24時間365日体制で活動している。
事業の内容は次の通り。

市からの問い合わせは「これはできませんか?」というものが多くなりました。そういう相談を受けて、お母さんを病院に連れて行って病院と連携したり、施設へお母さんを連れて行ったり。自己破産や家庭裁判所へつなぐケースもあります。もしも中核センターがなければ学校の先生たちもどこにつないでいたのかというケースもたくさんあります。最近気になっているのは、外国人です。ペルー、台湾、フィリピン人の事例があります。お母さんがうつで家にこもっています。子どもは学校に行けなくなりました。福祉サービスを受ける手続きをしたくてもお母さんがうつなので。障害児が生まれて、福祉を受ける手続きの用紙が送られてきても読めないのどいうしていか分らない。本人たちは夜遅くまで働いています。そうしなければ雇ってもらえないのです。そういう外国の人たちもやっぱり困っているときには福祉サービスが必要なんです。外国人交流協会に行つて通訳を頼んで特別支援学校へ通う手続きを進めたり、お父さんやお母さんが帰宅するまで地域支援の福祉サービスにつなげたりしているのですが、それは千葉県だけの問題ではないはずで、福祉が必要な外国人にどういふ対応をすればいいのかわか学んでいかなければと思っています。

- (1) 地域総合コーディネート事業
地域の実情の把握に努め、行政をはじめとする公的機関、福祉サービス提供事業者、当事者グループなどをコーディネートし、利用者に必要なサービスを提供できるようにさまざまな活動を行う。新たなサービスや福祉資源の開発を通して、埋もれている「地域の福祉力」「人の福祉力」の掘り起こしに努める。
- (2) 相談事業
子ども、障害者、高齢者など対象者を横断的に捉え、複合的な相談事業を行う。相談は電話だけでなく家庭等を訪問するなどのさまざまな方法により応じ、各種福祉サービスの提供にかかわる援助、調整等を行う。
- (3) 権利擁護事業
相談者等の権利侵害の積極的な把握に努め、福祉救急隊の協力や各種関係機関との円滑な連携のもとに、権利侵害の解消、本人や家族のケアと尊厳の回復、再発防止策を講じる。



金城和子

1951年鳥取県生まれ。旭川荘厚生専門学院保育科卒（岡山県）。秩父学園付属保護指導職員養成所10期生。京葉学園（児童通園）勤務、市川児相保護課産休育休代替（約7年間勤務）、社会福祉法人龍澤園 慈光保育園（約9年間勤務）。社会福祉法人いちいの会 入所更正施設 くすのき苑（H12年～）社会福祉法人いちいの会 中核地域生活支援センター・のだネット（H16.10～）。趣味：映画鑑賞。



渋沢茂

1964年千葉県市川市生まれ。父の仕事の都合で横浜、新潟、千葉県を転居。日本大学文理学部社会学科卒。秩父学園付属保護指導職員養成所25期生。卒業後、社会福祉法人九十九会に入職。知的障害児施設、地域生活支援センターで勤務。好きなこと：お酒を飲むこと、寝ること。嫌いなこと：嘘をつくこと、人混み。

携して分担し合うことで、個人の暮らしが分けられちゃうというか、そういうような感じもなんとなくあります。そう言うじゃなくて一人の人とどうやって付き合っていくか、守っていくか、支えていくか、チャネルは三つくらいあるのじゃないかと思っています。①付き合う、②守る、③支える、ということ。その場面によって支援する人がチャネルを切り替えるべきではないかなと思います。

性を解消するために地域の人々で知恵を出し合っていく、地域を作り合っていくということを目指してやっているんだと確認しながら仕事をしています。

一人一人とどうやって付き合うかをという観点を大事にしなればと思っていました。しかし、それだけじゃ一人一人の暮らしは変わらないということに気がついて、地域療育等支援事業をやったり中核センターにたどりついてきたという感じがあります。

やっぱり、当事者の人、困っている人、落ちている課題を持っている人、その一人一人の方と付き合うことがベースにあるべきだと思っていて、その人たちの困難

地域のネットワークを作っていくためにはいろんな工夫が必要だし、政治的なことも必要かもしれないし、いろんな方向からのアプローチが必要だと思っています。その一方で、当事者を支援すると思うのはどうということなのかなと改めて思っています。ともすれば関係者が連

朝比奈 中核センターの総合相談という看板を掲げて、ここにきてこの地域の中での役割が少し見えてきたと思っています。一つは、分かりにくい生活困難のことです。障害の中でも肢体不自由とか統合失調症という診断がついているとか、手帳を使つてある程度説明ができて、支援もスキル含めてある程度は確立されてきていますが、知的レベルの高い発達障害の人たちとか、麻痺のない高次脳機能障害の人たちとか、支援のスキルもなく分かりにくい障害は、ものすごく支援のニーズがあるのじゃないかなと感じています。それを私たちがどういうふうな理解して伝えていけばいいのかが問題です。

もう一つは貧困という問題です。家もない、お金もないというのはある意味で分かりやすいのですが、市川市あたりでは評価の高い固定資産があると生活保護の対象にはなりにくい。しかし、資産はあつても今すぐに使える現金がないという現実もあります。つい2～3日前



に飛び込んできた相談なのですが、精神障害のある女性が自分名義のアカウントを持っていて、その財産管理は伯父がしています。女性は毎月10万円を生活費として伯父から渡されています。ところが、次第に伯父と仲たがいがいるようになり、生活費を渡されなくなった。精神障害の診断名もついているので生活保護をもらえないかということで福祉事務所に行つて調べたら、伯父さんが事業をやつていて、女性はその社員で給料をもらつていることになっていたので。年収は500万円です。これだと到底、生活保護の対象にはなりません。これはもしかしたら経済的搾取にあたるかもしれないと思うのですが、その人の困窮状態をどういうふうに明確にしていってらいいか迷うケースが最近が増えてきました。分かりにくさをどのようにして分かりやすくしていくのが課題だと感じています。

また、その人をどう受け止めて理解するかというだけでなく、その生活困難を解決するために動かしがかなければならない人たちがいます。それは地域の人であったり、行政の人であったりするのですが、アドボカシー（代弁）がとても重要な仕事です。

重篤な高次脳機能の障害が残ったが、まったく麻痺がない人がいました。その人は住宅ローンの契約の際に団体信用保険に入つていたのですが、高度障害になつてまったく働けず、重篤な介護が必要になつたのに、ローンの免除が認められな

いのです。団体信用保険はローンの契約者が死亡したり高度障害になつた時にはローンは払わなくていいことになつているのです。障害年金だけでは子育てもできません。弁護士を結成して裁判していますが、既存のシステムの中では公的な制度だけではなくて、私的に加入してきた生命保険、損害保険のような保障の中で分かりにくさが突破できない状況がうまれている。そこは打開していかなくやいけないと思つています。年金だつて1級をもらえないのです。その理由はなんですかと審査請求を出したらものすごく古い障害観を持ちだされてきた。そういうものをつつづつ打破していかないと。それは本人を超えて、私たちがものすごく熱をいれなくやいけないところかもしれません。いっぱいそういう人たちがいると思つて相談をやつていくことが重要かなと思つています。

野沢 既存の制度や仕組みが機能しないということ、制度や仕組みが現実とフィットしていないということ。困っている人のことをよく分かっている人がマンツーマンで支援していけばそれはそれでいいのかもしれないが、やっぱり普遍的な制度や機能が必要になる。それをどう機能させていけるのか、現実とのミスマッチをどう解消できるのか。

菌車をかみ合わせられるとちょっとダイナミックな変化につながっていけるのかなと思つているのですが。

池口 この事業をやつてもものすごくうれしいことのは、本人が拒否しているので支援に入れない、人間関係がうまくいかなくて依頼も来ない、医療を拒否して危ないというような行き詰まっているケースを投げかけてもらえることです。我々が入ることによつてそのケースが動くようになることです。

ご本人が中核センターならば頼んでみ



★だれがやつてるの？

これまでならば県が新規事業を委託するのは、県庁OBが再就職している法人や、県からの委託事業の実績がある「しっかりした」法人であるのが普通だった。しかし、そのような慎重な委託先選びが、事業の活性化を妨げる要因にもなつているのだ。

中核センターの場合は委託先を公募し、県庁健康福祉部の各課長と民間人から組織した審査委員会の前でプレゼンテーションをしてもらった。

目指す理念がしっかり理解できているか、業務を遂行できるだけの人的資源（職員）や事務所などのハード面が整っているのか、独立性や中立性が確保できているのか、地域の現状把握ができているのか、地域の関係機関との連携が取れるのか、などが審査ポイントだった。大きな法人も中核センターの目指しているものが理解できていなければ、容赦なく落選。逆に、活動実績のなくても、事業の理念をきちんと理解し、情熱も感じられるところは当選した。地域医療を担っている診療所が知的障害の地域支援をしている小さなNPO法人と一緒に申請してきたところもあった。ある職員の活動にほれ込んだ地元の不動産会社が、中核センターを受託できるように事務所を開設したところもあった。ほかにも精神障害者の施設を運営している法人、視覚障害者の支援をしている法人、病院経営をしている法人など多彩である。



ような、ためしにやってみてもらおうかな
 と思ってもらえるかどうかが非常に大事
 なところなんです。そのためにはうちの
 スタッフが温かい味噌汁を持って行くこ
 か、掃除して暖房も入れて少しきれい
 にするとか、ちよつとしたことなんです
 が、そうすることによって本人が「支援
 を受けるのはいいものなんだな」と思っ
 てもらおう、それが絶対に重要なんです。
 契約の中では自己決定とよく言われる
 が、ご本人が望むということ、「ニーズ」
 という言葉じゃなくて、「願う」という
 思いが本人の中から出てくるというのは、
 つながりの中で初めて出てくるわけで、
 一人だけ置いておかれて出てこないわけ
 です。つながりを作っている、信頼関
 係を作っていくのです。そういうことを
 仕事としてちゃんとやるのは、これまで
 あんまりなかったんじゃないかと思いま

す。貧困という問題では生活保護が中
 心選手ですが、聞き取りというスタンス
 で行ったらそういう思いは出てくるもの
 ではありません。

もう一つ重要なことがあります。われ
 われが自由にスパーンと介入していくこ
 とです。必要で緊急性が求められるも
 のには入っていく。一時間でいくらという
 契約とは違いますから、介入してバリア
 を解いていくことによってチームがそこか
 ら作れるわけです。チームを作ること
 よって、「ああ、やれるんだ」「信頼関
 係が作れるんだ」ということでみんなが
 笑顔で一生懸命かかわってくれるよう
 なる。本当にうれいすね。地域再
 生は僕らの事業から一番やりやすい。こ
 れが原点だと思っています。

野沢 児童虐待があつて深刻な結果に
 になると、「いったい児童相談所は何やって
 いたんだ」と批判をする。それも必要
 ですが、むしろ成功体験を一緒にしてい
 くみたいなことがそのあとの資源を作っ
 ていくには有効かもしれないですね。

池口 批判して責めるのは得意だったん
 ですが（笑）。この事業を始めてから
 私は180度変わりました。若い行政
 職員や児童相談所の職員が行き詰まっ
 ていたら、補助仕事をさせていただこ
 うと今は思っています。その人がやりや
 すい環境を作っていくことによって二つ
 ネットワークが作られ、信頼関係ができ
 る。それが本当の地域のセーフティネッ
 トだと思えます。

野沢 地域を変えていく、既存機関

を活性化させるといふことを考えると、
 池口さんのように言葉によって池口イズ
 ムを伝えていくやり方がある一方、渋沢
 さんのように必要とされるころに行つ
 てその場でゴロンと寝てしまうようなや
 り方もありますよね（笑）。周囲の人
 が何とかしなきゃと動いて行くような。
 あれは作戦なんですか。

渋沢 ちゃんと考えてますよ（笑）。当
 事者の方、障害のある方と付き合うと
 きはチャンネルを切り変える必要あるな
 と思つています。日常的な付き合い、生
 活支援はグタグタがいいと思うんです。
 少しスイッチが切り替わつて、たとえば
 権利擁護に対峙するような場合は「支
 える」というイメージ、「守るぞ」とい
 うチャンネルの切り替えもあるのですが、
 基本的にはゴロンとした付き合いする
 というような感じがいいかなと思つていま
 す。他の機関の人たちと付き合いるとき
 にはもう少しちゃんとしています（笑）。
 地域で精神保健福祉の会議や教育や虐
 待の会議とか、どこに行つてもいるのは
 僕だから、いろんな機関の人が中核セン
 ターのことを知つてくれるようになった。
 ネクタイもたまにはしますから。その
 辺はがんばつてやっているとつもりです。

野沢 みんな地元でそれまで仕事をし
 て人間関係ができていた中で中核セン
 ターの事業を始めたのですが、朝比奈
 さんだけがこの事業をやるためにこの地
 域に入つてきた。それなりに苦勞もあつ
 たと思うのですが。

朝比奈 やつぱり後から来た、どこから

★「中立」「公平」では障
 害者は救えない

障害者の相談や権利擁護を担う
 公的制度は運営適正化委員会をは
 じめいくつかある。しかし、中核
 センターが既存機関と決定的に異
 なるのは、建前を排し徹底して障
 害者の心情に寄り添いながら活動
 するところにある。運営指針には
 次のように書かれている。

「……民間ベースの地域生活支
 援の拠点であり、当事者の視点に
 立った活動に徹する。既存の公的
 機関が要請されるような中立性や
 公平性よりも、むしろ当事者のア
 ドボカシー（代弁）に重心を置い
 た活動を心がける。
 潜在化しているニーズや権利侵
 害の掘り起こし、当事者のエンパ
 ワメントをしながら必要な福祉
 サービスに結びつけたり、権利の
 回復を援助する。その際、既存の
 専門機関に相談を「丸投げ」す
 るのではなく、専門機関が十分に
 役割を果たし本質的な問題解決が
 実現できるように支援する。それ
 によって専門機関の活性化も図る。
 一方、緊急時の介入（対応）は既
 存機関との役割の垣根を乗り越え
 ても乗り出す。それをきっかけ
 に専門機関との連携や協力を強め
 る体制を作る……」



ことができただんですね。また、私一人じゃなくてスタッフ全員をチームとして売り出したんです。もちろん私一人ではやれないし、もしかしたら自分はここに住み着いて骨まで埋める覚悟があるとは思われないだろうなど。ここで動ける人を二人でも二人でも増やすのが私の役割だろうと。ほかの法人との人事交流も含めて、やっと育てた若いスタッフを惜しげもなく送り出した。それも認めてもらえた一ツかなと思っています。

か降ってきた、私個人もそうだし事業もそうだし、私に何ができるだろうというスタートだったんですよ。そのなかで、いっぱいあちこちに相談してたんだけど、どうしてもクレーマー扱いされて解決に至らなかった人たちと辛抱強く付き合ったんです。それが突破口になられたかなと思っています。あの人とかかなり長期にわたって信頼関係を維持しているということとで周囲の関係者から認められてきているところがある。

私として思ったのは、自分自身の目で見て状況を理解してそれを分かりやすくいかに伝えるかに心を砕いたということとです。いろんな人としやべることや懐に飛び込むスタンスというか、こういうキャラクターですからあんまり警戒されないんです。ちょっとおもしろいと思っただのぞきに行く、知り合う。初めのは今はほど忙しくなかったのでそういう

突破できないし、再生できないし、何も始まらないというのが実感なんです。一人二人の人權を守っていくことからやらないと、共に生きるとかノーモライゼーションとか言われていますが、共同体の再生はあり得ないと思っています。一人一人の人格が壊れちゃって、うつや心身症が増えたりしているのを見ると、私は現代の貧困というのは人間が壊れてくるということだと思います。人間そのもの、生活そのものを再生するところからやらないと何も始まらないと思います。

野沢 ある家が野良ネコに占拠されちゃったような事案に金城さんは取り組みましたよね。地域社会から遮断された家です。10年前に健康保健センターに相談があったが、「連れてきなさい」と言っただけだったのですよね。それを中核センターがかかわって解決した。

金城 最初に中核センターを呼ぼうと言ったのは地域包括支援センターなんです。ネコ屋敷みたいになつていた家で二女が餓死寸前で倒れて、知的障害の50歳近い兄が親戚を呼んで病院に入院させたんです。80歳過ぎたお母さんもいたので地域包括支援センターの看護師が来て、その人に私は呼ばれたのです。家の中にはお姉さんが引きこもっていて、凄まじい状態だったんです。

ある夜、みんなで集まることになって、民生委員や親戚がきて包括センターも来たんですが、家の中に入れないので外で会議をしたんです。ネコが40匹以上住み着いていたのでそれを何とかしな

★評価することが大事

福祉に限らず、県や市町村の委託事業はいったん委託したら、何か不正などの問題が発生しない限り委託を取り消したりはしないものだ。それが緊張感を欠き、活動が停滞する原因ともなっていた。このため、中核センターの場合は、民間人からなる評価委員会を組織し、年に1回は14箇所的活動状況をチェックし、問題がある場合や停滞している場合には県に対して注文を出すことにした。

毎年丸一日かけて中核センターから一年間の活動実績を説明してもらい、それを評価するのだ。地元市町村から意見を聞いたこともある。母体法人の施設の敷地内にセンターを設置したところがあつたが、それでは中立性は担保できないと判断し、施設外に設置しなおしてもらった。どうしてもそれができないというところには事業を返上してもらったこともある。

事業を返上すれば職員は働く場を失うことにもなりかねず、受託法人にとつては厳しいことだが、活動実績を数値化するような客観的な評価基準になじまない制度だけに、絶えず第三者の目でチェックしていくことが必要なのだ。また、悪いところを指摘するだけでなく、良い活動は大いに称えることを評価委員会は心がけている。

が、地域の中でそういう関係の兆しを見る、立ち会えたのはうれしかったです。

もう一つ事例を紹介します。私が働いている市川圏域の中核センター「がじゅまる」のすぐ近所だったのでショックだったのですが、お父さんお母さんが抱え込んでいた30代の知的障害の人がいました。特別支援学校の高等部まで行ったのですが、卒業してからはどこにも行かせずお母さんの手元にいました。お母さんもお父さんもなくなり、本人一人になったところで相談に結びつきました。妹さんがいたのですが、嫁いだ先で介護や子育てもあって、兄の面倒まで見られない。市役所が相談に乗って他県の入所施設をすすめてくれました。私は「くそっ」と思いながら、ずっと地元でいた人なんだから、何とか地元で暮らしていくことができないだろうかと思って、地元の関係者にその人を知らないかとあたたら同級生が見つかったんです。そこからたどって先生も見つかった。実はその先生は卒業後もかなりお母さんの相談に個人的に乗っていたことがわかって、お父さんの葬式にもぎりぎり間に合せて参列したんです。本人がかなり重度の知的障害で自閉症のこだわりの強い人だったのですが、その先生の顔を10年ぶりに見て、とてもうれしそうな顔をしたのです。妹さんも見たことがない顔だったそうです。それを見て、妹さんは「このままこの町で暮らさせたい」と思ってくれた。そういうご本人やご家族の思いがあればそれを基点に私たちは何でも

できる。やろうと思えば。その結果、その知的障害の人は市内のグループホームに入って生活しています。ご家族や本人がその気持ちにならないという状況では、つながりを回復し、その中で本来の気持ちを回復してもらおうしかないです。そういう関係を作っていくことの大事さを感じました。

池口 中核センターがかかわっている人の中には精神障害の人が多いのですが、どこの世界にいても関係とかつながりが壊れているなと思う。(「こちら側」と「あちら側」という関係の相は非常に厳しいものがあります。在宅の精神障害の人たちが安心できないのは、(「あちら側」の人なんだと世間からは認識されているからです。非行少年、生活保護の人もそうなんです。地域社会は「こちら側に来なさい」というスタンスなんです。」「こちら側と同じようにがんばりなさい」「直しなさい」「こちら側の生活に変えなさい」というものになっている。しかし、私たちはそこに橋を作ってます(「あちら側」に行きましょう、と思った方がいい。(「あちら側」が彼の日常だったら、まずそこに行く。そういうことをする専門ワーカーの役割は近所の人でもいい。とにかく、そういう橋渡しをする人がいないと変わらないと思います。それがないから彼らの尊厳やプライドをずたずたに壊している。本当の貧困だと思っ。

野沢 北海道で精神障害者の支援をしている「ベテルの家」がまさにそうで



すね。幻覚・妄想大会なんてのをやる。精神障害者の幻聴や妄想などを治療すべきこと、改善すべきこととして見るのではなく、まず(「あちら側」)に行つて肯定して楽しんじゃう。面白い人たちなんだと見るのです。

池口 渋沢君なんかは、グダグダになっちゃう。そういう感じなんです。

渋沢 いろいろなことがあって仕事やめちゃって、他人のサイフから2000円を盗つたことで3か月拘留所に入つたという人がいます。拘留所を出る際に、弁護士さんがかわいそうだからと1万円あげたのですが、1万2000円だけ持つて、さあどうするかとなった。どうすることもできず、とりあえずハローワークにでも行こうかということなんです。長生圏域の中核センター「ひなた」に泊まってもらいながら仕事が決まるまで1週間くらい付き合いました。

2000円盗ったことは決して良いことではないですが、それだけで完全に世界が違うものになってしまった。どうにもならなければ、また誰かのお金を盗って拘置所に行くしかないとも言っていました。(あちら側)〈こちら側〉というのをすごく思いました。

野沢 宅間守のことを思い出します。池田小学校に乱入して8人の子の命を奪い、死刑執行された男ですが、それまでも頻繁にトラブルを起こしては警察のやつかいになる。しかし、当時は精神障害があるということになっていたの。刑事訴追されず、精神病院に回される。精神病院でもトラブルばかり起こすので、病院側も受け入れたがらない。司法からも医療からもつまはじきにされて地域で暮らしているトラブルメーカーなのです。池田小事件を起こすまでの10年間、彼がどんな生活をしてたのかを新聞社が調べたら、トラブルを起こし続けて警察と病院の頻繁な往復の履歴で塗りつぶされたのです。ところが3年間だけ平穏に暮らしている時期がある。どうしてなのだろうと、ある有名な精神科医と私とで調べることになったのです。そうしたら年上の女性と一緒に暮らしていた時期だった。そのときにも、道を歩いていると「柱の陰にいる男がおれを殺そうとしている」と走って逃げたり、ファミリールレストランで「毒を盛られている」と言い出したりする。ところが、大したトラブルにはならず、それなりに平穏な生活を維持できているの

です、なぜかと言ったら、そんな自分を受け入れてくれる女性がいつもそばにいるからです。自分の存在を認めてくれる、許してくれる、甘えさせてくれる人がいる。世界中が敵でもたった二人だけ自分の味方がいる。それが人間関係の貧困を解消してくれる。それが無いという人がすごく多いのが今の社会の問題です。

朝比奈 ある人が破産したときに財産を差し押さえるために裁判所が強制執行をします。差し押さえをするためには、家の中にいる人を外に出さなければならぬ。それを行う業者がいるんです。その業者から「がじゅまる」に相談が入ったことがあります。「母子家庭で、家から引きずり出すのはいいが、気の毒で仕方がない。何とかしてやってもらえないか」と。裁判所の担当官が

福祉の相談支援センターなどにつなぐこともありますが、どうも動きがぶくく、業者が直接相談の電話をしてきたのです。差し押さえられる人のプライバシーもあるので民間業者がそんなことをするのはとがめられますが、居たままなくなって相談の電話を掛けてきた。だれか気にしている人がいて、どんな形でもいいからつないでくれる。そういう人がいるということがこの社会の救いだと思います。

そういう状況になる前にお母さんは公的機関に相談に行ってるんです。だけど、「こういうことはできない」「あれもできない」と言われて帰ってきちゃってるんですよ。そこでだれかが代弁できるようなるといいますけれど。

金城 ちよと連絡がくれば、連絡さえしてくれば行けるんですよ、私たちは。それがないと動くに動けない。

渋沢 公的機関はいろいろありますが、それぞれができることは限られているわけで、自分たちのやるべき仕事からはみ出しちゃうとどうにもならない。でも、何とかなるということを積み上げていけば、少しずつできるようになる。中核センターでもどこでもいいのですが、どこかに情報が回って、それが端緒になって何とかできることが分かれば……。少しずつできているんじゃないのかなあ。だから踏ん張らなければと思う。

池口 困っている人に寄り添って付き合おうというのはすごく重要なんです。現代の貧困は、福祉でも医療でも教育で



もそれぞれの機関による（仕分け）がすごく細かくなっているところから派生しているようにも思う。私が施設で働いていたときは、精神病院も学校も家庭も見えてくれない人は全部私のところにやってきました。私という一人の個人がそうした人にまずは寄り添って付き合うのです。ただちに直すとか治療する以前に、彼らの状況の中に入って行って、一緒に付き合うことが大事なんです。そう簡単に（仕分け）をしないということです。

野沢 尾身茂さんというWHOアジア太平洋事務局の局長をしていた人の話を聞いたことがあります。新型インフルエンザ対策の最前線で働いている第一人者なのですが、新型インフルエンザの陰で隠れている別の大きな疾病があるということです。それは自殺です。日本の自殺率は年間3万人を超える状況がもう11年も続いている。先進国では突出した自殺率なんです。交通事故で死ぬ人が年間5000人くらいですからね。ところがアジア諸国でも自殺は増えているという。なぜなのか分からない。いろいろ疫学調査をしても分からないのです。しかし、いろいろ調べていくとほんやりとある共通項が浮かび上がってきた。それは、Lack of Connectedness（関係性の欠乏）。

はみ出したりずれたりしながら人間は生きています。人間とは非効率なものだと思いませんか。はみ出し、ずれたりするところに人間関係が成り立っています。ところが、グローバリゼーションをも

たらした新自由主義経済の原理は、効率を追求し、人間的な非効率性を許さなかった。はみ出せない、ずれることができないということで人間関係が結ばずに孤立を促していく、人間関係が壊れていく。中核センターが直面して取り組んでいるのは、こうした世界的な問題の最先端にあるものではないかという気がします。

朝比奈 自殺予防の対策法ができて、日本全体で何年間でどのくらい自殺者を減らすかという取り組みがあるので、市川市が都市部のモデル地域になった。その連絡会ができて私も幹事をやっているんです。すごくその問題はリアルに深刻で。自殺予防というキーワードでどういうものが引つ掛かってくるかと言うと、高齢者の孤独、それからリストラ、失職、離婚、借金、子育てお母さんの鬱、過労によって自殺、そこで結果的に子供にとっては虐待状況になつていく。精神的な病理が再生産されていくみたいなことになつてずっと続いて行くんです。警察や救急隊に来てもらつてこの地域の自殺状況を聞きました。警察は市川市内に2か所あるのですが、1つの警察署管内で年間に150件を超える自殺既遂・未遂の通報があるそうです。市内全体では一晩に1件弱は起きている計算になる。

全国研修が先日あって先進地域の取り組みを聞いたのですが、1つのカギは問題解決型相談だったんです。アウトリーチを掛けて問題解決を提案したい

のですが、そこに困っている人がいるということが分からないんです。

62歳のうちの人の事例が報告されていきました。夫に先立たれてうつになったのですが、家族構成は健康的で子供たちはそれぞれ独立している。62歳だから介護保険の対象にもならないし、見事に引つかからないんです。この地域で自殺予防の取り組みのネットワークに入らせてもらって、すごく悲惨な状況を感じましたが、その一方でやっつけていくべきことがはつきりしてきたようにも思います。

野沢 希望的観測かもしれないが、みんな大変なことが起きていることは薄々分かっています、でもどうしていいか分からないので手をこまねいている。そこを中核センターが果敢に取り組むことによつて、「ああやっぱりやらなければね」という意識を呼び起こすことができるのではないかと。甘いですかね。

洪沢 変わってきたと思いますよ。役所の人も明らかに変わってきたと思います。僕だけが引つ張ったわけじゃないですが、みんなが協力して事例にかかわっていくうちに、役所の人もちゃんと動いてくれるし。解決しそうなことが見えにくると、ちょっとはみ出してもやるという気になるじゃないですか。そういうことを重ねていくと動くようになっていく。5年前、10年前と比べてずいぶん変わってきましたよ。

池口 夜間に暴力や虐待があれば、まづ警察が動く。この中核センターの事業を始めてからわれわれも動くように

なった。そうすると警察とすごく親しくなり、何かあると警察から連絡があり、こちらも電話したりするようになる。警察だけじゃなくて、あるケースを通じて市役所と一緒に仕事をし出すようになった。「夜はどうなの？」なんて言うと、「やっぱり連絡ください」ということを言うようになる。深夜、こちらが動くことになり連絡すると、出て来てくれるようになるわけですね。そういうことを通じて土日だろうが深夜だろうが、市役所は完全に動くようになってきた。ホームレスの人とか認知症の人が徘徊しているのが見つかり、警察とうちが連絡取り合うんですが、「市役所に連絡しよう。市役所に身元調べてもらわなければならぬ」ということになり、市役所も含めてトライアングル（3者）ですぐに動くんです。一時的に保護するのはわれわれの所でやる。警察も「うちで保護するよりいいよな」と言うのです（笑）。

従来動かなかった機関が動いてくれるようになったのがすごくうれしかった。それも私が論説を吐いてそうしたわけじゃなくて（笑）、ごく自然に一緒にやっているうちに、やらなければいけないよね、ということになった。その人が救出されたり保護されたりするのを生々しく実感できるわけだから、セイフティーネット側の実感の共有がすごく大きいんじゃないですかね。それが地域を新しくする原動力だと思いますね。

特集

もしものとき、 子どもに何を残せますか？

知的障害者の親のための「お金講座」 信託編

【信託とは？】

まず、ある人（委託者）が一定の目的を持って、信託できる人や機関（受託者）に金銭や不動産などの財産を託します。財産を管理・運用・処分してもらって、自分が指定した相手（受益者）に財産から生じた利益を渡してもらおう、という仕組みです。

例えば山田太郎さんが自分の貯金をA信託銀行に任せて運用してもらい、運用益や元本を取り崩した一定額を毎月、娘の花子さんに交付してもらおうというケースであれば、太郎さんが「委託者」、A信託銀行が「受託者」、花子さんが「受益者」という関係です。太

生命保険に続き、知的障害者の親のための「お金講座」第2弾は「信託」。信託って聞いたことはあるけど、よく分からない。そんな人がほとんどだろう。でも、親である自分が死んだ後、残った財産の管理をどうするか。良かれと思って財産を残しても、悪意のある人間につけこまれて利用されてしまわないか。きょうだいとトラブルにならないか。心配は尽きない。まずは知らなきゃ始まらない、ということを知った障害者に関係のありそうな信託のあれこれを解説します。

郎さんが自分自身を受益者にする「自益信託」も可能です。むしろ、生前の信託では、自分以外の人を受益者にする「他益信託」にすると、年間110万円を超えた部分に原則として贈与税がかかってしまい、メリットが少なくなるため、「他益信託」を設定するケースは少ないようです。

信託契約を結ぶと、財産は委託者から受託者に移り、名義も受託者になります。ただ、これは法律上・形式上のことであつて、経済上・実質上は受益者のものです。受託者には、きちんと財産を管理するよういろいろな義務が課せられており、善良な管理者の注意をもって信託事務を行う「善管注意義



務」、受益者のため忠実に事務処理する「忠実義務」などがあります。

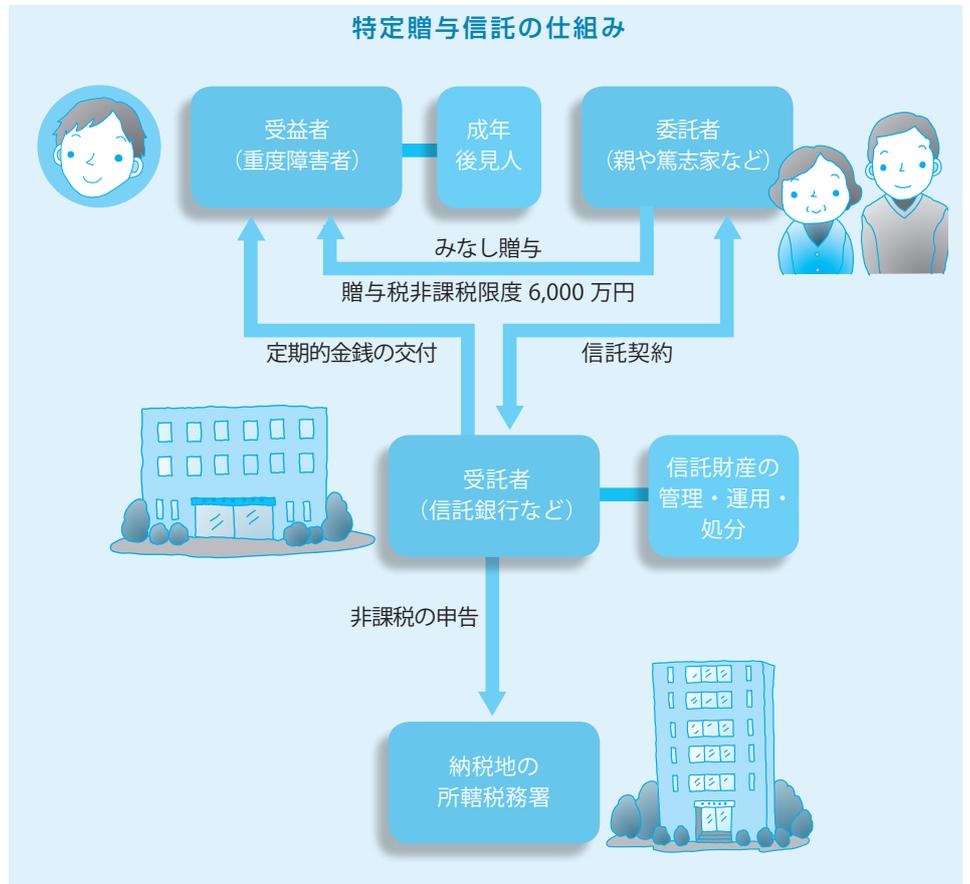
【信託銀行】

では、どこに信託するかとなると、今のところは信託銀行が現実的な選択肢でしょう。信託銀行は預金・送金・貸し出しなど「銀行業務」では普通の銀行と同じです。違いはその名の通り銀行業務に加えて信託業務をしていること。大手では中央三井、三菱UFJ、住友みずほの4信託銀行のほか、りそな銀行（個人向け信託）とりそな信託銀行（企業向け信託）の計6行があります。通常の銀行に比べると店舗数が少ないため、なじみが薄いのかもかもしれません。

【特定贈与信託】

障害者のために設けられた信託がこれ。委託者―受託者―受益者という基本的な仕組みは通常の信託と同じで、障害者が安定した生活を送れるように、親や篤志家が信託銀行などに金銭などを信託し、信託銀行は障害者の生活費や医療費などのために定期的に金銭を支払います（図参照）。

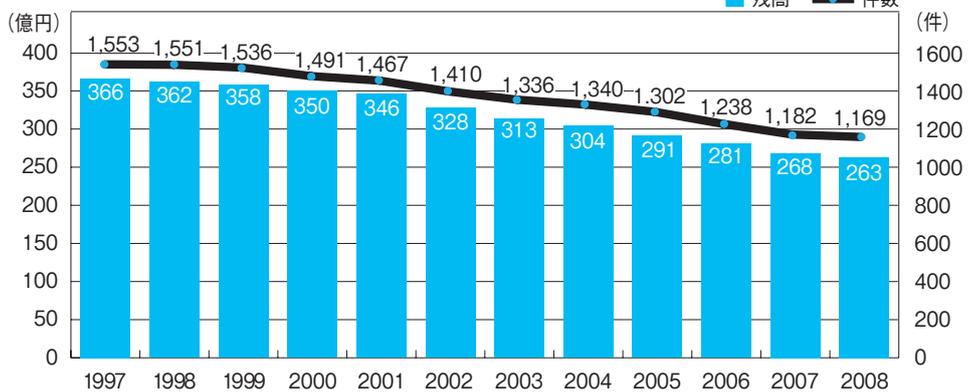
通常の信託と大きく違うのは、親が



生前に子供を受益者にして財産を渡しても、贈与税がかからないということ。例えば贈与額が1000万円の場合、231万円も贈与税を取られるので、メリットは大きいです。ただ、いくつか条件があり、対象は重度の障害者（特別障害者）に限られます。原則として、療育手帳の等級が重度（東京都

の手帳であれば1級と2級）の知的障害者、精神障害者保健福祉手帳の等級が1級の人、身体障害者では手帳の等級が1級または2級の人です。これ以外の軽度の障害者は対象になりません。また、非課税になるのは6000万円まで。それを超えた部分には贈与税

特定贈与信託の受託状況



社団法人信託協会の資料より

がかかります。委託者は親以外の親族や全くの他人でもなれますが、個人に限られていて、法人は認められません。信託期間の途中で契約を取り消したり、解除したりすることはできず、受益者の変更もできないという条件がありますが、逆に言えば、親が死んだ後、

第三者やほかの親族、後見人などが財産に手を出そうとしてもできないということになるので、親にとつては安心です。

ただ、ほとんど知られていないことや「よく分からないから不安」という親の心理からか、利用は広がっていません。ここ10年ほどを見ても、利用者数は減っています（グラフ参照）。一件あたりの信託金銭額は平均で約2300万円。信託銀行が不動産や少額の金銭では引き受けにくいこともあって、一定の現金の財産がないと手を出しにくいという側面もありそうです。

【遺言信託】

例えば「自分が死んだ場合、財産はA信託銀行に信託し、子供のために定期的に渡してほしい」といった内容の遺言書をつくっておきます。死亡時に効力が発生し、遺言内容に沿って信託銀行が財産を運用、処分して子供に支払うという仕組みです。

【遺言代用信託】

信託契約で自分が生存中は受益者として自分において、死後は例えば子供を受益者にするというものです。

【後継ぎ遺贈型の受益者連続信託】

難しくなってきましたが、説明してしまえば簡単です。例えば夫が生前は自分を受益者にして、死後は妻を、妻の死後はさらに長男を受益者にするということを定めておく信託です。

【公益信託】

これは少しスケールの大きな話です。個人や企業が公益活動のために財産を提供し、受託した信託銀行などがその公益目的に合った活動をしている不特定多数の人や団体に助成金を支払うという仕組みです。受託件数は全国で550件ほど。奨学金の支給や自然科学研究への助成といった例が多いですが、障害者分野でも実例があります。例えば、静岡県の「市川園小規模授産施設助成基金」は、静岡市内の小規模授産所の設備拡充や活動への助成を行っていて、信託財産は1000万円。

出資者（委託者）は複数でもよいので、例えば親同士がお金を出し合って、自分の住むA市の障害福祉サービス事業者に助成するということも考えられます。

いくらから引き受けるかは信託銀行によります。運用益で助成金を出そうとなると、大きな金額が必要ですが、最近では元本取り崩し型が増えていて、数百万円という例もあるそうです。

ただ、「公益」というだけあって、官庁の許可・監督を受けなければなりません。助成先も指定することはできず、有識者でつくる運営委員会が助成先を選考することになっています。したがって、例えば「育成会が会員に金銭を支給するため」となると、公益信託とは認められないようです。

一定の要件を満たした公益信託では、出資者は減税措置を受けられます。

【成年後見と信託】

信託を使って、親亡き後も信託銀行から子供に生活費が支払われるようにしても、本人がきちんと使えるか、第三者が横取りしてしまわないかという心配もあります。その場合は成年後見制度を併用すれば、大丈夫でしょう。信託銀行の中には、身上監護のため後見人を付けることを勧め、生活費の支払先を後見人にするという運用をしているところもあるそうです。

保佐や補助レベルの場合、本人がだ

まされて財産を処分してしまうと、保佐・補助人に取り消し権があっても回収が困難になることも多いです。信託しておけば、財産は信託銀行などが管理していますから、そういったことが防げるとい効果もあります。

【まとめ】

以上のように、いろいろと使える可能性のありそうな信託ですが、①信託銀行では不動産はまず引き受けてもらえない②現金でも1000万円などある程度まとまった額でないと、引き受けてもらえない③特定贈与信託以外では、生前は贈与税がかかるというように、まだまだ使い勝手が悪いのが現状です。

重度以外の中軽度の障害者でも一定額までは贈与税を非課税にしてもらう、あるいは「公益」とまでは言えなくても「共益」の信託にも税制優遇措置をつくつてもらうといった制度改善を求める声を親たち自身が上げる必要があるのかも知れません。

なお、信託について聞きたいことがある場合は、「信託協会」の信託相談所へ。

フリーダイヤル0120-817333
（平日午前9時から午後5時15分）

中央三井信託銀行

長沢峰己さん

信託を利用するとなると、やっぱり一番は信託銀行。けれど、信託銀行というとなんとなく「敷居が高い」「縁遠い」というイメージがあります。そこで、基本的なことから聞きつらいことまで、信託銀行の代表格の一つ、中央三井信託銀行本店まで押しかけて(?)聞いてきました。

Q 障害のある子を持つ親にとって、子供への財産の渡し方や渡した財産の管理は関心事の一つです。そこで、障害者のための「特定贈与信託」について伺いたいと思います。まず、どんな場合に使用したらいいのかがよく分かりません。

A 例えば、両親がお元気なうちは、自分で財産を管理して、出てくる収益は扶養義務者として、扶養の範囲で生活費や教育費として子供のために使えばいいわけです。わざわざ特定贈与信託を使う必要はありません。ただし、扶養の範囲を超えて「障害のある子供のために経済的に援助したい」ということであれば、特定贈与信託を利用して、税制上のメリットを受けながら財産を贈与するという方法があります。

Q 税制上のメリットということ?

A 普通、金銭の贈与は年間110万円を超えるると贈与税がかかりますが、特定贈与信託では全体で6000万円まで贈与税はかかりません。非課税というのが最大のメリットですね。それと、親(委託者)が先に亡くなっても、信託銀行(受託者)のほうで財産をきちんと保全・管理して、生前の指図に基づいて子供(受益者)に定期的に金銭を交付します。財産管理という点でもメリットがあります。

Q 手続きは煩雑ではないですか?

A そんなに煩雑ということはないと思います。受託するときは、若干書類のやりとりがありますが、始まってしまえばそれほど負担感はないと思います。

Q いくらから受けてもらえるのですか?

A 相続税法上は1円でも可能ですが、生活や療養看護など子供の安定的な生活を持続するためには、相応の金額が必要



長沢峰己(ながさわ・みねき)さん

中央三井信託銀行・営業企画部の財産管理業務センターで主席財産コンサルタントを務める

要になります。ケースバイケースですが、当社では金銭であれば1000万円をメドに考えています。この額は信託銀行によって違うと思います。

Q 例えば、私が親の不動産を相続したときに、それを信託で子供のために活用できませんかね?

A 特定贈与信託で受託する財産は、法律上は金銭以外にも可能なのですが、実務上の問題から通常、金銭に限らせてもらっています。不動産を受けている事例もあるのですが、行き届いた管理をするのは難しい面があります。親が元気であれば、自分でその不動産を有効活用して、扶養の範囲で収益を子

供のために使うほうが現実的かもしれません。

Q 特定贈与信託は、元本は保証されるんですか?

A 元本割れもあり得ます。預金は元本が保証されますが、特定贈与信託は元本保証はありません。そこが大きく違います。運用して損をしなければ、その損はそのまま受け入れてもらわないといけません。運用方法は契約するときに取り決め、その中で我々に任せてもらおうという形です。ただ、障害を持つ方の財産ですので、元本を割ってしまったてはいけなないと考えています。したがって、金銭の場合、運用先は元

本が保証されるものに限っています。

Q 運用利回りはどの程度ですか？

A 現在で言えば、非常に低く、年利0.2%とか0.3%とかです。運用面だけで言えば、例えばお客さまが自分で国債を買ったほうが利率はいい、ということになります。そもそも、特定贈与信託を利回り期待商品ととらえないほうがよろしいかと思えます。

Q 手数料は？

A 通常は「信託報酬」と「管理報酬」がありますが、金銭による特定贈与信託で頂くのは信託報酬だけで、運用益の金額の0.数%程度とわずかです。

Q 特定贈与信託はどれくらい利用されているのでしょうか？

A 昭和50年に制度ができて、当行では現在300件ほどです。利用が広がらないのは、認知度、露出度が低いということがあると思います。商品の性格からして、こちらからの積極的なPRは控えています。ほかの信託銀行も同じだと思いますが、「ニーズがあれば自然体で受ける」という方針です。それと、障害者自立支援法では、この信託に基づく障害者への定期的な金銭交付も収入とみなされ、サービス利用の際の自己負担が増えたりする場合があります。そういったことも一因かも知れません。ただ、すそ野は広いと思

ます。昭和50年にこの制度ができたときは、対象となる重度の障害者は120万人でしたが、現在は240万人を超えていると言われています。

Q 例えば親同士でお金を出し合って両方の子供を受益者に、ということは可能なんですか？

A 特定贈与信託の場合、受益者は1人でないといけないんです。ですが、委託者は個人であれば、親でも祖父母でも篤志家でもいいんです。複数でもいいんです。一受益者あたり合計6000万円までが非課税になるという仕組みなので、例えば6人が1000万円ずつ出し合つことも可能です。

Q 受益者である子供が将来、死んだときは残った財産はどうなりますか？

A 特定贈与信託の場合、財産はお子さんのものでなっていますから、お子さんの相続人が承継する権利を持っています。仮にお子さんに判断能力があつて遺言を書ける場合、円滑な財産承継のために遺言を書いておくのも方法です。遺言が書けない場合は、相続人の中で遺産分割協議するということがなります。

Q 子供に後見人を選任することがありますが、「後見人に財産も何もかも委ねるのは心配だ」という場合もありますよね。このところ、後見人による横領事件もあります。財産だけは信託

を活用して、後見人もそこには手を出せないようにするという形はあり得るんじゃないでしょうか？

A あり得ますね。弊社にはオーダーメイドの信託商品として「安心サポート信託」という商品があります。すべてを後見人に委ねるのは不安だということであれば、この信託を活用するのは有効だと思います。

Q 安心サポート信託はいつから始めたんですか？

A 平成16年からです。特定贈与信託では受益者が重度の障害者など資格要件が定められていますが、軽度の障害者など資格要件から外れる方でも、こういったオーダーメイドの信託は使うことができます。自分の子供ではなく、ある施設に対して財産を渡すにあつて信託を利用し、一括で渡すのではなく、「年に一度、定期的に交付する」という設定も可能です。対象は障害者に限っているわけではなく、例えば障害者でなくても、「子供に浪費癖があるので一括で財産を渡したくない」といったケースもあり得ます。

Q 安心サポート信託はいくらから利用できるんですか？

A 3000万円からです。残された方の安定的な生活を維持するためには、やはり相応の金額がないと、すぐに交付が終わってしまうので、という事情

があります。

Q 特定贈与信託との違いは、どんなところですか？

A 基本的な仕組みは同じですが、特定贈与信託は相続税法で非課税とすることが定められている一つの制度です。一方、安心サポート信託は制度ではなく一つの商品で、非課税にはなりません。ですから、親が子供に対して生前に安心サポート信託を設定すると、贈与税が発生するという事情があり、なかなか利用しにくいのが現実です。「他益信託」というんですが、贈与税の問題があるので、他益信託を生前に行うケースは極めてまれです。生前に自分のために設定する「自益信託」がほとんどです。例えば自分の判断能力が衰えてきたときに財産管理ができなくなつては困るので、今のうちに信託銀行と契約を結んでおいて、財産を定例的に自分に交付してもらうという信託です。この場合は自分の財産ですから、税金上の問題はないんです。

Q 信託銀行で後見人との組み合わせといった相談には乗ってもらえますか？

A できます。我々が後見人となる業務は取り扱っていませんが、司法書士を紹介することはあります。

Q 今日はどうもありがとうございました。

佐吉@信託編

夫婦の会話

「ちょっと、あんた聞いてんの？ 慎太郎のことなんですから、ちゃんと夫婦で話し合いたいんですよ」

手のひらで聲をトンとたたいて、お初はにじり寄った。テレビの画面にはお笑い番組が流れている。佐吉は手酌で酒を飲みながらテレビに見入っていた。

「卒業生が何人も行っているし、先生もいんじゃないかって言うんですけどね。あんたも一度見学に行つてあいさつしてきてくださいよ」

ぬるくなった酒をぐいっとあおった佐吉の前に、お初は施設のパフレットを差し出した。青空を背景に美しい窓ガラスとアイボリーのタイル壁の建物がそびえている。「鉄瓶学園」と書かれていた。

「しかしなあ、シン坊と離れて暮らすつてのはなあ。だいたい、まだ17歳のシン坊を施設に入れるのは気が進まねえなあ」

「そりゃあ、あたしだって慎太郎を手放すのはつらいですよ。だけど、このチャンス逃したら、次に一定員が空くか分からないんですから。自立支援法になつてから自己負担だつて大変なんですよ。今のうちに入所施設に入つてくのがいいってみんな言ってますよ」

「だけど、その鉄ナントカ学園に入るのだら

いよいよ慎太郎が特別支援学校を卒業することになった。入所施設に入れようかと悩むお初。どうも寄付金を出さないといけないらしい。しかし、地域で生きるためには年金だけでは足りない……。さあ、どうする佐吉。

て金がかかるんだろう？」

「いえ。寄付もできる人だけでいいっていわれましたけどね」

「しかし、みんな寄付しているんだつたら、しないわけにいかねえだろう」

「そりゃそつてすけど……」

気のなきような顔でパフレットを眺めている佐吉を見て、お初はため息をついた。流しに立つと勢いよく蛇口をひねり、音を立てて食器を洗いだした。

「田舎のおつかさんがね、出してもいいつて言ってますよ」

「……」

「聞いているんですか？ 寄付金のことですよ。おとつあんが亡くなってから使わなくなった田畑や貸家を処分すれば30000〜40000万円くらいにはなるだろうつて」

「おい、おい、ばかなこと言っちゃいけねえよ。そんなことお義母さんにさせるわけに、いくもんか」

佐吉は驚いた顔でお初を見た。

「全部じゃないですけどね、その一部を寄付に回すつて言うんですよ」

うーんと佐吉はうなづいた。改めてパフレットを見ると、穏やかな笑みを浮かべた園長の顔写真が載っていた。佐吉より少し年かきの行った、50代半ばくらいだろうか。その写真

を上げと見ていた。

「だから、あんたも少しは本気になつて考えてほしいんですよ。次の日曜日、保護者会があるのて来てはどうかとされているんです。あんた、行つてきてくださいよ」

リゾートホテルのような施設

日曜日の昼前、佐吉はパフレットに載っていた住所を書き写し、駅と向かった。

どうして田舎の路線というのは何分も駅で停まればかりなのだろう。都心の地下鉄や私鉄電車に乗り慣れているだけに、そのゆったりした運行がどうにも調子を狂わせる。

足元からの暖房がやけにきつい電車に乗って1時間半、ようやく目的の駅に着いた。改札を出て左右に分かれた通路を右に行き階段を降りると、ちょうどタクシー乗り場だった。客もあまりなくて暇なのだろう、運転手たちがタバコをかかしながら談笑していた。

「鉄瓶学園まで行つて欲しいんだけどな」

佐吉が声を掛けると、あわててタバコを路上に落としてもみ消した運転手が車に乗り込み、後部座席のドアを開けた。

だまってハンドルを握る運転手から汗のにおいがした。シャッターはかりの商店街を抜ける

と、冬枯れの田んぼがタクシシーの窓を流れて行った。気まずい車内の空気を暖房がかき回してただけで息苦しくなってきた。ゆるやかな坂を何度か曲がると、パフレットに写っていた建物の外壁が見えてきた。

「鉄瓶学園」のプレートがはめ込まれた門を通り抜けると芝生の上に銅像がそびえているのが目に入った。きつと創業者か誰か由縁のある人物なのである。正門前でタクシシーは止まった。

まぶしそつに目を細めて佐吉は見上げた。リゾートホテルのようだと思つた。

「よくいらつしやいました。どうぞ施設の中をじっくり見て行つてください。4時から保護者会があるので先輩方も会えますしね」

園長室に案内されるとやはりパフレットに載っていた顔がにこやかに笑つて出迎えてくれた。名刺には「鉄瓶学園 園長 伊之助」と印刷されている。きれいに掃除された床に背の高い観葉植物が置かれていた。

伊之助園長の案内で施設内を見て回った。玄関の横にある掲示板には職員の写真がずらりと並べて張り出してあった。みんな楽しそうに笑つた顔ばかりだ。

「たまにやつてくるご父兄にも、誰が何て名前の職員かわかるようにこつしているんです。入所施設はやはり密室ですからね。自分の

顔写真と名前を玄関のところに置いておけば
権利擁護の自覚も高まるというものです」

なるほどな、と佐吉はうなづいた。広い食堂はきれいに掃除された後で、開いた窓から吹き込んでくる風にカーテンが揺れていた。その奥の休憩室では10人ほどの障害者がテレビを見たり、床に座り込んで体を揺らしたりしていた。

「ちょっとおじやますよ。お客さんなんてね」

伊之助園長がにこやかな顔で声を掛けると、テレビを見ていた障害者の一人が振り向いて「こんにちは」と大きな声を出した。

渡り廊下を行くと右手に風呂場があり、生暖かい空気もわつと顔をなでてきた。

「男子が入っている時間です。おい、ちょっといいかね、見せてもらおうよ」

伊之助園長がドアを開けた。ジャージ姿の若い男性職員が洗い場でしゃがんだまま顔をこちらに向けた。「ごくろうさまです」。その向こうには浴槽に浸かっている5〜6人の障害者が見えた。

「てんかんのある人もいるので、事故が起きないように職員が見守っているんです」

伊之助園長は少し不自然な笑顔をしながら説明した。

スリッパを外履きに代えた。イギリス庭園を模した敷地内を歩いていると、本当にリゾートホテルのように思えてくる。別棟の建物はケアホームだという。そこには施設利用者の中から4人が共同生活をしていった。広い敷地内にはあと二か所のケアホームがある。職員が交代制で泊まり込み、ケアホームの障害者の世話をしているという。

「みんな親御さん方が寄付してくれるので建てられたのです。子供らの将来のために

共同貯金を若いころからしてましてね。ほら、あそこに見える休憩所もお父さんたちが休日によつてきて手作りしてこしらえたんですよ。うちの保護者会は本当に熱心でしてね」

自慢げな顔をして伊之助園長は指差した。頭の上では葉がすつかり落ちた木の枝が風に揺れていた。

保護者会の夜

午後4時から始まった保護者会には30人ほどの父母たちが集まり、年会費の収支報告などについて話し合われた。60代〜70代の老いた親が多かった。中には障害者の兄弟と思われる年齢の人もいた。親がすでに亡くなっているのだろう。

事務的な話し合いが終わったころにはすつかり日が暮れていた。

「さあ、食堂へ移動してください。みなさんお疲れでしょう」

伊之助園長が言うと、老いた父母たちはホツとした顔で立ち上がった。

食堂のテーブルにはビールとコップが用意され、すし、から揚げ、焼きそば、柿の種類などが所せましと並んでいた。

「鉄瓶学園にうちの息子がお世話になつても20年になります。園長先生はじめ職員の方には本当にお世話になり、楽しい日々を送っています。鉄瓶学園に入る前はどうしているのか分からず暗闇の中で親子ともども不安だったことを言えば、この御恩は一生忘れることができません」

父母会の会長のあいさつで乾杯し、ビールを口に含むとバラバラと拍手が起きた。緊張した顔で佐吉がコップを握っていると、近くにいた父親の一人がビールを注ぎにきた。

「うちは2年前に入つたんですが、お宅も最近ですか？ 鉄瓶学園は良い先輩が多くて心強いですね」

「はあ。うちはまだ入つてないんです。今日は見学つてやつて……」

「そうですね。園長先生はすばらしい人柄で我々みんな尊敬しているんですよ。職員の方先生方も若くて良い人ばかりですね。こんなふうには私に付き合ってくれる施設なんてほかにはないですよ。園長のご長男も大学を出て2年前からここで職員として働きたしたから将来的にも安心していうわけです。うちの息子と同期なんです」

そう言って父親は大きな声で笑った。伊之助園長が満面に笑みをたたえて父母たちにビールを注いで回っているのが目に入った。

酔つ払ってトーンが上がった声が賑やかに食堂を満たした。どこにあつたのかカラオケの機械から音楽が流れ出した。テレビ画面を見ながら、白髪まじりの父親の一人が女性職員とデュエットを始める。冷やかしの声や歓声があらちちから上がった。酒ではつた佐吉の体にも幸福感が沁みてきた。「若いんだから、ガーンと飲んで」。まだ学生のような雰囲気

男性職員は古株の父親にビールを注がれ、おどけながら「気飲みをしていた。よく見ると、風呂場で障害者を見守っていたジャージ姿の職員だった。前髪が目隠れそうなおまじで伸ばしている瘦せた若者が園長の長男らしかった。あまり表情を見せず、酒も飲んでいない様子だった。

懇親会は深夜まで続き、タクシーに乗り合わせて帰っていく親たちもいた。酔いつぶれた親は来客用宿泊棟へ職員が付き添って連れて行つた。すつかり上機嫌になつてほかの親たちと打ち解けて話していた佐吉も宿泊させてもらうことにした。

6畳間をぶら抜いて布団を敷きつめた部屋ですでにイビキをかくて寝ている親がいた。糊のきいた来客用寝巻に着替えていた父親の足取りは酔つてあやしかった。

「ごくろうさんでした。今後ともよろしく頼みます」

佐吉はあいさつをしたが、その父親はこちらを見ようともせず黙って着替えていた。酔つ払っているのかなと思つた。

「あの……」

のぞき込むようにして佐吉が言葉を続ける。赤い目がにらむように佐吉を見つめてきた。佐吉は思わす言葉をのみ込んだ。酔っているんだらうと思つたが、その父親は着替えを済ませると洗面台に行つて歯を磨きだした。なん



保護者会

だか冷たい水を背中に掛けられたような気分になって酔いが急速に冷めて行つた。自分も着替えようとしてズボンを下げたところで携帯を食堂に忘れてきたことに佐吉は気づいた。

慌ててズボンをはきなおし、食堂へ向かった。まだ電気がついている食堂のドアを開くと、食べ物かすが散らばった床にモップを掛けている若い職員がいた。

「ごころうさんですね」

若い影に声を掛けると、職員はこちらに顔を向け、「あ、ごうも」とつぶやいた。あのシャージャの男性職員だった。無表情な顔には疲れが張り付いており、さきほど二気飲みしてはしゃいでいた無邪気さは微塵もなかった。佐吉はテーブルの上にあった携帯電話をポケットに入れたが、そのまま立ち去るのも申し訳ない気がして、立てかけてあったモップを手にとつて床を拭きだした。

「いいんです、お父さん。おれの仕事ですから」

シャージャの職員は力のない声で言ったものの、佐吉を制止しようとはしなかった。

「これから息子がお世話になるんですから、このくらいのことほしなさい。よろしく頼みますよ」

若い職員に向かって佐吉は声を弾ませた。しかし、ふつと力なく職員の中がしぼんだ気がした。静まり返った食堂の床に言葉が落ちた。

「あの……おれ、今月いっぱいやめるんです」

白髪の紳士に再会

月曜日の昼、佐吉は会社の社員食堂でひとり、どんぶりをかき込んでいた。ちょうどビ

クの人並みが去ったところで、壁に設置されたテレビの音が聞き取れるくらい静寂を取り戻していた。

「おや、また、かつ丼ですか」

顔をあげると白髪の紳士が穏やかな笑みをたたえて立っていた。生命保険のことで悩んでいたときに相談に乗ってくれたライフサポート室の社会保険労務士、与三郎だった。

「よかつたら向いのお席に座らせてもらつてよろしいですか」

「気が利かねえすみません。どうぞ、どうぞ。与三郎さんはタンメンですか。おれも麺類は大好きなんですけれどね、ここのタンメンはらうと塩辛くねえですか？」

与三郎は笑つて腰を下ろすとコンショウをタンメンにふりかけた。「高血圧で医者には塩分を控えろと言われているんですけどね」といたずらっぽく笑った。

佐吉は思わず苦笑した。

「そうだ、与三郎さんにはらうと相談に乗ってもらいてえことがあるんだ。またおじやましてもいいですか」

「いつでも、どうぞ。今度は何ですか」

「あ、いやね、うちのせがれが春に養護学校を卒業するんですけど、その先どこへお世話になるか考えているんです。お初はすつかり『鉄瓶学園』って施設が気に入らなつてるんですけどね、17や18で親と離れて施設で暮らすつてもねえ……。たしかに、良い施設なんです。建物はいきれだし、園長先生もやさしそうだし、いつでも気になることがあつたら言つてくれます。この前行つてこの目で見てきたから確かなんです。ただ、寄付金を払わないといけないみたいなんです。いや、園長はそんなことこれっぽちも言わないんですがね、そこに子供を預けている先輩の親たちに聞くと、みんな寄付して



「言葉で表現してくれないと分からないものですか、やぶばり」

そう言つてタンメンをすすする紳士の額を佐吉は見詰めた。自分のこめかみから汗が筋落ちて行くのを感じた。

「らうと知り合いに聞いておきましょう。私は障害者福祉については素人なんてお役に立てるかどうかわかりませんが、今度の金曜日に私の部屋へいらしゃいませんか」

お風呂

なんだか森の中で道に迷つて出口を探しているうちに大事なものをどこかに置き忘れてきたような気分だった。ぼーっとしていたら、「お前さん、ひまなら慎太郎をフロに入れてやつてくださいよ」とお初が言った。

いつものようにシャワーの湯を掛けると慎太郎はキヤツキヤツと喜んだ。せっけんで泡立ってたタオルで背中を洗う。わきの下を洗おうとするどくすどくがつがつ笑いながら体をよじった。大きくうたたもんだなあ。佐吉は慎太郎の背中を見ながら思った。

どぶくと湯船に浸かると、慎太郎は体を前後に揺らしお湯が音を立ててあふれ出した。それがおかしくて慎太郎は声を上げて笑った。「シン坊、そんなことしたらお湯が全部なくなつたらどうぞ」

慎太郎は笑いながら、佐吉を見て人差し指を風呂場のドアに向けた。(出て行け)というサインだ。ゆつくりフロくはい入らせてよ、とても言いたげな顔の慎太郎を見ると佐吉は笑えてきた。「分かった、分かった。佐吉は風呂場から出た。小さいころは食べたり、びよんびよん跳ねたりしているときだけうれしそう顔をするのに、テレビを見せても絵を



になった。

仕事で忙しくなり週末に迎えに行けなかった週があった。ゆったりした波が心の中を寄せては返したが、翌週迎えに行くと慎太郎はいつもと変わらない顔で出てきた。迎えに行けない週末が重なるようになっても心の痛みを感じなくなり、迎えに行くために車のハンドルを握ると疲労感を覚えたりもするようになった。

ある日曜日の夜、慎太郎を後ろに乗せて車で施設

見せても音楽を聞かせても関心を示さず、いたい何が楽しみで生きているのだろうかと思ったものだった。

養護学校小学部に通っていたころ、お初が体を壊して1年間障害児施設に預かってもらったことがある。最初の1週間は寝てもさめても慎太郎のことが心配で仕方がなかった。仕事でも慎太郎の顔が思い浮かんだりしたものだ。1週間目の土曜日、佐吉が車を飛ばして会いに行くと、慎太郎は泣きもせず、佐吉を避けるようにして施設の中に逃げていった。「何かあったんですか」と施設長に聞いたが、首をひねるばかりだった。次の1週間は胃が圧迫されるような感じで過ごした。昼となく夜となく施設に電話を入れては、「元気ですよ」という職員の声が返ってくるのを待った。土曜日の朝施設に迎えに行き、日曜日の夜送り届ける生活が何週間も続くうちに、ざわめきだした心は落ち着きを取り戻し、日常の砂の中に心配が埋もれていった。慎太郎も年齢の違う子供たちに混じって笑顔を見せるよう

設に向かっていたときだった。パッパの無伴奏、イオリンソナタがラジオから流れていた。施設が近づき建物が見えてきたとき、突然、慎太郎がワンワンと泣き出した。あまりに切ない声だったので、佐吉は驚き急ブレーキをかけた。「どうしたんだ、シン坊」。街路灯の淡い明かりが車の窓からあどけない泣き顔を照らし出した。その顔を見ていたら佐吉も悲しみがこみ上げてきて涙が止まらなくなった。

1年で慎太郎を施設から引き取ったのは、それがあつてからだった。それから、何事もなかったかのように慎太郎は自宅での日常に溶け込んでいった。

慎太郎が変わってきたのに佐吉が気づいたのは、思春期を過ぎたころからだ。ラジオカセに自分でカセットテープやCDを入れて音楽を聞くようになった。のぼせるぐらい長い時間フロに入つてはうれしそうに顔を見せた。若いヘルパーと出かけるときなどは、佐吉やお初を突き飛ばすようにして喜んで飛び出していた。アルバムに閉じ込めた思い出が勝手にあふ

れ出たのは佐吉の頭の中でぐるぐる回りだした。「どうしたもんだろうなあ、シン坊よ。どうしたらいいのかわつてくれよ」

笑い声が響く風呂のドアに向かって佐吉はつぶやいた。

リゾートホテルの幸せ？

「ライフサポート室」。この部屋を訪ねるのは2年ぶりのことだった。佐吉がノックすると、「どうぞ」という与三郎の声が中から聞こえた。インスタントコーヒーのにおいが微かに漂っている。

「私の古い友人だね、学生運動やつて警察に捕まったやつが、それから埼玉のはずれの方で障害児の通園施設をやっていたんですよ。ちよと変わり者なんですけどね、その彼にちよと聞いてみたんです。まあ、どうぞお座りくださいな」

白いカップにコーヒーを注ぎながら与三郎は言った。

「先進国では日本だけらしいですね、知的障害者の入所施設が今でもこんなに多いのは。できるだけ自由な生活を障害者本人の希望に基づいてかなえてやろうじゃないかと各国ではもう20年も30年も前から取り組んでいるとか。びびくりしましたね。」

で、その友人なんですけど、障害児の通所施設を始めたころは親御さんたちから大変喜ばれたそうです。どこにも行き場がなかったのですからね。しかし、何年もやっているうちに彼は疑問を感じてきた。障害児だけカ所に集めて療育してそれでいいのかわつて。障害児への専門的な療育も必要だけど、同じ年代の子供らと一緒に遊ぶ時間も障害児には必要じゃないか、いや必要というよりも当たり前じゃないか、

いかつてね。

地域の保育園や幼稚園に障害児を出して行くこじやないかと彼が提案したとき、親も職員も反対したそうです。しかし、粘り強く何度も話し合い、地域の保育園や幼稚園を訪ねては、「うちから職員を派遣するから」と説得したそうです。それで、少しずつ障害児が一般の保育園や幼稚園にも受け入れてもらえるようになった。親たちは現金なもので、そうなら普通の保育園や幼稚園の方がいいことになり、彼の施設からはほとんど子供が減っていた。

通ってくる子が減れば補助金も減る。かといって職員の給料は払わなければならないし、彼は個人的に借金をせざるを得なくなった。だから障害児が去っていくと補助金が消えていくような錯覚を感じるようになったというんです。しかし、いったい誰のための福祉なのかと彼は何度も自分に問い返し、笑顔で障害児とその家族を福祉から解放したのです」

佐吉は出されたコーヒーに口をつけることも忘れて与三郎の話に聞き入っていた。

「で、その施設はどうなつたんですか」

「つぶれたそうですよ。解散したんです。施設をいったん作れば、その施設を維持し職員に給料を払うために運営されるようになる人間誰しも築き上げたものには愛着がありますからね。自分から壊すなんてことができません。立派な施設を築けばそれだけ愛着やプライドも増すもので、経営者が老いてくれば二世に世襲させようとし、創設者の銅像を立てたりする。まるで、王国です。その施設の中で暮らす障害者のことはこの次になる。そう彼は言っていましたよ」

5〜6人が一緒に湯船に浸かっていた光景が佐吉の脳裏によみがえった。慢性的な人手不

足の中で事故を回避するためには集団での入浴は仕方がないという。しかし、気持よさそうにひとりで長風呂を楽しんでいる慎太郎は集団入浴になじめるのだろうか。

与三郎はうまそうにコーヒーをすすりながら、静かに佐吉に話しかけた。

「グループホームやケアホームのような家庭的な雰囲気です。暮らしている障害者も今は大勢いるそうじゃないですか。いろんなNPOが地域で小規模授産施設や就労継続B型施設や地域活動支援センターを運営もしている。重度の障害者が大企業の特例子会社で働いて最低賃金をもらっている例も珍しくはなくなっているらしいですよ。もう少し調べてみてはどうでしょう」

「しかし、やっぱりあたしら親が死んだ後のことを考えるとね、今のうちに良し入所施設に入れておいた方が安心じゃねえかって言う人もいますよ。だいたい地域で暮らすには年金だけじゃ足りねえでしょうが」

佐吉の声のトーンは次第に上がっていた。

「入所施設に入るのにも寄付が必要なのでしょっつ」と与三郎は佐吉の目をのぞき込んで言った。

「いや、寄付したくないきやいって……」

「じゃあ、寄付するのはおやめなさい」

「しかし……」

「寄付を強要するのは違法行為です。しかし、そんな間抜けなこととは今時の施設経営者ではありません。『無理はしないでください』『義務なんかじゃありません』。何度もそう言われませんでしたか。しかし、何度も言われれば言われるほど、やっぱり寄付しないわけには行かないような気がしてくる。可愛いわが子を預けるんですから。少しでも良くしてもらいたい。みんなと同じ額かできればもつとたく

さん寄付して喜んでもらいたい」

のどがカラカラに渴いているのを佐吉は気がついた。「そういえば、お初が同じことを言っていたような気がしますぜ」。声が裏返った。「でもよう、鉄瓶学園にもケアホームはあつたぜ」

「どこですか？」

「施設の敷地の中に……」

「建設資金は？」

「親の寄付金だと言っていました……」

ふつと息を吐いて与三郎はコーヒークップをテーブルに置いた。

「私はその施設を批判しているわけじゃないんです。むしろ親たちがお金と汗を出し合って作り上げた施設なんですから、うらやましいとすら思っているのです。リゾートホテルみたいなんですよ。ホームページで私も見ましたよ。それはきれいな施設ですね。でもね、リゾートホテルはたまに行くからいんじやないでしょうかね。親たちはたまに施設を訪ねるからいいんですよ。ずつとその中で暮らすのはいい誰なのですか？ 敷地内のケアホームはホテルの別館みたいなもんでしょっつか。それでも小規模だからいいという論もありますけれどね。ともあれ、リゾートホテルに365日閉じ込められていたら、私はたまりませんね。佐吉さん、あなたはどうです？」

佐吉は黙り込むしかなかった。言葉が出てこない。いくつもの糸が頭の中で複雑に絡み合っていて、何をどう考えていいのかわからなくなっている。

信託

「佐吉さんが不安なのはよく分かります。施設が障害者のために一生懸命に運営しているのも分かります。ただ、慎太郎君はどん

ん成長し、世の中もどんどん変わっていきます。どうせお金を使うのであれば、親の安心感を満たすために今使うのではなくて、慎太郎君本人の幸せのために将来使う方がいいのじやないかと私は言っているのです」

与三郎は立ち上がると机に立てかけたファイルの中から資料を抜き出して、佐吉に手渡した。

「私は福祉のことはよく分らないのですが、慎太郎君がずつと地域で暮らしていくのに必要なお金を誰がどうやって管理するのか、いや運用するかを考えてみてはどうでしょう」

「運用ですか？」

「そう。お金とは稼いだり、預けたり、使ったりするだけでなく、運用するものでもあるのです。その資料は知り合いの美人弁護士から送っていただいたんですがね(笑)。美人は関係ないですが、信託制度を存知ですか」

佐吉は首を横に振った。「○○信託銀行」の信託のことか？ あれは普通の銀行とどこが違うのかと前々から思っていたが、シン坊とどう関係があるのかと首をひねった。

資料を読みながら与三郎が説明を始めた。

「信託というのはあんまり庶民には縁がなかったんですが、信託法が大きく改正されて、平成19年9月に施行されました。衆議院の附帯決議には『来るべき超高齢化社会をより暮らしやすい社会とするため、高齢者や障害者の生活を支援する福祉型の信託について、その担い手として弁護士、NPO等の参入の取り扱い等を含め、幅広い観点から検討を行うこと』とされています。ちよつと難しいかもしれませんが、付いてきてくださいよ。」

そもそも信託というのは、例えば、佐吉さんがある人(受託者)に自分の財産を譲渡し、その受託者が慎太郎君のためにその財産を管

理したり、処分したりして福祉サービスを受ける費用や生活費用を賄うようにすることです。

佐吉は頭を抱え込んだ。

「なんだかよく分からねえ。いったい信託のメリットとは何ですか」

苦笑しながら与三郎は頭をかいた。

「そうですね。分らないのも無理はない。例えば、佐吉さんが財産を持っていてそれを慎太郎君の将来にわたる生活費に充てたいと考えているとしましょう。慎太郎君に財産をあげると贈与税がかかる、佐吉さんが借金をこしらえたりすれば財産はなくなる。ところが、障害者のための信託制度を使えば贈与税もかからず、たとえ佐吉さんが自己破産しても慎太郎君のために信託した財産は法的に守られるのです。しかも、その財産を運用して利益が出ればそれも慎太郎君のものになる。所得税はかかりませんけれどね」

佐吉は目を見開いた。身を乗り出してきた佐吉に、与三郎は別の資料を手渡した。

「こつという『特定贈与信託』というのがあります。重度の心身障害者の生活の安定をはかる目的で、その親族など個人が委託者となり、障害者を受託者として、財産を信託銀行に信託した場合、6000万円を限度として贈与税が非課税となる制度です。これは遺言とは違って、生前の贈与における制度です。委託者は個人に限られますが、複数でもいいんです。例えば、親と祖父母がそれぞれ財産を出し合って信託し、障害のある子(孫)を受託者にする事ができるというものです。」

毎月決まった額の生活費が信託銀行(受託者)から障害者(受益者)に渡される。その障害者には財産管理や身上監護のために

後見人がついたとしましょう。方が、「その後見人がおかしなことを考えても信託財産に手をつけることはできないことになっています。受益権の譲渡や質入もできません。特別な場合を除いて解除・取り消しはできず、受益者の変更もできないので、障害のある人の財産（生活費）を厳格に守ることができず、光った物体が体の中を駆け抜けて行くのを佐吉は感じた。絡まりあつた糸がするすると解けていくような気がして心が軽くなった。

祖母の思い

いくつもの資料を与三郎から借りて自分のデスクへ佐吉は戻ってきた。パソコンを開きインターネットを立ち上げて、信託について検索すると、「信託銀行」「投資信託」の情報が洪水のようにデスクトップにあふれ出てきた。

経理部に今日中に提出しなければならぬ書類の山をめぐって判を押しながら、パソコンをクリックして信託の情報のジャングルに入った。そのとき、腰のベルトに下げた携帯電話がブルブルと震動した。

「あんな、鉄瓶学園からさつき電話があつて『この度のご厚意を感謝します』というので、いったい何のことですかかって聞いたら、田舎のおかさんが鉄瓶学園に3000万円寄付するって申し出たというのよ。あわてておつかさんに電話したら間違いないって」

「さ、3000万円？ どういうことだよ？ なんてお義母さんが」

佐吉は周囲の同僚たちに聞かれないように左手で携帯を包むようにして小声で話した。

「そんなこと私に言われても分かりませんが、おつかさんが勝手に施設に申し出たんですから」

深い森の中で道に迷い、ようやく出口が見つかつて荷物を担ごうと思った途端、落とし穴にはまったような気分だった。

週末、佐吉は特急電車に乗って義母の住む田舎へ向かった。3年前に義父が亡くなったから一人暮らしをしているが、このころ体が弱って医者にかかることがめっきり多くなった。駅からタクシーで義母の家に駆けつけると、ゴミ袋が玄関横にいくつか転がっているのが見えた。佐吉の胸に雨雲が広がっていった。

「まあまあ久しぶりだね、忙しいだろうにこんな田舎まで来てもらって」

義母のすゑはお茶をいれながら座布団を進めた。「かた苦しいあいつは抜きた。お義母さん、

どうして鉄瓶学園に3000万円も寄付するなんて約束したんですかい」

「まあ、お茶くらいいゆつくり飲んで。慎太郎は大きくなっただろうねえ。元気でやっているかい。お父さんが亡くなったとき以来かねえ、すつかりご無沙汰しちやつたね」

すゑは穏やかな声でそう言うと、立ち上がって仏壇の前に行き、線香に火をつけた。

「慎太郎が生まれたとき、お父さんはそれは喜んでね。なにせ初孫だからね。障害があるかわかっていたから落ち込みようといったらなかつたよ。好きな酒もたばこもぶつり断つた。『孫の将来のためにお金をためるんだ』ってせつせと貯金をするようになってね。あんまり無理しないようにと言っただけど、あの人はがんこだからねえ」

すゑの低い笑い声が静まり返った家の空気をかすかに震わせた。もう何年もささ波ひとつ立たない湖面の下でひっそりと暮らしてきた老人の声だった。

「お父さんが亡くなる前、夫婦で話し合つて決めたのよ。あたしたち夫婦が残していくものは慎太郎に全部あげようって。誰のためでもない、私たち夫婦のためにそうしようって。佐吉さんやお初には申し訳ないけど、老人のわがままだと思つて目をつぶつてくださいな。あたしにはほかにできることがないん

だから」

「そんな、おれやお初のことなんかいいんです。そうじゃなくて鉄瓶学園に寄付するんじやなくて、もっとシン坊が好きないように生きるために使つてやってほしいんですよ」

線香の細い煙がひと筋、薄暗い部屋を漂っていた。すゑのしわだらけの顔の奥の目が赤くなり涙がふくれあがった。

佐吉は入所施設での生活がどういふものであるのかが自分が見てきたこと、最近の慎太郎の成長ぶりを見て感じることに、与三郎から聞いた信託の話などをした。視界を遮っていた霧を振り払い、自分自身に言い聞かせるように話した。はにかむような顔をした義父の遺影が仏壇から佐吉を見つめていた。

「どうすりやいんです……」
田畑や貸家はすでに処分する手続きを済ませたという。翌週、佐吉は義母をとまうて鉄瓶学園を訪れることにした。

園長室で

翌週の金曜日のことである。佐吉は会社に有給休暇を届け出た。電車での長時間の移動は老いた体に負担だろうからと、レンタカーを借りて義母のすゑを乗せ、鉄瓶学園に向かった。

平日の道はすいていた。冬枯れの雑木林が続く風景の中を延々と走り、ゆるい上り坂を何度か曲がると、リゾートホテルのような建物が見えてきた。来客用駐車場に車を止め、後部座席のすゑの腕を取った。「よいしょ」と苦笑しながら、すゑは駐車場に降り立った。職員用駐車場をふと見ると、ワゴン車の横にベンツやBMWの外車が数台停めてあった。「せかくのお申し出なのに残念ですな」



伊之助園長がぶ然とした面持ちで語った。園長室の応接セットに縮こまるようにしてすゑは座っている。

「このとおり義母は老いが進んでいますもん、軽はずみに寄付のお約束をしてしまったような次第で……」

「軽はずみ？ それは違うでしょう。3000万円といえば大金と思われちゃうが、それで一生ご子息が安心して暮らしていただけると思えば決して法外な額ではない。この学園は親御さんたちの思いで築き上げてきたものです。私に寄付するのではなく、ここで暮らす子供たちに寄付すると思っていたのだと思いますがね。いや、いや、私は一度として寄付を強要したことはありませんからね、その点はお忘れなく」

初めてこの施設を訪れた保護者会の夜のことを佐吉はぼんやり思い出していた。酔って浮かれた気分が宿泊棟に行ったところ先輩の父親が赤い目をしていらんできた。そのあとで職員に聞いたら、この父親は2000万円を学園に寄付したと噂されている人だということ。この子供が施設の中で荒れて自傷行為を繰り返して問題になっていた。何度か園長に相談をしているが、なかなか改善されずに悩んでいるらしいのだという。電気を消して暗くなった寢床で、その父親は大きなため息をして寝返りを打った。

そう話してくれた職員も今月いっぱい鉄瓶学園を辞めると言った。「なんだか疲れちゃったんです。大学を出て希望に燃えてやって来たのですが、なんかこれでもいいのかなあと思ってきて……」。同じ仲間と来る日も来る日も同じ日常風景の中で呼吸をしていく。わーっと叫びたくなることがときどきある。職員である自分ですらそうなのだから、24時間365



日こで暮らしている人たちはさぞ退屈に心を侵食されているのではないかと気がしてきてた。たまに訪ねてくる親たちもみんな幸せそうな顔をしているのだけれど、なんだか感情を殺しているだけだという気がする時もある。あるとき、厚生労働省の専門官だった人の講演録を読んでいた。「入所施設は障害者も職員も親もダメにする」と書かれていたのを見て、自分が感じていたことが間違っていないのだと思った。そういう感性が消えないうちに辞めないで自分の人生が取り返しのできないものになってしまう、そうして不安なのだと言った。

ゴホンと伊之助園長が咳払いをした。「地域、地域って言うてる連中もいますがね、障害のある子たちは同じ仲間と長く暮らしていくことで落ち着くもんなんです。就労して

も疲れちゃって結局は入所施設にやってくる障害者が最近は多くてね。そちらの方が問題なんです。だいたい年金だけでどうやって地域で生活しているんです」

いらだつた様子で伊之助園長はたばこに火をつけた。

「お言葉ですが、同じ仲間とずっと同じ場所で暮らすつてのは若い障害者にとつてどうなんでしょう。ガイドヘルパーと街へ出て行くときの息子のうれしそうなお顔を見たら、やっぱり自由を大事にしてやりてえなああつて思うんです」

「私は30年もこういうかわいそうな子もたちの福祉に人生を捧げてきたんです。昨日今日始めたヘルパーなんか障害者の何が分かるというんです」

顔を赤くして伊之助園長はまくし立てた。指先のタバコが怒りで小刻みに震えていた。

「やっぱり、かわいそうな子なんですよ、か、慎太郎は……」

すゑが消え入りそうな声でぼそつとつぶやいた。

伊之助園長はすゑに向けた目を見開いたまま固まった。気まずい空気が園長室に漂った。煙を勢いよく吐き出してから、伊之助園長は黙ってタバコを灰皿に押し付けて消した。時を刻む置時計の音だけが部屋にこだました。

結局、寄付の話はなかったことになり、慎太郎も入所手続きをしないことにした。

玄関から外に出ると、冬の日が佐吉とすゑにやさしく降り注いできた。「学園っていうから、あたしは慎太郎が学校に入るのかと思つていたよ」。すゑがくすつと笑った。

「なんだ、お義母さんあんまりわかってなかったんですね。それなのに3000万円も」。

佐吉はおかしそうに笑った。

田畑と貸家を処分したことによる3000万円と義父が酒やタバコをやめて亡くなるまでに貯めた500万円は今のうちに特定贈与信託を利用して慎太郎の将来の生活費に役立てることにしよう、とすゑは言った。法律的なことはよく分からないから、与三郎が言っていた知り合いの美人弁護士を紹介してもらおう。学生運動で警察のやつかいになつたという変わり者の元施設経営者にも会ってみたいと思つた。

アイボリーのタイル壁の美しい施設をすゑはまぶしそうに見上げた。

「やっぱりもたいなかつたかねえ。死ぬ前に一度でいいからこんな素敵なお庭で暮らしてみたかったねえ」

車のエンジンキーを回しながら、佐吉が後部座席を振り返った。

「入つてみますか、お義母さん」

「いや、やめておくよ。あの世でお父さんがおれはあんなにせいたくをやめたのに」つてやきもちやくとかわいそうだからね



佐吉はブログを
始めました。
関心のある人は
こちらへ。

<http://www.atarimae.jp/blog/>

親のための 虐待防止マニュアル

3

もはや……と思ったとき、見て見ぬふりをしたり、泣き寝入りを決め込むことは本質的な解決を先延ばしするばかりで、事態を深刻にしてしまうことは前回述べました。勇気をもって声を上げる、立ち上がることが必要です。踏みつけられても声を上げられない障害者のために、加害行為をしている職員のためにも、そして親であるあなたを守るためにも……。立ち上がろうとするとき、気をつけてほしいことがいくつかあります。

1 やみくもに 抗議しないで

わ が子が殴られている？ 食事を与えられていない？ 性的な虐待を受けている！ そんなとき、冷静でいられる親がいるでしょうか。カッとなつてわが子が通っている福祉施設や学校や会社に怒鳴り込む。その心情はよくわかります。

しているのではないかと追及されると、相手はまず否定しようとしています。被害が深刻であればあるほど否定したがると思います。なぜならば、ひどい虐待をしていることを認めれば、警察に逮捕されて裁判にかけられるかもしれないからです。テレビや新聞でそのことが明らかにされると言われたら、あなたならばどうしますか？ 何としても否定し通さなければと思うのではないのでしょうか。

刑事訴追されなくても、虐待を容認していた施設や学校や会社は、監督権限のある行政からさまざまなペナルティや指導を受ける可能性があります。虐待をしていた職員は解雇される可能性があります。被害者から民事訴訟を起こされて損害賠償を請求される可能性もあります。そうでなくても、社会的な批判にさらされ、つらい立場に立たされることでしょう。だから、何としても否定しようとする

るのです。相手は知的障害者です。言葉によるコミュニケーションにハンディがあり、確たる証拠も残らないのであれば、否定し続けても大丈夫かもしれない、現実に大丈夫だった事件もたくさんあるのではないかと、思うとなおさら自分の良心をねじまげてでも否定したい気持ちになるでしょう。

そして、いったん否定したら、とことん否定しないといけなくなりま

す。怒鳴り込んでくる親が感情的になればなるほど、同僚や周囲の人々は同情してくれるものです。「やっかいな親」「モンスター・ペアレント」などのレッテルを貼られたりもします。そうすると虐待を疑われている側の方が被害者のような目で見られるようになります。そんな理不尽なことが許せるか！と怒れば怒るほどますます状況は不利になつていきます。

性的虐待に限らず、身体的虐待や心理的虐待の場合でも障害のある子は、親にはなかなか本当のことは言えないものです。お母さんを悲しませたくない、お母さんを苦しめたくないと思つているからです。叱られるのではないかと思つておびえているからです。

2 子どもを責めないで



性的被害を受けていることがわかったとき、恥ずかしい、忌むしい、汚らわしい、信じたくないと思うあまり、被害を受けているわが子を思わず否定したり、叱りつけたりする親がいます。被害を受けるようなスキがあったので

はないか、甘さがあったのではないかと障害のある子を責めてしまうのです。しかし、忌むしく汚らわしいのは加害者であつて、障害のある子(被害者)では決してありません。

親であるあなたはさぞかしショックを受けることでしょう。しかし、もつとも傷ついているのは障害のある子どもではないのでしょうか。あなたがショックを受けて絶望する前に、まず虐待されて傷つき、苦しんでいる子どもを抱きしめてあげてください。「あなたは悪くないんだよ」「もう大丈夫だからね」「助けられなくてごめんね」と声をかけてやってください。

性的虐待に限らず、身体的虐待や心理的虐待の場合でも障害のある子は、親にはなかなか本当のことは言えないものです。お母さんを悲しませたくない、お母さんを苦しめたくないと思つているからです。叱られるのではないかと思つておびえているからです。

性的被害を受けていることがわかったとき、恥ずかしい、忌むしい、汚らわしい、信じたくないと思うあまり、被害を受けているわが子を思わず否定したり、叱りつけたりする親がいます。被害を受けるようなスキがあったので

はないか、甘さがあったのではないかと障害のある子を責めてしまうのです。しかし、忌むしく汚らわしいのは加害者であつて、障害のある子(被害者)では決してありません。

親であるあなたはさぞかしショックを受けることでしょう。しかし、もつとも傷ついているのは障害のある子どもではないのでしょうか。あなたがショックを受けて絶望する前に、まず虐待されて傷つき、苦しんでいる子どもを抱きしめてあげてください。「あなたは悪くないんだよ」「もう大丈夫だからね」「助けられなくてごめんね」と声をかけてやってください。

性的虐待に限らず、身体的虐待や心理的虐待の場合でも障害のある子は、親にはなかなか本当のことは言えないものです。お母さんを悲しませたくない、お母さんを苦しめたくないと思つているからです。叱られるのではないかと思つておびえているからです。

3 無理に事実を聞こうとしないで

体にあざを見つけた、おどおどして何か被害にあつている気がする、性器が傷ついていた……。そんなとき、親ならばドキッとして「どうしたの?」「何があつたの?」と聞くでしょう。ふだんから体罰をしているのではないかと疑われる職員や教師がいれば、「△△先生にやられたの? そうなんですよ」「ここをぶたれたのね。そうよね」などと詰問したり、誘導したりすることがよくあります。

被害にあつていることがわかったら、できるだけ早いうちに被害事実を明らかにして記録しておく必要があります。時が過ぎていくと人の記憶はどんどん薄れていき、傷やあざも治っていくので、証拠が残らなくなります。そうすると真相の究明も、加害者の処罰も難

しくなっています。

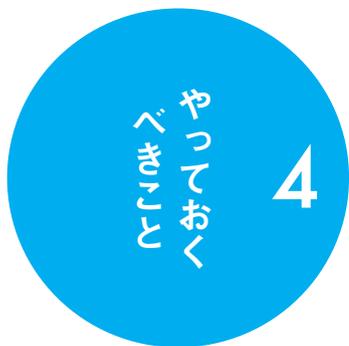
過去の裁判では早期の段階で親による質問に答えた障害者の証言記録が、事実認定に貢献した例もあります。傷について自信をなくし自己否定に陥っている障害者が本当のことを言うためには、強い力で証言を引き出すくらいでないといけない場合があります。

しかし、知的障害者のデリケートで壊れやすい気持ちや記憶に対する配慮がやはり必要ではないかと思えます。ただでさえ傷ついているわが子から無理やりに事実を聞こうとして、心理的に追い詰めてしまつては何にもなりません。親は心配で不安だから、何があつたのか少しでも早く知りたいものですが、それによって障害のある本人に二次被害をもたらすような場合も考えられます。親の不安を解消することよりも、障害のあるわが子を救い、立ち直るように支援することの方が大事ではないでしょうか。

また、親による強い誘導によって証言を引き出すことが、障害者の記憶をゆがめる恐れがあることも否定できません。実際に裁判で虐待の事実を争う面でこうした「無理な証言」が不利な要因になることもあります。障害の

ある子が自発的に表現した場合や、自然な会話の中で虐待のことを話し始めたときには、できるだけきちんとして記録

に残しておくべきですが、親が無理やりに事実を聞き出そうとすることは避けた方がいいと思います。



動

揺したりカッと頭に血が上つて冷静でいられないのはわかりませんが、わが子が虐待されているのではないかと思つたら、最低限やっておくべきことがあります。

あざや傷を見つけたら、日時を記録しておきましょう。連絡帳の記載、日記やメモなど時間が経つても消えないような記録を残しておくことを心がけるべきです。また、あざや傷の部位などを写真や録画しておくことも有効です。傷がひどい場合には病院で治療を受け、

医師の診断書を取っておきましょう。

子どもが何か被害に関係ありそうなことをしゃべっている場合には録音しておくことも勧めます。子どもが絵を描いたり、文字を書いたりする場合には、それも残しておきましょう。知的障害や発達障害のある人の場合は、そんなりとしたコミュニケーションが取れない場合がありますが、断片的な記録を集めて残しておく、後に断片情報がつなぎ合わさつて有効な証拠として形成されていくことがあります。コ

ミュニケーションがうまく取れないのは障害のある人のせいだけでなく、私たちの側が彼らの意思をくみとれないからでもあるということを中心にまとめておきたいものです。

録音したり録画したりして証拠を残しておくというと、何やら施設や学校を疑つてかかるような後ろめたさを感じるかもしれません。ふだん子どもが世話になつている相手、親の自分も信頼感を寄せている相手だったりするとなおさらです。

しかし、言葉によるSOSを発することができない重度の障害者をはじめ、踏みつけられてもなかなか声を上げることができない障害者を守り、救うためには、障害のない人の場合以上に証拠を集めておくことが必要です。親はそのときにうしろめたさを感じても後でいくらでも打ち消すことができますが、わが子を虐待から救うためにはきちんとした証拠がなければできないのです。

なによりも虐待が疑われたとき、真実に目をつぶり、疑念の声に耳をふさいでいたのでは、相手（施設や学校や会社）に対する心からの信頼をどうして維持できるのでしょうか。

障害専門弁護士を育てる

大阪弁護士会

辻川圭乃弁護士に聞く

大

阪弁護士会が全国に先駆けて、知的障害のある人らの話し方や素振りなど障害特性を理解した上で弁護する専門弁護士の養成に取り組んでいます。「他人の誘導に乗りやすい」など知的障害の特性を理解している司法関係者が少ないため、有効な弁護を受けていない現状を改善するのが最大の狙いです。

弁護士会の「高齢者・障害者総合支援センター（ひまわり）」内に「障がい者刑事弁護等プロジェクトチーム（PT）」を昨年12月に設立。今後、研修を終えたメンバーを名簿に登録し、被害者が逮捕、起訴された

り、警察の取り調べを受けた際の弁護に当たります。今年5月の裁判員制度スタートを前に、期待される「障害専門弁護士」について、PT座長の辻川圭乃弁護士に聞きました。

PTはどんなメンバー構成ですか。

大阪弁護士会は06年に、知的障害者が被疑者になった際などの弁護活動の留意事項をまとめた「知的障害者の刑事弁護マニュアル」を作りしました。その時の策定メンバーを中心に、「ひまわり」や刑事弁護委員会

の弁護士ら18人前後になります。若手の弁護士も入っています。

今後のスケジュールは。

今年1月に初会合を開き、研修内容などはこれから決めていきますが、とりあえず研修ではこのマニュアルを活用して、例えば、障害者本人や親らを講師に話を聞く機会も作りたいと思います。

新規受刑者の約2割に知的障害の疑いがあるとされていますが、そうしたことさえ知らない弁護士が実は多く、刑事弁護をするには障害理解

は避けて通れない課題であることをまず、弁護士に広く認識してもらおうのが重要だと考えています。

こうした研修を受けた人を名簿に登録して、被害者が被疑者になった時に当番弁護士として派遣する仕組みを作っていきます。

活動が期待されますね。

はい。ただ、5月開始の裁判員制度に名簿作成が間に合わないのので、その間はPTの現メンバーでの対応も考えています。例えば、千葉県東金市での保育園児殺害事件のような

報道で既に被疑者に知的障害があることが分かる場合などは、本人の依頼を待たずに、PTの名簿を活用できる仕組みにならないかと考えています。

あと、十分な支援が受けられない

いままに再犯を繰り返す触法障害者の社会復帰支援施設「地域生活定着支援センター」が今後、全都道府県に設置される予定ですが、このセンターとの連携も視野に入りたいと思っています。



辻川圭乃（つじかわ・たまの）
大阪弁護士会所属。知的障害のある人の権利擁護をする「プロテクション・アンド・アドボカシー大阪」の活動にも携わる。主な著書に「行列はできないけれど 障害のある人によさしい法律相談所（Sプランニング）など。

対象は知的障害だけですか。

限定はせずに、発達障害や精神障害、盲ろうなど身体障害も含めますが、障害特性から知的障害が中心になるとは思います。

「人作り」といえます。

裁判員制度は国民の司法参加の大きな機会ですが、その国民にさまざまな障害が理解されているとはいえない現状ですね。

知的障害者が被疑者となる事件は全国で発生していますが、なぜ大阪の弁護士会なのですか。

離婚や相続問題での家事当番弁護士制度や、精神病院を訪問し、入院患者の生の声を聞くことで患者の権利を守る精神医療オンブズマン制度も大阪で始まりました。自由に新しい活動をやりやすい風土が伝統的に強い土地柄なのだと感じています。

物事を具体的に進めるのは「人」

「金」「マニュアル」の三つが大事です。「まずマニュアルを作ろう」と刑事弁護マニュアルを作りました。今回の専門弁護士養成は、第二段階の

はい。裁判員になった人に、いかに短期間の審理の間で、障害者の供述の特性などを分かってもらえるか、とても至難の業だと感じています。

法廷に入ってくるときに、例えばキョロキョロしていたり、ニコニコしていたら、裁判員には不謹慎だと受け止められ、評議が厳罰に傾くかも知れません。また報道によって裁判員が障害者に予断と偏見を持っていたら、裁判自体にならないとさえ思います。

今までの裁判でも弁護人の果たす役割はもちろん大きかったのですが、裁判員制度になると、一層大きく感じると思っています。

遠藤哲也（えんどう・てつや）

毎日新聞大阪本社学芸部記者（福祉・医療担当）
重度知的障害のある中学2年の一人娘がいる。

地元の兵庫県芦屋市の障害福祉計画、障害者（児）福祉計画の策定委員（市民公募）。



だれにも聞けない 成年後見の疑問に答えます

残念なことですが、親やきょうだいが障害者の財産や年金を搾取することもあります。施設で働いている人ならそんな現実にも直面することも多いのじゃないでしょうか。そういう障害者こそ後見人が必要です。施設職員として何をすべきか、何をしたらいいのか、考えましょう。障害者の問題に詳しいタカシ、マコト、サエコの3人があなたの疑問に答えます。



答えについては、「はんだ」編集スタッフで知的障害者の権利擁護や成年後見について詳しい弁護士や研究者などの意見を参考に構成しました。

質問

施設職員をしています。あ
る障害者の親が亡くなって、
弟と2人で財産を分け合いま
した。その後、弟は「私が兄
の後見人になって財産を管理
する」と申し出てきたのです
が、事業に失敗してお金に困っ
ているとうわさがあり、不
安です。どうすればいいので
しょう。

 一般に、お金に困っ
ている人が他人の財
産を管理する仕事をするの
は危ない。このことは兄弟

間であつても同じです。兄

弟であつても、成年後見人

にならない限り、本人を代
理する権限はありません。

本ケースの場合、本人の
財産を守るといふ意味では、
何はともあれ、弟さんに

成年後見の申立をするよう
に勧めるのが筋です。法的
にもそれが正道ですし、家
庭裁判所のチェックが入る
道筋を作るといふ意味でも、
それがよいと思います。そ
ううえで、弟さんの経済状
況に関する不安については、

家庭裁判所に伝えてくださ
い。密告するようで嫌かも
しれませんが、本人を守る

ためです。

弟さんが成年後見申立に

動かないようであれば、本
人の住民票がある所の役所

に行き、実情を話して、首長
（市区町村長）申立をしてほ
しい、と相談してください。

 こういうケースは意
外に多いんですよ。

私も同僚や知人の施設職員
からよくこの手の話を聞き
ます。施設が入所者の年金
を管理していることが問題
とされるなど、施設悪者論
はよく聞きますが、私の実
感では親やきょうだいが障

害者ご本人の年金を勝手に
使おうとするケースの方が

多いですよ。このケースは
その典型ですわ。

そもそも事業に失敗した
弟には障害のある兄の財産

を管理する資格なんてあり
ません。そんなことを許し
たら判断能力にハンデいの

あるお兄さんの財産が借金
の穴埋めに使われてしまう
ことになります。そういう
人が後見人になることも絶
対に阻止しなくては。どう
しても後見人になりたいの
であれば、まずご自分の借

金をきちんと清算してから
もう一度考えてもらうべき
です。
こういう弟を説得するの

は大変かもしれませんが、
ど、施設側は断固とした姿
勢で話し合いに臨んでほし
いと思います。

 まあたしかにサエコさ
んの言う通りですが、

幼いころから一緒に育つて
きたきょうだいには第三者
からはわからない思いとい
うものがありますからねえ。
実は、私の父親は若いこ
ろ、借金苦に陥っていた実
姉にお金を融通してあげた
ところ返さないので、それ
から長く絶縁状態になって

いたんです。ところが、父
がガンになって亡くなる直
前、何年ぶりかで病室を実

姉が訪れ、2人で手を取り合って泣いていました。その前から、父にとつては貸した金を返してもらえないことなんてどうでもいいのではないかと思えることがありました。親子やきょうだいの情というのは不思議なものです。お金によつて簡単にきずなが引き裂かれたりしますが、引き裂かれたやうで深いところをつながつていたりもするのです。

障害のある兄の相続財産を弟が勝手に使つていいわけはありませんが、施設側が兄の代弁者となつて弟に対抗するというのもどうなんでしょう。親の遺産を兄弟で分けて相続したとき、弁護士かだれかが立ち会つて手続きをしたはずですので、まずはその方を探して相談してみてはいかががでしょう。

障害のある兄にとつて、たった一人の肉親である弟の存在はとて大切ではないでしょうか。それは弟にとつても同じです。お金のことできょうだい関係が断絶してしまうのはやっぱりできるだけ避けてほしいで

す。誠意をもつて話し合えば、弟さんもきつとわかってくれると思うのですが、樂觀過ぎるでしょうか。

質問 2

入所施設の施設長をしています。障害者が高齢化して親が亡くなる人が増えてきています。第三者の後見人を付けてあげたいのですが、自立支援法の自己負担も重くて、後見人に払えるお金がありません。安い報酬で後見を引き受けてくれる人はいないでしょうか？



後見人の報酬は家庭裁判所が決めます。

家庭裁判所が、後見人からの報酬付与決定申立に応じる形で、本人の収入・資産状況を考へて、本人の生活が成り立つことを前提に決めます。したがつて、本人の生活を強く圧迫するような報酬決定は出ません。概ね1〜2年に1度の割合で報酬が支払われることが多いです。ただ、後見人の仕事がたくさんあるケースで

も、本人の収入・財産が少なければ、後見人報酬は少額になるので、後見人のなり手がなかなか見つかりにくい、というケースは多々あると思います。

それでも必要性があるならば、成年後見の申立を、候補者がいない状態で、積極的に言うべきだと思います。家庭裁判所が後見人のなり手を一所懸命さがしてくれま

後見に関する申立費用や後見報酬については、地域によつてバラつきはあるものの、行政が援助する制度が広がらつて、この制度を拡充する運動が必要だと思いますが、本ケースのような場合に積極的に成年後見申立をしていくことはそのような動きにつながるものだと思います。



前号の巻頭インタビューにガリレオさん、年金暮らし

でお金には困つていないので、どんな方の後見も引き受けてくれると言つていましたよね。一度相談してみているところをそういう相談

が集中してもいけませんけれどね。一般的には、私のような社会福祉士は報酬が低くても後見業務を引き受けたいことが多いけれど、弁護士さんや司法書士さんはどうかしら？

でも、タカシさんの言う通り、後見人の報酬はケースバイケースで家庭裁判所が決めるので、初めからお金のことを心配しなくてもいいと思いますよ。社会福祉士の中には、あれこれ後見業務をやつたけれど、1年後に家庭裁判所から「このようなお金のない方から報酬をいただくのですか？」と言われ、まったくただ働

きしたことになつたという例もありました。そればかりではだれも後見人のなり手がなくなりま



年金しか収入のない障害者の場合、とても毎月2〜3万円も後見人に支払うことはできないのが現実で、だから親などの親族が後見人をやつて

いるという人はとても多いです

ね。遺産相続や財産の処分などでは後見人の仕事がたくさんあります。しかも法務や税務の専門性を要求される仕事です。

しかし、そういうことでもなければ、時々、被後見人に会いにやつてきて話を聞いたり、生活の様子を見たりするというくらいの仕事しかないですよ。それは弁護士や税理士や司法書士のような専門家でもよい、というか、そういう専門家よりはむしろ社会福祉士のような福祉現場が分かる人の方がいいのかもしれない

しれません。弁護士や司法書士に頼まなければならぬ場面だけ、法テラスという機関を使う手もありますしね。

いろんな立場の人が関わつて、多くの障害者や高齢者の後見をしている法人もあります。必要な場面でも必要な専門性を備えた後見業務を提供できるというメリットがあります。しかも大勢の後見業務を担うことにより、お金のない人は低額にする、という運用もありうるよう

もしも親が事故で働けなくなったら……

家族の逸失利益をどう考えるのか？

大阪地裁平成10年7月24日判決（平成9年（ワ）第4993号損害賠償請求事件）（交民31巻4号1090頁）

〈事実の概要〉

X女（原告、56歳）は信号機
の設置されている交差点を自転
車で横断中、右折してきたY1
運転の普通貨物自動車に衝突さ
れ、これにより入通院を余儀な
くされるとともに、嗅覚脱失症、
肩関節機能障害の後遺症を負っ
た。そこでXは、Y1及び雇用
主であるY2に対し、不法行為
に基づく損害賠償を求めて提訴
した。裁判においてXは、知的
障がい有する二男を抱えなが
ら生活しているため、自宅近く
で、しかもパートタイムでの仕
事にしか就けないという事情が
あり、かかる事情がなければ賃
金センサスの平均賃金以上の収
入を得られる職に就いていたも
のであることから、賃金センサ
スの女子労働者平均賃金を基礎
に休業損害や逸失利益を算出す

べきであると主張した。これに
対しYらは、Xが当時実際にも
らっていた給料を基礎に計算す
べきであると主張した。

〈判旨〉

一部認容、一部棄却。休業損
害について次のとおり判示した。
「証拠によれば、Xは、平成3

年4月7日から株式会社Fに勤
務し、平成5年分の給与所得は
年額189万6302円であつ
たこと、Xの二男には知的障害
がありXが介護していること、
そのため右会社に夜間（午前0
時から午前6時まで）勤務して
いたことが認められる（Xは本
件事故により結局右会社を退職
した）。右の事実によれば、Xの
休業損害算定の基礎収入として
は、平成6年度賃金センサス産
業計・企業規模計・学歴計女子

労働者55歳から59歳までの年間
給与額330万5000円（日額
9042円）…によるのが相当
である。」

なお、逸失利益算定の基礎収
入も同様に年額330万500
円を採用している。

解説

弁護士 関哉直人

知的障害のある子どもを抱
える家庭の親は、子どもの年齢
にかかわらず、その世話や支援
のため自ずと仕事の場所や時間
が制限されることは少なくない。

本件は、そのような家庭の事情
を考慮して、実際に稼いでいる
低廉な賃金を休業損害や逸失利
益の基礎とするのではなく、同
年齢の平均賃金を基礎に算定し

たものとして有意義な事例であ
る。

本判決の論拠は不明であるが、
家事労働者であっても賃金セン
サスの女子労働者平均賃金額を
基礎とし、パートタイマーや内
職等の兼業主婦については、現
実の収入額と女子労働者平均賃
金額のいずれか高い方を基礎と
して算出することから、家庭に
おいて子どもとの関係で家事労
働者同様、あるいはそれ以上の
労働力を提供している障害児者
の家族にとつて、本件のような
結論がとられることは当然とい
えるであろう。

知的障害者の 判例百選

6

働いている、運転免許も持っている障害者

契約における意思能力はあるかどうか？

福岡高裁平成16年7月21日判決（平成16年（シ）第172号保証債務履行請求事件）（判時1878号100頁）

〈事実の概要〉

Y（被告・控訴人）は、ともに知的障がいがある父母の間に生まれ、中学卒業後知的障害者更生施設に3年間入所し（当時IQ63）、その後工務店や印刷所などで働いていたところ、平成14年6月に腰椎ヘルニアの治療で入院した病院でたまたま知り合ったAに頼まれて、消費者金融X（原告・控訴人）に赴き、従業員から求められるままに、連帯保証人の申込用紙等の氏名住所、勤務先などを記載して交付し、AはXから150万円を借り受けた。しかし、Aが第1回期日の支払をしなかったため、XはYに対し、連帯保証契約に基づく保証債務の履行として、貸金元金と遅延損害金の支払を求めて提訴した。なお、Yは本件以前にもAのため連帯保

証し、返済に窮したAに代わり債務を弁済した経過がある。Yは、本件保証契約について、意思無能力による無効及び強迫による取消しを主張した。

一審判決（福岡地判平成16・1・28商判1204号31頁）は「Yの精神上的障害は…その程度は重度のものとはいえず、Yが就労し、運転免許証の交付も受けるなど、それなりに社会生活を営んできたことや、本件連帯保証契約以前に、Aのため保証債務を履行したことがあること等の事情を考慮すれば、Yが本件連帯保証契約当時、連帯保証をすることの利害得失についての判断力に乏しく、Aから言葉巧みに請われるなどして安易に連帯保証をしたということができるとしても、さらに、Yが連帯保証契約締結に必要な意思能力、すなわち、連帯保証の社会的、法律的

意味を理解しうる能力を欠いていないとまでは認めるに足り」ないとして、Yの主張を排斥し、Xの本訴請求を認容した。Yが控訴。

〈判旨〉

原判決取消し、棄却。

「本件訴訟が提起された後、B（Yの叔母）はYについて保佐開始の審判を申し立て…障害により事理を弁識する能力が著しく不十分であるとして、保佐開始…の審判を受けた。…医師作成の鑑定書によれば、Yの精神の状態について、次のような記載がある。…知能検査・心理学検査については…総合54であり…中程度の精神遅滞と診断した。」

「当審のY本人尋問の結果によれば、計算については、50円の2割や50円の15%はわからず、本件金銭消費貸借契約書の『遅延

損害金』の文字を読むことができず、その欄の記載内容も理解できないことが認められる。」

「上記に認定の事実によれば、Yの金銭の価値についての理解は、簡単な買い物、給料などについては及んでいるが、数百万以上の理解には及んでいないところ、本件連帯保証契約は簡単な買い物や給料額を遙かに超える150万円であること、Yは50円の15%は理解できないから、本件連帯保証契約の利息年率28・835パーセント、遅延損害金年29・2パーセントの意味（元金返済を遅滞すると3年余りで返済額が借入金の2倍の300万円に達する）を理解できていないこと、にもかかわらず、Yが本件消費貸借契約書等に署名したのは、Yは他者から強く指示されると抵抗できない

知的障害者の 判例百選

6

性格であり、Aから『余計なこととは言うな』と言われていたことなどから、AとX従業員から言われるままに行動した結果であることが認められ、これらの事情を考慮すると、Yは本件連帯保証契約締結の結果を正しく認識し、これに基づいて正しく意思決定を行う精神能力を有していなかったというべきである。』

「上記認定の事実によれば、Aの言葉は：Yの自由な意思決定を妨げるのに十分であったと認めることができ、他方においてYの精神能力の低さや性格に乗じて『余計なことは言うな』とYに心理的な圧力をかけて本件連帯保証契約を強いたAの行為は違法と評価することができるのであって、AのYに対する強迫行為と認めるのが相当である。」

解説

弁護士

関哉直人

1 民法は、法律行為を行う主体が意思能力を有する

ことを、名文上規定していないが、法律行為は、自己の意思に基づいてのみ行わなければならないことは、私的自治の原則上当然であることから、意思能力を欠く者の意思表示・法律行為は無効であると解されている（大判明治38・5・11民録11・706）。

本件は、一審と二審で判断が分かれた微妙なケースではあるが、両者の判断を比較すると非常に有意義である。一審判決は、本人の就労や生活状況、運転免許証を取得していることなどを考慮し、本人に意思能力ありと判断した。しかしながら、知的障害のある人の中で、就労面では適切な支援の下で能力を十分に発揮し、場合によっては運転免許証を取得しておきながら、一方で人から騙されやすく、消費者被害に遭いやすい者は少なくない。一審判決がこれらの多方面の能力を一色単にして本件契約の意思能力を認めたアプローチは、知的障害の本質を明らかに見誤るものである。この点本件判決は、前掲の判示に加

え「意思無能力かどうかは、問題となる個々の法律行為ごとにその難易、重大性なども考慮して、行為の結果を正しく認識できていたかどうかということを中心に判断されるべきものである」と意思能力の本来の意義から導かれる個別的アプローチを確認した上で、知的障害を有する本人の特性に基づき、本件連帯保証契約という限定された場面における本人の能力を「数百万円以上の理解には及んでいない」「50円の15%は理解できない」「遅延損害金の意味を理解できていない」などと詳細に検討し、「本件連帯保証契約締結の結果を正しく認識し、これに基づいて正しく意思決定を行う精神能力を有していなかった」と認定しており、今後同様の事件処理で大変参考になる。また、Yが過去にAのため保証債務を履行した事実について、一審判決はこれを意思能力があるとする基礎事情としたのに対し、本件判決はより詳細な検討から「契約の結果を正しく認識」してい

利益に考慮していない点が注目される。なお、本件判決では、意思無能力に加え、Yの障害特性を踏まえAの発言を「心理的な圧力」をかけるものと評価し強迫と認定していることも参考になる。

2 ところで、本件では本訴提起後に保佐開始の審判

が申し立てられ、叔母が保佐人に選任されているところ、本件判決の論拠として、保佐開始事件における鑑定書の記載が多く引用されている。一般的に、契約当時の意思無能力を証明するのは困難を極めるところ、知的障害者の場合、現時点における本人の能力は過去の契約時においても相当部分において妥当すると考えられるため、本件の如く本人の将来的な財産保護のために成年後見制度が活用されるときにも、そこで作成された鑑定書等は本件のような訴訟の場で十分に活用されるべきである。本件判決は、このような有意義な証明方法を呈示する判決でもある。

そう思うのは私だけ？

ある行政マンのひとりごと

6

又村あおい



知的障害のある人と 制度改正議論

こんにちは。「そう思うのは私だけ？」の第6回、今回は「知的障害のある人と制度改正議論」を取り上げたいと思います。

大きく報道されることは少なかったため認知度は今一つですが、この4月から、障害者自立支援法(以下、自立支援法)の見直しがスタートします。障害のある人にとって、大きな制度改正です。

自立支援法については、せっかくの理念を実行段階で台無しにしてしまっている面が見受けられます。

的評価できる内容と言えるのではないのでしょうか。

しかし、それでも今回の制度改正は大きな課題を残してしまったように思います。それは、改正内容ではなく、改正までのプロセスです。

今回の自立支援法見直しは、国の社会保障制度を全般的に議論する社会保障審議会の下部組織で、特に障害福祉問題を中心に取り上げる障害者部会において検討されてきました。多いときには毎週のように部会が開催され、その都度膨大な資料が配付されたのですが、その分量とスピードたるや、障害福祉関係の研究者や支援者、行政関係者ですら追いかけるのが精一杯だったほどです。もちろん、資料にルビなどは振られていませんでしたし、難解な法令・行政用語は訳されることなくそのまま使われていました。このような状況で、どれだけの知的障害のある人が、内容も含めて理解することができたのでしょうか。

部会報告書の冒頭には、「見直しに当たつての視点」という一節があり、その第一は「当事者中心に考え

るべき」であるとされています。ところが、報告書の巻末に掲載されたヒアリング団体一覧を見ると、知的障害のある人自身が組織する団体が1つも見当たりません。これはどういうことなのでしょうか。

100年に一度とも言われる経済危機の中、障害のある人も交えて福祉サービスの将来像を議論することは非常に重要なことです。そして、その中に知的障害のある人が入る必要があることは言うまでもありません。しかし、誰にでも理解することのできる「検討材料」が示されなければ、議論の入口に立つこともできません。

知的障害のある人たちは、「自分たちに関係することを、自分たち抜きで決めないで欲しい」と切に願っています。しかし、今回の見直し議論はその願いと真逆に進んでしまいました。結果よければ全てよし、なのではないでしょうか。時として、結果以上にプロセスが重要なこともあるように思うのですが…そう思うのは、私だけでしょうか？

親 図 鑑

⑥ 地方議員編

文：野沢和弘

ある知り合いの女性が市議会議員だったころ、朝、出勤のために最寄りの駅に向かうと、その女性がビラを配りながら「△△をよろしくお願ひしま〜す」と声を枯らして叫んでいました。国会議員が群衆を前に街宣カーの上からマイクを持って訴えるシーンは何度も見たことがありますが、日常の中で知り合いが街宣活動しているのは妙に生々しくて、胃袋がギュツとなりました。

地方議員の仕事のフィールドといえば、あの公園の管理をどうするか、ごみ焼却所の建設がどうか、自分が暮らしている生活空間と重なるわけです。利権や醜聞も当然のことながら政治には付きものですが、障害のある人の暮らしを守っていくためにはこうした身近な政治の世界でも勝負していかねばならないのです。

小さな声で早口でしゃべられたものだから、最初は何を言っているのかよく聞き取れませんでした。

「△△も間違っではないいわ。とてもよい案だと思ひます。私にも障害のある子どもがいるんです。絶対に応援しますから」

千葉県で障害者の差別をなくす条例を全国に先駆けてつくり出した時でした。千葉では堂本暁子県政となつて福祉政策などは県民が主体的にかかわるといふやり方で障害者計画や地域福祉支援計画や児童計

画が次々につくられていきました。その中から障害者差別をなくす条例の原案ができたのですが、こうしたやり方が「議会を軽視している」として県議会の反発を招き、猛烈な批判にあつていました。なんとか県民や議会の理解を得ようと、条例原案をつくった研究会や障害者団体などは各地でタウンミーティングを開催しては地元住民を招いて条例のことを説明したのです。

流山市で夜間に開催されたタウンミーティングには市議会の大物議員たちが何人も参加してくれました。主催者側もたいへんな気の使いようでした。その中にまじつていた小柄な女性県議が小声で私にエールを送ってくれたのです。小宮清子さんという社民党の県議でした。千葉県は伝統的な保守王国で自民党が強い地盤を築いており、当時は県議会の7割を自民党議員が占めているような状況でした。流山でのタウンミーティングでも、保守系の大物市議の存在感が際だつていました。そうした中であつて、障害児の母親である県議が声をひそめるようにして、差別をなくす条例の原案を称賛してくれたのです。

それから県議会の傍聴に何度も通うことになるのですが、障害者条例には厳しい批判が投げつけられるのを嫌というほど見なければなりません。こわもての保守系議員がヤジを堂本知事に飛ばしていると、

すぐ前の席にいる小宮議員がいたたまれないような顔で振り返っていました。自民党は当時60以上の議席をもっていたのですが、全員が男性議員です。質問で登壇する女性議員は決まって弱小の他会派で、冷笑しながらやはり品のよろしくないヤジが男性議員から浴びせられていました。

条例は2月議会で継続審査とされ、6月議会では撤回にまで追い込まれ、9月議会に修正した案が提出されて成立しました。最後は自民党の良識派の議員たちが党内を懸命に説得し、自民党の意向に沿うように内容を修正したのでした。

小宮議員ら他会派にとつてはおもしろいはずはありません。自分たちが賛成した原案を反故にしておいて、県当局と私たち研究会と自民党とが妥協して勝手に修正案をつくつて提出してきたのですから。9月議会で小宮議員と2度ほど立ち話をする機会がありました。悔しさと戸惑いを隠せない様子で口ごもっていたのが印象に残っています。私はなんとも申し訳ないような思いが募ってきました。それでも、小宮議員は採決では賛成してくれました。その小さな背中を傍聴席から私は見ていました。

千葉の障害者条例ができて1年が過ぎたころ、岩手県議会の若い男性議員2人が東京の会社に私を訪ねてきました。

「岩手県でも障害者差別をなくす条例をな



んとしてもつくりたい。いろいろ教えてもらえませんか」

2人は食い入るように条例の成立過程での苦勞話に耳を傾けてくれました。そのうち涙で目かじみ、それも忘れたかのように熱く語り合いました。1人は社民党の議員で、もう1人は自民党の議員で子ども

に障害があるといいます。2人のせつば詰った真剣さの理由がわかりました。こういうところにも障害者の家族がいて、地方政治のリアルな現実の中で懸命に闘っているのだと思ったら、私は胸が一杯になりました。

それからこの2人が中心になって動き、岩手県議会に私は招かれ、全議員がその中で千葉県条例づくりの話をさせてもらいました。ヤジと

批判にまみれていたこの千葉県議会とはかなり違い、党派を超えてこのテーマに真摯に向かい合っている空気が伝わってきました。終わった後は何人もの議員と名刺を交換しながら、岩手での状況について話をうかがうことができました。

その後、この2人の議員に連れられて、

盛岡駅近くの焼き肉店に入りました。計4人の熱心な議員と最終の新幹線が出るまでビールの杯を傾けました。途中で県の部長が飛び入りでやってきて、議論に加わりました。

岩手県議会では障害者差別をなくす条例を制定することを決議し、現在はその作業を進めています。千葉から起きた運動は岩手だけでなく、北海道や愛知県や三重県でも動き出しています。

地方議会の形骸化が言われて久しいのですが、そうではない側面を千葉でも岩手でも見ることができました。議会を活性化させているのが障害者をめぐるテーマであった、障害のある子がいる議員がその渦中にいるということはやはり感慨深いものがあります。

しかし、よく考えてみれば、競争と自己責任を推進する新自由主義がこの国を席巻し格差が広がっていく中で、自分で自分のことを守れない無防備な障害者をどうやって守っていくのかというのは、まさに政治に突きつけられた重要な問題ではないのかと思います。それは障害者という枠を超えて、これからの社会をどう築いていくのか、地方政治という生々しい現実を扱うわりには形骸化を指摘される世界をどう再生していくのかが問われているように思えるのです。

障害のある子やきょうだいがいる彼らが

なぜ議員になったのか、それぞれに理由があるのでしょうか。しかし、障害者と暮らししていく中で、障害者の存在がさまざまな問題意識を彼らに芽生えさせ、社会に目を開かせていったであろうことは想像に難くありません。

障害のある子が生まれると、幼いころから無理解や偏見の視線にさらされ、教育や医療や福祉や交通や住居など生活にかかわるあらゆる分野で目に見えない障壁にぶつかることとなります。この国の社会の素顔はけつして障害のある人や家族にとってやさしいものではありません。しかし、それは障害者にとってだけなのでしょうか。豊かさを経済成長を追い求め、それをかなり達成しながらも豊かさを実感できないインマの中で現代の日本社会はもがき苦しんでいるように思えます。経済的なデータで表された国力などではなく、身近な暮らしの中にしか豊かさを実感できるものを見出すことはできません。

北海道にも神奈川にも宮崎にも障害の子をもつ地方議員がいます。いや、私がついている範囲が小さすぎるだけであって、全国どこでも障害のある子をもつ議員はいるのかもしれない。障害のある子に Inns Pire (＝吹き込む、鼓舞する) された鋭敏であたたかい問題意識が社会を変えて行ってくれることを期待したいと思います。

市民後見人養成講座！

宮内康二

東京大学統括プロジェクト機構
ジェロントロジー寄付研究部門
ゼネラルマネジャー



私は、市民後見人の養成・支援、福祉型信託の検討・提案、というプロジェクトの企画運営を担当しています。大学卒業後、ジェロントロジー（高齢社会の諸問題に対する解決策を総合的な視点で探究する新しい学問）を勉強したくてアメリカに留学、98年に帰国しシンクタンクや大学で高齢者問題の解決に向けた調査研究を行って来ました。

ここ数年は、利用の低迷が続く成年後見の普及啓発を図るため、成年後見制度勉強会・市民後見人養成講座を各地で開催してきました。講師をお願いした専門職後見人の先生からは、「大変な仕事の割には実入りが少ない、でもやめるわけにもいかない」という苦悩を伺いました。受講者からは、「判断能力が下がった老親を後見人としてどうサポー

トすればいいか」、「私がいなくなつた後のことを考えると子供が心配で」など、切迫したお気持ちや家庭状況を伺いました。

そのような課題をどうすれば解決できるかを考え、市民後見人の養成・支

援、福祉型信託の検討・提案、を大学でやってみようと考えました。そして、東京大学・筑波大学の共同で文部科学省に申請し、採択され、昨年10月から2年半のプロジェクトが始まったのです。

市民後見人の養成・支援とは、市民を後見人候補者として養成し、後見人になったときのバックアップ支援の仕組みを作るということです。

市民が後見人になることの先例はドイツにあります。後見人の担い手として、家族や専門職だけでは量的に足りないのが市民の出番です。市民の目線だからこそこつめるご本人の希望の把握、そしてその実現もできるかもしれない。さらに、市民後見人として社会貢献をしたい、という退職シニアも少なくありません。

品川、世田谷、大阪、北九州などでは、行政や社会福祉協議会が中心となり市

民後見人の養成と支援を行い、30名程度が、市民後見人として活躍し始めています。

しかし、多くの地域では、成年後見を必要とする人に支援が届かず、誰にも護られないまま生活し続けなければならない人が着実に増加してしまっています。

このような背景から、地域事業として市民後見人養成講座を行うことを全国の大学に声かけする予定です。基礎講座で使われる教科書や指導要領などを開発し、標準化を目指します。現在のところ、市民後見人養成の全体プログラムは、座学・インターンシップ・自主活動・ワークショップなどで構成され、総時間数125時間、およそ9カ月間に及ぶ講座を想定しています。全課程を修了した方には、市民後見人として十分な知識を体系的に有していることを証明する履修証明を大学から発行する予定です。

す。どなたでも参加できますので、ご興味ある方は、03-5953-7010までご連絡下さい。

125時間の勉強や訓練が終わってからが本番です。専門職と異なり、所属する組織がない一般市民が後見人として活躍するためには、所属する組織が必要です。この組織がないと家庭裁判所から後見人選任の連絡すらもらうことができません。それを市民後見センター(仮称)とすれば、センターは次のような機能を有する必要があると思われ(表1)。

このような組織をどのように作るか、大きな課題です。しかし、125時間の“学び”を無駄にしないためにも、意思ある市民の想いを結集し動かすためにも、市民による市民のための組織作りに挑戦しようと思えます。

市民後見人の養成・支援と同様に、重要なのが福祉

型信託の検討・提案です。私に何かあったらこのお金で、私(あるいはこの子)の世話をよろしく願います、というものです。託した財産は、託された人(受託者)が倒産しても確実に保全されるので安心です。

成年後見と信託の連動について、アイディアとか意見というか、一言申し上げます。例えばですが、後見人は信託という指図権者となり、財産管理はいわゆる福祉型信託を行う法人とすることで、表2などのメリットが想定されます。

表1

- 講座修了者の登録、管理、ネットワーク作り
- 講座修了者に対する継続研修の実施、修学のレベルチェックによる質の担保
- 構成員(修了者)が地域で後見団体等を作ることの支援
- 法人としての後見受任、構成員に対する市民後見人(担当者)としての打診
- 後見人になっている構成員に対する指導、助言、監督
- 関連諸機関団体との連携
- 後見活動に対する損害保険等への団体加入
- 市民後見人養成講座に関する教材の開発、販売、講師派遣

表2

- 後見人による使い込み防止
- 第三者の個人に財産管理を委ねるのは抵抗があるが、法人なら抵抗が少なく、制度利用が進む
- 親なきあと問題の解決一助
- 施設管理などのグレーな問題のクリアー化
- このようなスキームを前提とすることで、市民が後見人として選任されやすくなる
- 介護事業者などは、受託者がきちっと支払ってくれるので、未回収金の回収などの後ろ向き業務が減り、ケアマネジメントなどの本来業務に専念でき、サービスの質が向上する

福祉信託を行っている会社は私の知る限り存在しません。関心がありそうな方を伺い回ったところ、「前から気になっていたら、具体的に検討してみたかった」という極めて前向きなメンバーを募ることができました。このメンバーを軸に福祉型信託の検討を行い、世の中に提案していく、場合によっては自分たちが福祉信託事業を行うことも私の使命だと思っています。

信託財産を運用することを出た益を、後見人に対する報酬や市民後見センター

の運営費に充てることができれば、自立的で素晴らしいことと思います。このご時世、運用益が出るか不安ですから、運用型ではなく管理型に近い展開になるのかなーと想像しています。

誰かがやらなければいけないのであれば、私なりにできる限りのことはやってみようと考えます。保護と剥奪という表裏一体の難しい後見ではありますが、必要な人が必要な場合に使いやすい制度にしていくことも含め、皆様からのご指導、ご協力頂ければ幸いです。

市民後見人を**育**てる!



衛藤 辰一 参院議員



園田 康博 衆院議員



辻 哲夫・前厚生事務事官



潮谷 義子
社会保障審議会障害者部会座長



田村 憲久 衆院議員



PandA-Jを紹介する
野沢 編集長



市川 亨 記者



大石 剛一郎 弁護士



福島 豊 衆院議員



大村 秀章 衆院議員

PandAの出番は2日目の「マスコミの報道と障害者」です。市川亨記者、太田敦子記者、大石剛一郎弁護士、野沢和弘記者などPandAの主力メンバーが真剣にマスコミ報道の問題について論じました。週刊金曜日の北村肇編集長も参戦し大いに会場を盛り上げました。

今回の目玉は、なにかと話題のあの橋下徹大阪府知事が登壇する「知事セッション」。6人の知事が「ガンバリマス私たちが今一度、都道府県の役割を考える」と題して地方分権と障害者福祉について熱く語りました。与野党の国会議員が登壇した「政治家セッション」、最終日に衛藤辰一参院議員や潮谷義子社会保障審議会障害者部会座長の「ファイナル・シンポジウム」など見所はいっぱいありました。

「ア」メニテイ・ネットワーク・フォーラム3」が2月20日〜22日に滋賀県大津市の大津プリンスホテルで開かれました。全国から1600人が集まる地域福祉最大のイベントです。国会議員や官僚や全国各地の先進的な実践者がキラ星のように次々に登壇する様子は壮観です。われらPandAの面々も演者になって大いに会場を沸かせました。



交流会



PandAメンバーによる「マスコミの報道と障害者」
右から2人目は北村肇 週刊金曜日編集長

韓国の障害者福祉

李 美貞

筑波大学大学院人間総合科学研究科

日本と同じ東洋文化圏である韓国の障害者福祉は色々な面で日本と似ているが、その中身はそれぞれ異なっている。その差異としては、まず「障害者」という用語の表現である。韓国では「障害者も一人の人間である」という意味合いで1989年から「障碍人」と使用している。

障害の類型においては、日本は身体・知的・精神のように3障害に分けられているが、韓国は肢体、脳病変、視覚、聴覚、言語、顔面、腎臓、心臓、呼吸器、肝、てんかん、腸瘻・尿瘻、知的、発達、精神など計15の類型に分けており、2005年における障害者の数は約214万8686人である。障害の主な原因としては、交通事故などの事故が26・6%、疾患が52・4%で89・0%が後天的な原因により障害になっている。生活については、日本は障害者年金があり、障害を持つている人もある程度の生活を営むことができるが、韓国の場合は障害者年金がなく、障害程度により月2万

ウォン(13000円程度)から7万ウォン(43000円程度)が支給される障害者手当と家族や障害者本人の収入により生活をしている。そのため、障害者家族の月平均所得は157・2万ウォン(日本円で約10万円程度)で、都市勤労者の月平均所得の52・1%にすぎない。さらに、障害者家族の62・5%が月100万ウォン(6・7万円)未満の所得で、生活保護を受けている障害者の割合が13・7%である。生活保護を受ける障害者の割合は健常者の割合(2・6%)の5倍になっている。

障害者関連施設としては、入所または通所生活施設(213カ所)、職業リハビリテーション施設(336カ所)、日本の障害者福祉センターのような障害者福祉館(108カ所)、グループホーム(188カ所)、視覚障害者のためのお手伝いセンター(40カ所)、障害者体育館(13カ所)、手話通訳(38カ所)など、計936カ所がある。その中で、生活施設にいる障害者は

1万8117人である。また、936カ所の障害者関連施設でサービスを受けている障害者は約8万人で、その数は障害者手帳を持っている障害者の約7%である。

日本における障害者関連法律については、障害者基本法をはじめ、年齢により18歳以下は児童福祉法、18歳以上は障害の類型により身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法がある。また、障害者雇用に関する「障害者の雇用の促進等に関する法律」と最近制定された障害者自立支援法などがある。しかし、韓国の障害者関連法律は、障害の類型や年齢と関係なく、分野ごとに法律が制定されている。福祉に関する「障害者福祉法」、教育に関わる「障害者等の特殊教育に関する法律」、雇に関わる「障害者の雇用促進及び職業リハビリテーション法」と「障害者企業活動促進法」、バリアフリーに関わる「障害者・老人・妊婦の便利増進に関する法」、「障害者差別禁止法」、「重度障害者の生産品の優先購買特別

*: 韓国での「障碍人」は、日本では「障害者」のため、日本に合わせ「障害者」を使用



法」などがある。

また、国の障害者関連政策として韓国は「障害者の権利に基づいた参与拡大と統合社会の実現」を基に、①障害者福祉サービスの先進化、②障害者ライフステージに合わせた教育支援体系の構築及び文化活動、③障害者が働ける社会の実現、④社会参加の拡大と障害者の権益増進、など4大目標を設定している。

具体的には、障害者福祉サービスの先進化のため、①障害登録判定体系の先進化、②障害者年金の導入、③障害者長期養育サービスの導入、④障害者住宅サービスの拡大などが示されている。また、教育支援体系の構築と文化活動のため、①障害者ライフステージに合わせた教育支援体系、②統合教育の強化、③文化バウチャ事業、④障害者生活体育事業支援が提示されている。障

害者が働く社会の実現のため、①障害者の雇用義務制度の運営の強化、②障害者を雇用する事業者への支援拡大、③障害者を多く雇用している事業者への支援拡大、④障害者の職業リハビリテーションの強化を、障害者の社会参加のために、①障害者差別禁止法の移行状況のモニタリング、②障害者活動補助サービスの強化、③障害者への補助器具の支援、④障害者のWEB接近性への配慮、などが挙げられている。

特に韓国と日本の大きな差異としては、障害者をサポートする専門職の養成や育成である。第2次大戦後、韓国は同じ東洋文化圏である日本の影響を大きく受けたが、社会の発展とともにアメリカの影響を多く受け、専門職の養成と育成に力を入れている。その影響で、韓国では障害者関連専門職である特殊教育教師、社会福祉士、医学

療法士、作業治療師、看護師は国家資格制度になっており、職業訓練教師、障害者職業カウンセラーのような職業リハビリテーション相談士、職業評価士などは関連法律に基づいて各専門学会から交付される公認資格になっている。さらに、それらの専門職は3年制以上の大学を卒業しないと試験を受ける資格さえない。このように韓国が障害者をサポートする専門職の育成と養成に力を入れている理由としては、専門職の質を高めることにより、障害者に専門的なサービスが提供され、障害福祉が一層発展できるという考えからである。

一方、当事者である障害者本人の力を伸ばすための支援については、まだ具体的な施策が作られず、一部の民間による活動が行われている状況である。

きよみづだいの ホンネ ⑥

山口 勇人

家族一番のやんちゃんな 男の子 祥太(祥ちゃん)

初めに私の弟、祥ちゃんを紹介します。祥ちゃんは重度の知的障害と自閉症を併せ持つ19歳の男の子です。

私より2つ歳下で、今年の春に養護学校の高等部を卒業しました。現在は、近隣市の障害者通所施設で主に簡単な軽作業をして働いています。

祥ちゃんは生まれてから一年半程で障害児だということが分かりました。

当時の私はあまりよく理解できなかったけれど、障害を理由に私と同じ小学校ではなく養護学校へ入学したときに弟は「普通」とは違うのだと気づきました。

祥ちゃんの障害は比較的軽く、現在の状態だと簡単な言語指示は理解できるが、二語文を上手く話すことは出来ません。

一桁の足し算の計算以外はできず、「ものへの執着が異常に強い」という一面があります。そんな祥ちゃんですが、実は誰にも真似のできない不思議な力を持っています。

それは画像や数字の記憶力。

例えば、大好きなポケットモンスターの人形が151体並んでいる写真を見せるとその全ての人形の配置を記憶することができたり、カレンダーの日付曜日を全て記憶していたりします。

過去に起こった私との兄弟げんかのこともよく記憶していて、私はしばしば「1990年〇月〇日、お兄ちゃん打った」等と怒られることがあります。私自身はすっかり忘れていますが。

そして祥ちゃんには大きな夢があります。それは自分の働いて稼いだお金でアメリカのデイズニールランドに行くこと。

その夢を叶えるために祥ちゃんは今日も

兄より先に社会の一員として立派に働いています。

普通じゃないから特別？

祥ちゃんは医学的に障害があります。

私は障害がありません。

もちろん、祥ちゃんに障害があるのは一目瞭然だけど、障害者手帳を持っているから障害者と呼ばれるのです。

もし、言葉がもう少し上手く話せて病院等に行かず障害者手帳を持っていなかったら、それは健常者？障害者？

私は8歳位の子供が会話をすると、いつも軽い驚きを感じます。

それは祥ちゃんがその年の頃には言葉が話さなかったからです。

私にとっては8歳位の子供は言葉を話さないというのが普通でした。

自分はその頃お喋りが大好きな子供だった



たのに……。だから私も障害者手帳はもらえないけれど、普通ではありません。

祥ちゃんの周りの人達は皆、祥ちゃんに優しくしてくれます。けれど、中には祥ちゃんに対する優しさが過剰であったり、祥ちゃんのことを嫌いな人達もたくさんいます。

私は祥ちゃんに対するそういう周りの行動を、どちらも特別な扱いだと思っています。もちろん感謝することはたくさんあります。けれど祥ちゃんのことを差別はしてほしくありません。

普通ではないですけど、特別でもないから、私は祥ちゃんのことを差別ではなく区別してもらいたいです。

障害があっても無くても、この世の誰もが一人一人違うのですから。

兄弟としての悩み

兄弟とは凄く単純なようで複雑な関係です。

親ほど強い結びつきはなく、伴侶よりも強い結びつきなのに、ほとんどの兄弟はいつか別々の人生を歩んで行きます。

けれど祥ちゃんは完全な独立はできません。

両親が他界もしくは動くことができなくなったときは、誰かが祥ちゃんの日常を支えなければいけません。

昔はたった一人の兄弟である私が祥ちゃんの生活を支えていかなければならないと思っていました。

けれど、私が両親から任せられたことは一つでした。

それは年に一度で良いから祥ちゃんを、大好きなデイズニerlandに連れて行ってあげること……。

この歳になれば私も祥ちゃんは将来何らかの形で人の世話になり、金銭や衣食住の



問題を扱ってもらいながら生活することは分かります。

家族の宝物、祥ちゃん。

私はそんな祥ちゃんのために何ができるのかと考えます。

しかし、両親は私に祥ちゃんのことです苦勞をかけたくないみたいです。

なので私が今祥ちゃんにできることは、将来もし祥ちゃんに何か危機があれば私が絶対に祥ちゃんを護る。

そう誓いを立てることだと思います。

未来へ向かって……

明るく元気で兄よりも体重が30キロも重い祥ちゃん。

デイズニーとポケットモンスターが大好きな祥ちゃん。

食べるのが大好きで料理が得意な祥ちゃん。

威風堂々の大男のくせに、小型犬にも怯える犬嫌いの祥ちゃん。

喧嘩をしても煩わしくても、いつもいつだって大切な弟の祥ちゃん。

祥ちゃん、辛いこともあるかもしれないけれど未来へ向かって太く翔け抜けろ。

お兄ちゃんはいつも君のことを見守っているからね。

誰とも代わることができない 自分自身の人生を生きてきたのだ

いきなり私事で恐縮だが、もうすぐ89歳になる母親が脳梗塞で倒れた。救急車で大病院に搬送されたときの医師の診断は「重篤」ということであつたが、それから1ヶ月弱（1月末現在）の間に、幸いにもゆつくりと回復し、今はまだベッドに伏しているが会話も成立するようになった。やがてリハビリ専門病院に転院する見込みである。年齢のこともあり、多くを望むことはできないかも知れないが、本人が言うように「早く家に帰りたい」という願いだけはかなえてやりたいと思う。

娘夫婦が近くにいるとはいえ、長い間母親と二人暮らしだった。私は仕事も現役の身だし、職場には多くの課題があり責任も軽いものではない。そういう状況の中で、後遺症や年齢相応の機能低下などを抱えて母親が家に帰ってくることを想像すると「はてさて」と心もとない気分である。

病院に見舞って、帰宅するのが毎日の習

慣になつた。さほど大げさでもないが、食事のことや洗濯、食器洗いにゴミ出しなど家事の真似事もやらねばならない。改めて家中を見回すと、倒れるまで、母が手にして使っていたいくつもの道具がそこかしこにある。そして、母が使うことで役割を与えられていた品々は主を失つた今も静かに息づいている。使われることがなくなったそれらの道具たちが寂しそうに見えるというのは感傷的すぎるだろうか。ただ、人間は道具とさえ、こうした相互の関係を築きながら存在していることは確かかなように感じる。使う人間の個性や思いによつて道具の使われ方も多様であり、それ故に包丁も鍋もそれぞれに個性的な存在になるのかもしれない。人間関係もそうだ。だからこそ、人はそれぞれに自分を取り巻く人やモノと自分にしかできないユニークな関係を創りだし、自分の居場所や存在を確かめることができるのだらう。

そのように思う中で、唐突に、私自身がなぜ障害者福祉において地域にこだわってきたのか、また一つの答えに出会つたような気がした。「住み慣れた地域で、親しんだ人々とともに」という意味は存外にこんなことなのかもしれない。ただ長くいたから住み慣れたというわけではなく、その日々の中で彼女がそれぞれの方法で周りの人やモノと関わり、それぞれに互いが必要とする関係を取り結んできたことに意味がある。それは特別に意識されることはなくても人々が「自分らしく」生きていることを実感するために欠かすことができないものなのだろう。清潔で設備もよく整つた病室で、きびきびとしかも丁寧に動く看護師たちに囲まれていながら、それでも、ぼんやりと心もとなさそうに横たわる母親の表情はあながち病気のせいだけでもないようにみえる。

ところで、ベルギーとフランスの合作で2001年に制作された「ポーリーヌ」(リー



ポーリーヌ：
日活

フェン・デブローワー監督」という映画がある。数年前に日本で公開されたものの、この地味な作品はもちろん単館上映で、それもほとんど話題にもならず終わった。

物語はかなり「定番」ではある。66才になり、もはや老女といってもよい知的障害をもつポーリーヌには三人の姉妹がいる。しかし、同居し面倒を見てもらっていた姉が突然倒れ亡くなってしまふ。やがて、ポーリーヌは二人の妹の間をたらい回しにされたあげくに、施設に入所させられてしまふ……。やむなく知的障害のある姉と暮らすことになった二人の妹たちは突然の出来事に慌てふためき、しかも障害のあるポーリーヌと長らく離れて暮らしていたために、付き合い方もわからずに混乱し、もてあました末の決断だった。

その後、再び「平穏」を取り戻した妹の一人は、念願だった海辺の家を買い、気ままな一人暮らしを始めるのだが、何か足りないと感じ始める。思い出されるのはポーリーヌに振り回されながらも、なぜか楽しいことも少なくなかった日々のこと。時にポーリー

ヌの純粹な笑顔にむしろ癒されていたこと、いなくなつて初めて実は互いが支え合つて生きていたことに気がつく。そして妹はポーリーヌの笑顔にもう一度会うために、そして、ポーリーヌとの生活を再開するために施設へと向かう。この展開は極めてつけの定番といつてよいほどである。美しく咲き乱れる花々といかにもそれらしいヨーロッパの街角風景や知的障害者を演じる女優の嫌みのない演技がなければ映画としてはほとんど魅力のないものであつたらう。しかしながら、繰り返し取り上げられるこのテーマに共感を誘われるのは何故だろうか。

一人で生きていくことに困難を抱える障害者はいつも誰かに託されなければ居場所がないように思われてきた。多くの場合は、親や兄弟に託される。だからこそ、例えば「親亡き後」というキーワードで表現されるように、次に託す人や場所（施設）を探すことがいかにも重大問題とされてきた。このように障害者、特に知的障害のある人はいつも「誰かにあるいはどこかに」託される人」だった。しかし、本当は、彼らだって、

ポーリーヌの場合は愛する姉に護られながら、誰とも代わることができない自分自身の人生を生きてきたのだ。にもかかわらず、姉がいなくなると同時にポーリーヌの居場所が奪われてしまふ現実、姉妹と一緒に暮らしたという日々さえもあつという間にかき消してしまふかのようだ。ポーリーヌその人ではなく、人々はポーリーヌに「献身」する姉だけを見ていたのだろう。まさに「託される人」でしかなかったポーリーヌの悲しみがそこにはある。

しかし、ポーリーヌの周りにも彼女が手を触れ心を通わせた無数のものがあり、彼女が愛した人たちがいた。それらの人や物は実はポーリーヌとともに生きていたのである。彼女が注ぐまなざしによつて、その存在がそれぞれにかけがえのないものになつていったといつてもよいかもしれない。

ポーリーヌを迎えに施設に向かった妹は、そのことに気づかされ、本当は誰もが支え合つて生きていることを確かめるように道を急いだ。

佐藤進

社会福祉法人昴を立ち上げ、何の因果か学長職に、ブログ「ときどき『カチンコ』福祉考（昴のための応援歌）」では映画評を発信。多彩多才。

ブログURL

<http://blog.livedoor.jp/pikarinco/>

新しい社会・価値・歴史を
創っていきける場所にしよう。
そんな思いに共感したさまざまな人が
自分スタイルでかかわれる場所。



社会福祉法人 みぬま福祉会 工房「集」
<http://www.mihuma-hukushi.com/KOBO-SYU/>



みぬま福祉会 工房「集」のメンバー カフェの一角にて

ハイク

社会福祉法人 みぬま福祉会

工房「集」



KOBO SYU

調理場の壁一面に描かれた人の顔、無造作に塗られた食堂の床。廊下にあるまっ黒な壁を切り取った小さな細長い内窓からは、絵を描いている人、機織りをしている人、何もしない人：仲間たちが仕事をする様子が見える。建物のいたるところに塗られた色や何気ない絵には、そこに込められた思いと歴史が伝わってくる。

社会福祉法人みぬま福祉会「工房集」は、2002年川口太陽の家の分場としてスタートした。当初、川口太陽の家では、缶プレス、工場の油抜き布の作成をしていた。しかし、その仕事に合わない人がいたことが、福祉作業所としてもつと根底にある。„障害のある方にとつての仕事とは何か“を考えると、きつかけになったという。作業中、個室にこもって過ごしたり、かわるだけでパニックになったりする人たちにどう向き合っていけばいいのか、悩む日々。決められた作業はなかなかうまくいかない。ただ、絵を描くことで時間を過ごす人がいた。それなら、その絵を描くというのを大事にしてみよう、そう思ったことから、表現活動を仕事にできないかという模索がはじまる。初めは、「絵を描くだけで仕事と言えるのか」という声もあったが、そ



「建物に思いを込めよう」建物ができるときに行ったアートプロジェクト。アトリエの床にも一面も思い思いに色が塗られている



カフェの壁に飾られた作品。左は香酢を使った紙すき。柿渋で色を出している



制作風景。メンバーの自由な居方が「集」全体の雰囲気を作り出している



の問いを「仕事の意味は何なのか」ということに置き換えて考えた。それは、お金を稼ぐこと、社会とつながること、それによってその人が豊かになることだ、そこに行きつく。その仕組みをつくって社会に発してみよう、そんな考えが徐々に固まってきた。

初めは、描いた絵をポストカードにしたりと、地道な活動によってお金を得ていった。ただ、この施設でもやっているようなバザーで売るという方法

にはしたくない。一生懸命に頑張っている姿を見せることで商品を買ってもらう、そんなやり方への違和感があった。そしてそれは「展覧会をやってみよう」という思いに火をつける。一番初めに行った展覧会は機織り展だった。宣伝効果もあり、4日間で100万円の収入があった。今までいくら頑張っても少しのお金にしかならなかったことが、こんなにインパクトを与えることができたということに自信をつけ、

また興味をもってくれる人が集まった。何よりも、作品を面白いと評価してくれた画家、アーティストなどのつながりができていったことが工房「集」のその先の活動に、大きな影響を与える。3回目の展覧会ではその方々から、レイアウトのアドバイスももらった。プロの手が入ることによって魅せ方がまったく違うものになり、作品と向き合う姿勢に感動し、刺激を受けた。「作品を大切にすることは、個人を大切に

ま福祉会の絵を描く仲間以外にも参加を呼びかけ、かかわる人々にとってそれぞれに愛着のあるものができあがった。「利用する仲間だけの施設としてではなく、新しい社会・歴史・価値観を創るためにいろんな人が集まって行こう、そんな外に開かれた場所にしていこう」という想いをこめて、「集」と名付けた。

障害のある人を知らなかった人が、作品の面白さ、工房集から生まれるパワーに影響され、本人たちへのかかわり方のイメージを変えた。車椅子を押すことではなく、何かお世話をすることではなく、自分の得意を持ち寄って自分スタイルでかかわっていく。そんな発見が生まれていった。

理解してもらおうとは、社会の中で求められているものを提案して、一緒に楽しむことから始まる。「一人ひとりを大切に。誰一人として例外にしないために」みんなの可能性を信じてみよう。社会に向けて放つてみたその思いは、さまざまながりを生み、影響し刺激しあつて素敵な連鎖反応を起こした。そして、たくさんの人にとって温かく心地よい場所ができたのだ。ノーマライゼーションは、こうして創られていくのかもしれない。

KOBO SYU



「工房 集から外に出ました」展 川口市立アートギャラリー アトリアにて

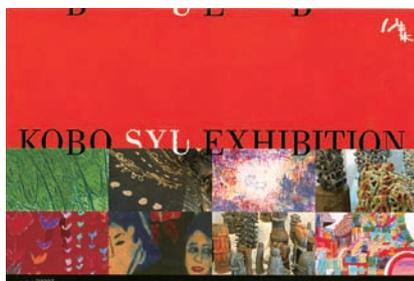


木を自由に切って色をつけ、つなげて作った作品

題 「かまくら」



「工房 集」展 工房 集にて



コラボレーション展

「つなげてひらいて…そして」

2009.03.01 sun ~ 03.14 sat

全国よりさまざまな個性的な作品を集めて行った展覧会。遠方からもたくさんの方が来場した。



施設に入所している作者が、17年間週末家に帰るときに折り続けた鶴

希望はあるか——。かつて、出口が見えない経済危機のまっただ中で、小さな弱い命を見つめたことがあった。これから続く高齢化の急坂を登るために、人間と社会の変革をとまなう公共事業を考えよう。

車と道路

6000、4310、13500、2000、3300……この数字が何を表わしているのかわかるだろうか。合計29110。正解は、世界経済不況の中で、トヨタ、ホンダ、日産、マツダ、三菱自動車今年2月までに発表した国内の人員削減数である。奇しくも日本の年間の自殺者数に匹敵する数字である。

高度成長からバブル後の不況を経て今日に至るまで、この国の経済を牽引してきたのは自動車だった。日本は、車と電気製品を外国に売って石油や穀物を輸入することで経済が成り立っている国なのである、と言っても的外れではないだろう。

サブプライムに端を発する世界経済危機の直前には原油の高騰が止まらず、1リットル200円近くまで達したことはまだ記憶に新しい。道路建設とガソリン税をめぐる暫定税率の論議が熱く闘わされていたのはつい昨日のことのようだ。

しかし、何のことはない、車そのものが売れなくなり、それ以前から車に乗らない若者も増えている。人口の自然減はすでに始まっており、しゃかりきになって道路を建設したところでいずれは道路そのものをそんなに必要としない時代がやってくるのは目に見えている。

大都会の年寄り

もちろん楽観論はある。敗戦やバブル崩壊などの危機も日本経済は乗り切ってきたのではない……。景気と不景気の波は定期的にやってくるもので、いざなぎ景気を超える好景気がいつか終わってマインাস基調になることは以前からわかっていた。いずれは再び好景気への曲線を描くことになる……。

しかし、当時と現在では決定的に異なる要素がある。それは高齢化が急速に進み、人口減にも歯止めが掛からなくなるという現実である。

藻谷浩介・日本政策投資銀行地域振興部参事役によると、少子化とは産まれて

くる赤ちゃんの絶対的な減少であって出生率の低下はその要因に過ぎず、出産適齢期の女性の数は今後20年間で3割程度減少する。実際、日本の出生者数はピークの73年（209万人）から年々下がり、07年には109万人と半減しており、その結果16歳を超える女性の数も年々減少しているという。

一方、2012年から団塊世代は65歳を迎えるようになり、毎年200万人以上が高齢者の仲間入りする。2030年の65歳以上の人口は3667万人で、05年の1.4倍、75歳以上は2266万人で2.0倍だ。

もう一つ深刻な問題がある。現在は過疎地の高齢化が問題にされているが、2030年ごろもつとも深刻になるのは都市部、特に首都圏だ。団塊世代が高度成長期に流れ込んだ大都市圏の高齢化がこれから深刻化していく。07年5月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した都道府県別人口予測によると、首都圏1都3県で05年～15年に見込まれる65歳以上人口の増加は270万人（45%増）。75歳以上人口となると150万人以上（63%増）である。その結果、首都圏の15年の高齢化率は25%にもなり、大都市圏での医療や福祉需要の逼迫と関連歳出の増加が深刻な課題になってくるのだ

この国の福祉はどこへ……

野沢和弘

(社会保障審議会障害者部会委員)

(2月8日毎日新聞「発言席」)。

単線型成功モデルから の逸脱

その首都圏、東京——。六本木、汐留、原宿、品川、丸の内……都心の再開発は小泉内閣時代の容積率の規制緩和によって次々に行われ、東京をまるごと作り変えるような趣すらある。ブランド店や高級飲食店がテナントとして入り、人口やビジネスや富の一極集中を象徴するものとなっている。

しかし、そのすぐ足元できらびやかな都会とはかけ離れた風景が広がっている。たとえば、JR東京駅の京葉線・丸の内側コンコースには昨年末ごろから路上生活をする人々の姿が急速に増えてきた。それも一見して路上生活者だとはわからない人が多いのが特徴で、大きなカバンを置いて週刊誌や文庫本を読んでいる姿は、翠朝の始発電車を待っている人のようにも見える。東京駅を通勤に利用するサラリーマンの日常のすぐそこに路上生活が待ち構えているようで妙にリアルな不安を掻き立てられるのは私だけではないだろう。

また、戦後から高度成長期にかけて地方から東京へ流れ込んできた人々を受け入れるために建設された都営アパートや

大規模公団住宅では高齢化が進み、高齢者のみの世帯や独居老人で周囲との関係性を絶った状態で生活している人が大勢いることが以前から問題になっている。都会での孤独死が報じられることも目新しいことではない。

〈単線型成功モデル〉をめざしてレールの上をひた走ってきた戦後日本人の栄光と絶望を嫌でも見せ付けられるのが現在の東京なのである。高い偏差値の学校に進学し、給料や社会的地位の高い職業につき、そこでも出世競争に駆り立てられるのが〈単線型成功モデル〉の人生である。競争に敗れば派遣切りやリストラによって奈落の底に突き落とされる。かろうじてレールにしがみついてもゴールにたどりついていても孤独な老後が待っている。

その東京こそが近い将来の“高齢化パンドミック”の主舞台になるのである。

現代人の幸福

「こんなに充実した毎日を送れるとは思っていませんでした。楽しくてしかたないんです」。企業の最前線で定年まで働き続けたあと、障害者の就労現場でジョブコーチをしている人は「今が一番幸せなんです」と言って笑った。前号の巻頭インタビューに登場した物理学博士

でロケット工学を長年研究してきた大門亘さんは「弱い人にやさしくするのが自分とはとても好きなんです」と言う。

彼らの今の生活は〈単線型成功モデル〉からはずれたところに幸福が眠っていることをよく物語っているのではないか。

日本を代表する監査法人「トーマツ」は障害者雇用に熱心である。丸の内や八重洲など東京駅周辺にある超近代的オフィスビルでは特例子会社トーマツチャレンジの社員である障害者が大勢働いている。この3年間で58人も障害者を雇用し、その多くが都心で働いているのだ。トーマツのCEO(包括代表)は「彼らに大きな声で『おはようございます』と声を掛けられたとき、とてもうれしくなった。こんなふうにあいさつされるのは何年ぶりなんだろうと思った」と語っていたことがある。

どこの企業でもそうだが、グローバルズムが世界中を席卷しメガコンペティション(大競争)の渦の中で非効率なものを削ぎ落として利益を追求した結果、自分自身も擦り減って負の連鎖に陥っているように思えることがある。

そうした企業や社会で生きる人々ととって、削ぎ落とされてきた(非効率なもの)の存在が今ほど必要なきはないのではないか。はじめから単線型成功モ

デルのレールに乗れない人々の存在が疲弊した現代人の精神を救うのである。成功モデルからはずれてもやる気とチャンスがあれば何度でも挑戦する、成功モデルとは別のところに生きがいを見出す……さまざまな個性や価値観が混ざり合うことによって、やさしさや活力は生まれるのだ。

人間と社会の 変革をともしなう公共事業

「弱い人とふれあうことによって人間はやさしくなれる。やさしい風が街に吹くような社会を作っていかなければならない」。前厚生労働事務次官の辻哲夫さんは医療や福祉に大胆に国家予算を傾斜し「人間と社会の変革をともしなう新しい公共事業」を創設していくことを提唱している。

団塊世代が高齢者となりさらに後期高齢者になるころまで、この国の高齢化の急坂は続く。介護や医療を今から充実させていかなければその先の未来を開くことはできない。雇用政策や内需拡大の面でもこんなに予算を傾斜させる現場があることにもっと注目すべきだと辻さんは力説する。

この国の福祉を占うことは、この国の未来そのものを占うことである。



大島空港*

▲三原山

ぱんだスペシャル

in 伊豆大島

春、島で福祉を考えた



2008.2.7~8

「あつたかいところ、好きです」。曾根原カメラマンの淡い期待は強風で吹き飛ばされた。PandA一行が空と海からたどりついた伊豆大島では「椿祭り」が行われていたが、風はかなり寒い。しかも、強い。三原山の噴火による「裏砂漠」はまるで地球とは思えないような世界である。そこで、PandAの乗った車は砂に車輪が埋まり動かなくなった。このまま世界の果てに取り残されるのか……一瞬そう思ったが、案内役の「第2大島恵の園」の支援員、三澤朋洋さんが慣れた様子で脱出させてくれた。

夜は海岸近くの小さな居酒屋で三澤さんと仲間の施設職員らも入って大宴会！ 入りきれない若者は外で夜風にびゅーびゅー煽られながら酒盛りをした。この施設では大島近海の海水から塩を作っている。名物のくさやも作る予定だという。「大島の入所施設」と聞いて、言葉は悪いがなにやら島流しのようなイメージを抱いていたが、みんな元気で意識も高い。三澤さんはPandAの市川記者の慶応大学の先輩という。尾崎豊が大好きだという三澤さんと島の福祉を語ろうと思っていたが、あまりに時間がなく強い焼酎で酔っ払ってしまった。ああ、島にも障害者がいる。うまい肴がある。

(文責・野沢)